

第四次地域管理経営計画書

(久慈・閉伊川森林計画区)

計画期間	自	平成24年 4 月 1 日
	至	平成29年 3 月31日

東 北 森 林 管 理 局

第四次地域管理経営計画書

(久慈・閉伊川森林計画区)

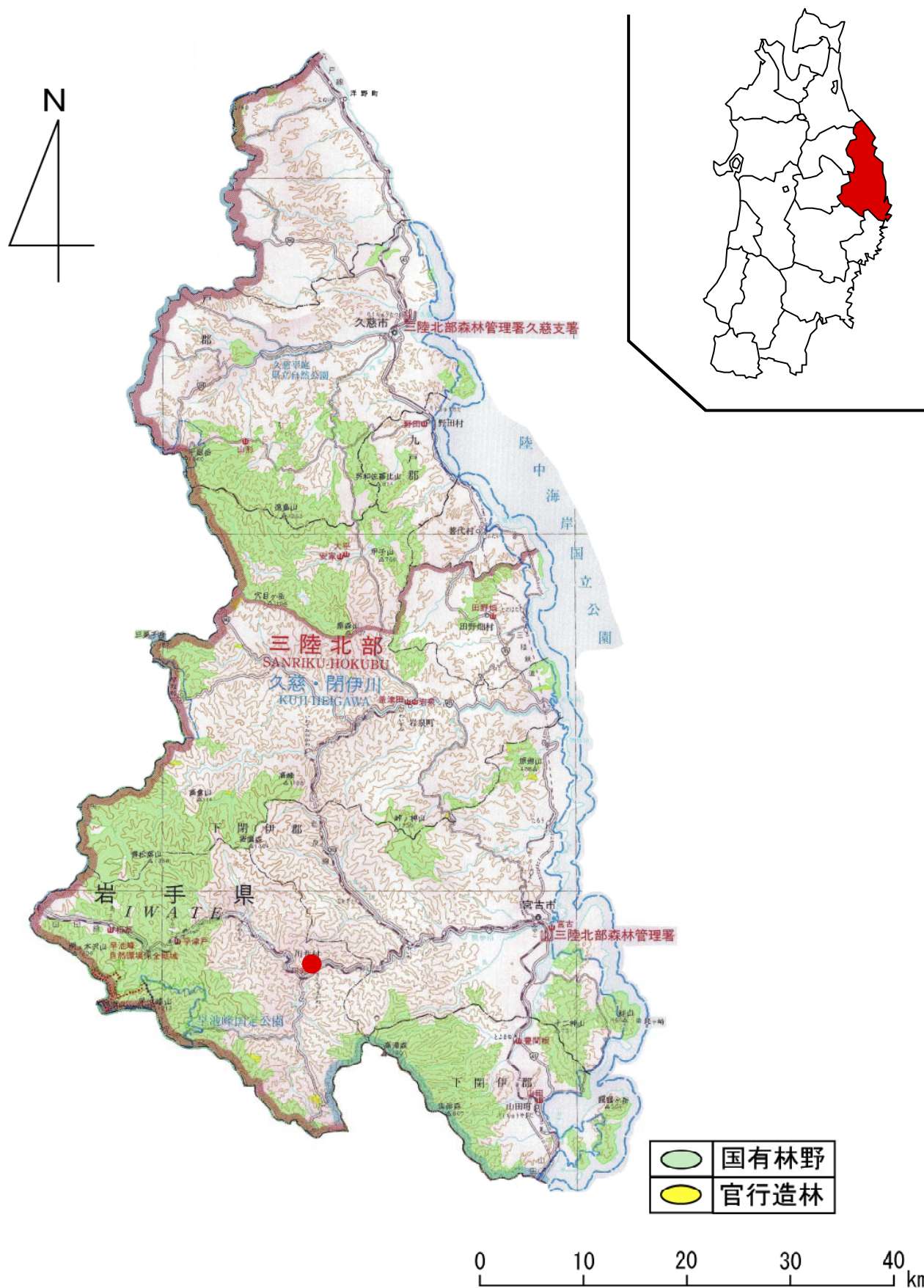
計画期間

〔 自 平成 2 4 年 4 月 1 日
至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 〕

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする久慈・閉伊川森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

久慈・閉伊川森林計画区的位置図



※なお、三陸北部森林管理署は、東日本大震災の津波により庁舎が被災したため、宮古市川井生涯学習センター内の仮庁舎（赤丸箇所）にて業務の執行を行っております。

目 次

はじめに	1
I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
1 国有林野の管理経営の基本方針	2
(1) 計画区の概況	2
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	2
① 計画区内の国有林野の現況	
② 主要事業の実績	
ア 伐採量	
イ 更新量	
ウ 保育量	
エ 林道の開設及び改良	
オ 保護林・緑の回廊	
(3) 持続可能な森林経営の実施方向	6
① 生物多様性の保全	
② 森林生態系の生産力の維持	
③ 森林生態系の健全性と活力の維持	
④ 土壌及び水資源の保全と維持等	
⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
(4) 政策課題への対応	8
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
(1) 機能類型ごとの管理経営の方向	9
① 水土保持林における管理経営の指針とその他水土保持林に関する事項	
ア 国土保全タイプ	
イ 水源涵養タイプ	
② 森林と人との共生林における管理経営の指針と その他森林と人との共生林に関する事項	
ア 自然維持タイプ	
イ 森林空間利用タイプ	
③ 資源の循環利用林における管理経営の指針と その他資源の循環利用林に関する事項	
(2) 地域ごとの機能類型の方向	12
ア 岩泉町安家、久慈市山根・山形地区（久慈 1～91、100～172、200、201 林班）	
イ 久慈沿岸地区（久慈 94～99、179～196 林班）	
ウ 大川地区（三陸北部 501～548、593、594 林班）	
エ 早坂高原地区（三陸北部 549～550、553～560 林班）	
オ 田野畑地区（三陸北部 563～567、569～575、578、579、595、596 林班）	
カ 田老地区（三陸北部 580～587、591、592 林班）	
キ 松草地区（三陸北部 206～209、329～389、391～414 林班）	

ク	江鑿・門馬地区（三陸北部 180～196、198～204、301～328、420 林班）	
ケ	小国地区（三陸北部 175～179 林班）	
コ	豊間根地区（三陸北部 36～74 林班）	
サ	亀ヶ森地区（三陸北部 75～78 林班）	
シ	宮古沿岸地区（三陸北部 1～31 林班）	
3	流域管理システムの推進に必要な事項	1 5
	① 流域ニーズの的確な把握	
	② 国有林野の情報、技術、フィールドの提供	
	③ 民有林・国有林一体となった取組	
	④ 林業事業体の育成	
	⑤ 下流域との連携	
4	主要事業の実施に関する事項	1 6
	① 伐採総量	
	② 更新総量	
	③ 保育総量	
	④ 林道の開設及び改良の総量	
5	その他必要な事項	1 7
	① 温暖化防止対策の推進	
	② 生物多様性の保全	

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1	巡視に関する事項	1 8
	（1）山火事防止等の森林保全巡視	1 8
	（2）境界の保全管理	1 8
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	1 8
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	1 9
	（1）保護林	1 9
	（2）緑の回廊	1 9
4	その他必要な事項	2 0
	（1）水辺の整備	2 0
	（2）希少な野生動植物の保護	2 0
	（3）野生動物との共生及び被害対策	2 0
	（4）その他	2 0

III 林産物の供給に関する事項

1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	2 0
2	その他必要な事項	2 1

IV 国有林野の活用に関する事項

1	国有林野の活用の推進方針	2 1
2	国有林野の活用の具体的手法	2 1
3	その他必要な事項	2 1

V 国民の参加による森林の整備に関する事項

- 1 国民参加の森林に関する事項…………… 2 1
- 2 分収林に関する事項…………… 2 2
- 3 その他必要な事項…………… 2 2
 - (1) 森林環境教育の推進…………… 2 2
 - (2) 森林の整備・保全等への国民参加…………… 2 3
 - (3) 地域住民や関係機関と連携した取組…………… 2 3
 - (4) 地域に根ざした自主的な取組の推進…………… 2 3
 - (5) 双方向の情報受発信…………… 2 4

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項…………… 2 4
- 2 地域の振興に関する事項…………… 2 4
- 3 その他必要な事項…………… 2 4

別表 1 ～ 6…………… 2 5 ～ 2 6

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進し、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきた。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林野事業への期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

また、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」及び平成22年11月にとりまとめられた、森林・林業再生プランの推進のための具体的な施策の方向性である「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の具体化を図るために、平成23年4月には、適正な森林施業の確保や森林計画制度の見直しを内容とする森林法の一部改正が行われた。このように、民有林施策において、あらゆる分野において見直しが行われている中であって、国有林野事業についても、①民有林との一体的な路網の整備、間伐の実施など共同した施業の推進、②民有林と連携した木材の安定供給体制の構築や、木材価格の急激な変動時における供給調整、③国有林野のフィールド等を活用したフォレストナーなどの人材育成など、民有林との連携、民有林の経営に対する支援等の積極的な実施が強く求められており、その役割はきわめて重要である。

このため、平成23年7月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、国有林野については、「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要がある、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することとされた。

本計画は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の久慈・閉伊川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた第四次計画である。

久慈・閉伊川森林計画区における国有林野の今後の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、地域の理解と協力を得ながら、平成24年4月1日を始期として策定した本計画に基づき適切に行う。

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、岩手県の北東部に位置する久慈・閉伊川森林計画区内の国有林野 93,631ha である。

当計画区は北上高地から太平洋沿岸に東傾しており、主な山岳は、早池峰山、遠別岳、三巢子岳、薬師岳がある。また、主な河川は、久慈川、安家川、普代川、小本川、田老川、閉伊川、津軽石川等が東流して太平洋に注いでいる。

林況は、林地面積の 56% がブナ、ナラ類、アカマツ等の天然林、44% がアカマツやカラマツの人工林である。

当計画区内では、優れた景観を有する地域が多く、原始的な天然林等の優れた自然環境を維持・保全するため「早池峰山周辺森林生態系保護地域」を設定しているとともに、「陸中海岸国立公園」、「早池峰国定公園」、「久慈平庭県立自然公園」等に指定されており、登山、渓谷等の散策、キャンプ等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

また、豊かな森林資源を利用して従来より木材加工業が発達しており、地域の重要な産業となっている。

さらに、東日本大震災の津波により多くの家屋、工場等が被害を受け、今後は復興建築等資材として当計画区の森林資源を安定的に供給することが重要となってくる。

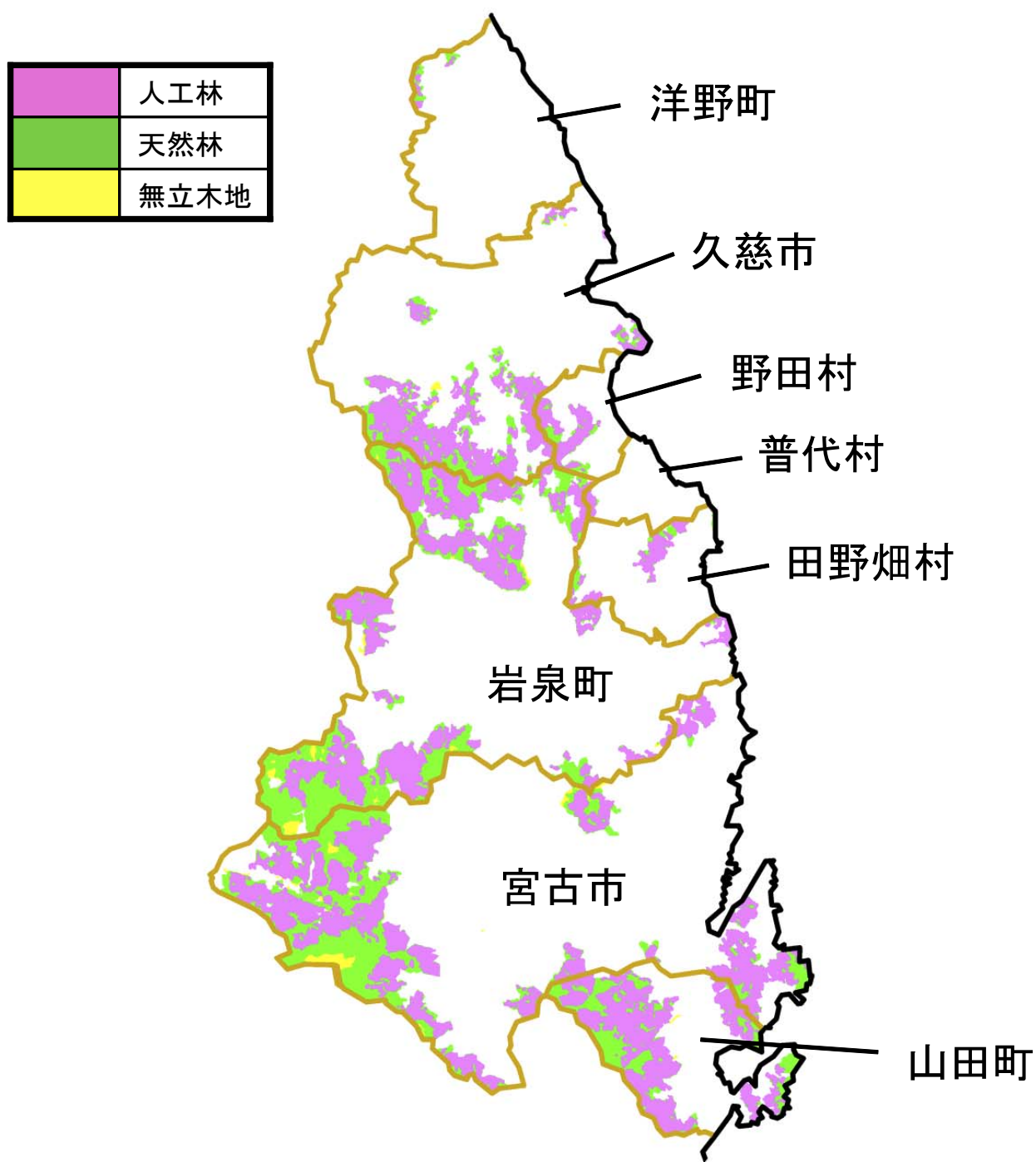
このような当計画区の特徴を捉え、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、東日本大震災からの復興、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

① 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 23 年 12 月時点）としては、人工林を中心とする育成林が 41,333ha（育成単層林 39,021ha、育成複層林 2,312ha）、天然生林が 47,234ha となっており、主な樹種としては針葉樹ではアカマツ 3,359 千m³、カラマツ 2,798 千m³、スギ 686 千m³、広葉樹ではブナ 1,314 千m³、ナラ類 1,284 千m³となっている。また、林相別では、針葉樹林 32 千ha、針広混交林 14 千ha、広葉樹林 42 千haとなっている。

人工林の齢級構成では、間伐対象齢級である 4 齢級から 12 齢級が約 9 割強と大半を占め、13 齢級以上の高齢級林分は約 1 割弱となっている。



図一 1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

② 主要事業の実績

第三次計画（H19年度～H23年度）における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

ア 伐採量

主伐の伐採量については、H21年の計画変更により主伐に伐採量を追加計上した臨時伐採を、地球温暖化対策に資する間伐として実施したことにより、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、臨時伐採で地球温暖化対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

（単位：材積 千m3）

	計画		実績	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	2 6 3	3 9 6 (7,607 ha)	1 5 4	4 6 1 (7,278 ha)

注1）（ ）は間伐面積である。

注2）伐採量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

イ 更新量

人工造林については、分収造林及び分収育林で計画期間の後半に実施した主伐の更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、天然更新の完了を確認するまで一定の期間を設けることとしたため、計画を下回る実績となった。

（単位：面積ha）

	計画		実績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	4 7 3	8 3	2 3 8	3 1

注1）更新量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

ウ 保育量

下刈については、分収造林及び分収育林で計画期間の後半に実施した主伐の更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するために、保育作業を積極的に実施した結果、計画を上回る実績となった。

(単位：面積ha)

	計画		実績	
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	1, 5 1 2	1 1 6	8 9 4	2, 9 6 0

注 1) 保育量の実績の数値については、平成 1 9 ～ 2 2 年度分は実績数値、平成 2 3 年度分は見込み数値である。

エ 林道の開設及び改良

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的に実施した結果、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、当初見込まれていなかった災害への対応等により計画を上回る実績となった。

区分		計画	実績
開 設	路線数	2 0	5
	延長量 (km)	4 0 . 7	1 0 . 3
改 良	路線数	0	2 3
	延長量 (km)	0	5 . 9

注 1) 林道の開設の実績の数値については、平成 1 9 ～ 2 2 年度分は実績数値、平成 2 3 年度分は見込み数値である。また、改良についても同様である。

オ 保護林・緑の回廊

保護林及び緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

なお、緑の回廊における面積の減少は、国有林野を一部道路拡幅工事用地として売り払ったことによるものである。

(単位：面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
保護林	1 1	4, 2 6 9	1 1	4, 2 6 9

(単位：延長 km、面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
緑の回廊	7 1	1 4, 8 7 8	7 1	1 4, 8 7 7

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス※¹に参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（64指標）が示されている。

当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・ 保護林及び緑の回廊の保全
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

② 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・ 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ マツくい虫等森林病虫害の監視強化及び早期駆除

④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 尾根筋、沢沿い等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持促進するため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産、とりわけ利用間伐の推進

⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 「遊々の森」等を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ 十二神自然観察教育林等レクリエーションの森の利用促進
- ・ 木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

①～⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やホームページの充実による情報発信

※1 「モンテリオールプロセス」とは、1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12ヵ国が参加しており、2007年（平成19年）1月より、我が国が事務局となっている。

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主な取組目標
森林の公益的機能の発揮	【生物多様性の保全】 「早池峰山周辺森林生態系保護地域」などの保護林については適切な保護を図るとともに、「北上高地緑の回廊」については針広混交林に誘導するための抜伐りやモニタリング調査を必要に応じて実施する。 【森林吸収源対策の推進】 森林吸収源対策を図るため、育成林において、間伐、除伐等の森林整備を積極的に実施する。 【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工38箇所、山腹工4箇所の治山事業を実施する。 また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する山火事被害を受けた山田町田の浜地区上流域及び津波被害を受けた宮古市重茂半島与奈地区上流域において、治山施設を設置する。
地域の林業・木材産業への貢献	【木材の安定供給】 カラマツを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や森林整備を行うための路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進する。 【民国連携した森林整備の実施】 国有林との隣接民有林を対象として、森林整備の目標、路網の設置等に関する事項を定めた森林整備促進協定を締結し、民・国一体となった森林整備を推進する。 【新たな技術の実践・実証】 コンテナ苗を用いた植栽について、森林総合研究所等と連携して実証的な調査を進め、低コスト造林システムの普及に向けた取組を実施する。
国民の森林としての国有林の活用	【国民参加の森林づくり】 国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「遊々の森」として設定された「ぐれっと遊々の森」や「木の博物館分館9号「大樹の森」」等において、引き続き、必要な助言や技術指導等の支援を実施する。 また、「レクリエーションの森」として設定された十二神自然観察教育林については、引き続き、森林レクリエーションの場として利用促進を図る。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源の涵養を目的とする「水土保全林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、さらに国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、下記の図のとおり「水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を機能類型に応じてそれぞれ明記する。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で、年齢構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林		
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タイ プ	水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (立地条件により除外する場合もある。)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表1のとおり)	快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表2のとおり)
	水 源 涵 養 タイ プ			
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 タイ プ		保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表3のとおり)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表4のとおり)(立地条件により区分する場合がある。)
	森 林 空 間 利 用 タイ プ		保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表5のとおり)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表6のとおり)(立地条件により区分する場合がある。)
資 源 の 循 環 利 用 林				

(注)分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

① 水土保持林における管理経営の指針その他水土保持林に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて機能の維持増進のための施設の整備を図る。

具体的には、水土保持林については、国土保全タイプと水源涵養タイプの2つに分けて取り扱う。

また、前計画では、水土保持林66,623ha（国土保全タイプ15,519ha、水源涵養タイプ51,104ha）としていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源涵養保安林の指定を推進したため、水土保持林の面積が下表のとおり増加することとなった。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、山地災害の防止には根系が深く発達し下層植生の発達が良好な森林、気象害への防備には樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の高い樹種によって形成された森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

イ 水源涵養タイプ

水源涵養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、団粒構造がよく発達し、多様な樹種で構成されるなど根系や下層植生の発達が良好な森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面 積	15,515	52,208	67,723

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 森林と人との共生林における管理経営の指針その他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて機能の維持増進のための施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱う。

また、前計画では、森林と人との共生林16,807ha（自然維持タイプ15,9

6 4 ha、森林空間利用タイプ 8 4 4 ha) としていたところ、今回の計画では、下表のとおり、前計画と比較して大きな変更はない。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ		計
		うち、保護林	うち、 レクリエーションの森	
面 積	1 5, 9 6 2	4, 2 6 9	8 4 1	1 6, 8 0 3

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 資源の循環利用林における管理経営の指針その他資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林においては、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

具体的には、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行う。

また、前計画では、資源の循環利用林 1 0, 2 0 5 haとしていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源涵養保安林の指定を推進したため、下表のとおり、その面積が減少することとなった。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	7, 5 8 1	1, 5 0 8	9, 0 8 9

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 岩泉町安家、久慈市山根・山形地区（久慈 1～91、100～172、200、201 林班）

当地区は、北上高地に位置し、ブナを主とする天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。イヌワシ・クマタカ等猛禽類の営巣地があり、稜線部は、「北上高地緑の回廊」に指定され、野生動植物等の保護の観点から計画的な森林施業を進めるとこととする。

当地区は、地形は比較的安定しているが、沢沿いの一部には崩壊地があるとともに、久慈市等の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

なお、平庭岳周辺は、優れた景観を有することから、「久慈平庭県立自然公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

イ 久慈沿岸地区（久慈 94～99、179～196林班）

当地区は、太平洋に面した、アカマツ人工林とナラ等の広葉樹天然林を主体とした海岸林となっている。

当地区の海岸線は、優れた景観を有することから、「陸中海岸国立公園」に指定されているほか、侍浜の丘陵地帯は優れた形質を持つアカマツが存在していることから、「侍浜松保護林」に設定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

なお、海岸林の他の部分は、そのほとんどは断崖で、風雨及び波による侵食が進行し、山腹崩壊及び土砂流出等が多く見られ、土砂崩壊防備保安林に指定されており、崩落防止対策等を講じてきているところであり、山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととし、今後も計画的に対策を継続していく。

ウ 大川地区（三陸北部 501～548、593、594 林班）

当地区は、岩泉町の南西部、大川の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

大川流域は、岩泉町の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養保安林に

指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

なお、ハクサンシャクナゲ、ミズバショウが群生し、湿原特有の景観をなす「櫃取湿原保護林」及びその周辺一帯は、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

エ 早坂高原地区（三陸北部 549～550、553～560 林班）

当地区は、岩泉町の北西部に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

明神頭、笹森の峰周辺は「外山早坂高原県立自然公園」に隣接していることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

オ 田野畑地区（三陸北部 563～567、569～575、578、579、595、596 林班）

当地区は、田野畑村の海岸部から内陸部にかけて広がっており、ブナ、アカマツ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、内陸部が集落や農地に隣接するなど農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

海岸部は、北山崎、鵜の巣断崖など優れた景観を有することから、「陸中海岸国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととし、

「陸中海岸国立公園」に並行する国道45号線沿いの人工林についても、景観の維持向上を図る。

カ 田老地区（三陸北部 580～587、591、592 林班）

当地区は、宮古市田老町の北西部に当たる摂待川の中流部から上流部に位置し、ブナ、アカマツ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、摂待川沿いに集落及び農地が隣接しており、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

キ 松草地区（三陸北部 206～209、329～389、391～414 林班）

当地区は、北上高地の山岳で閉伊川をはさんで南北に広がっており、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

山岳部は、ブナを主とする天然林が存在するとともに、貴重な野生動植物が生息・

生育することから、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「早池峰国定公園」、「早池峰自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

ク 江繫・門馬地区（三陸北部 180～196、198～204、301～328、420 林班）

当地区は、北上高地の早池峰山麓に広がっており、アオモリトドマツ、コメツガ、ヒバ等の天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

地形は急峻で崩壊しやすいことから、大部分が土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林又は水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壌保全機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

なお、早池峰山周辺は、ブナを主体とする天然林が存在するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育することから、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定するとともに、「早池峰国定公園」、「早池峰自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

ケ 小国地区（三陸北部 175～179 林班）

当地区は、宮古市の南西側に位置する北上高地に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

コ 豊間根地区（三陸北部 36～74 林班）

当地区は、山田町及び宮古市の西部内陸地域に位置し、ブナ、アカマツ等の天然林及びアカマツ人工林からなっている。

当地区は、豊間根川や荒川等の下流域に集落や農耕地が広がっており、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

サ 亀ヶ森地区（三陸北部 75～78 林班）

当地区は、田老川の源流部に位置し、ブナ、ナラ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、宮古市田老町の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養機能を発揮させるため、水土保持林に区分して管理経営を行う。

シ 宮古沿岸地区（三陸北部 1～31 林班）

当地区は、宮古市及び山田町の重茂、船越半島に広がっており、主にアカマツ人工林からなっている。

海岸部は、鮎ヶ崎など優れた景観を有し、全国的にも有名な観光地であることから、「陸中海岸国立公園」に指定されているとともに、重茂半島の中心部に位置する十二

神山周辺は、ブナを主とする天然広葉樹林で美しい景観を有することから、「レクリエーションの森（十二神自然観察教育林）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。また、「陸中海岸国立公園」に並行する国道45号線沿いの人工林についても、景観の維持向上を図る。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林組合等林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムや森林・林業再生プランの実現に向けた取組を先導的・積極的に進めていく。

① 流域ニーズの的確な把握

林業関係機関・団体等との会合等において、森林の保全整備、林産物の安定的供給等、川上から川下までを通じた課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営に活かしていくよう努める。

具体的には、カラマツ等の間伐材の安定供給、生産コストの縮減につながる路網の整備をはじめとする森林の整備・保全の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に努めていく。

また、森林ボランティア団体との意見交換会を開催し、ボランティアによる森林整備についての課題や要請を把握し、ボランティア活動の支援に努める。

② 国有林野の情報、技術、フィールドの提供等

二川目カラマツ人工林施業指標林等のフィールドを活用して、国有林野における管理経営や森林整備技術についての情報を積極的に提供する。

また、森林・林業再生プランの実施に資するため、准フォレスターを署に配置し、県の准フォレスターと連携して市町村森林整備計画策定等への支援業務を行うとともに、高性能林業機械等の利用や列状間伐、計画的な路網の整備等による効率的・効果的な間伐に取り組み、技術指導や研修に必要なフィールドを提供し、岩手県、岩手県林業労働力確保支援センター等と連携した森林施業技術検討会の実施等により林業技術の向上に努める。

具体的には、各林業・森林施業等協議会に積極的に参加するとともに、国有林野事業の情報提供、情報交換及びフィールドの提供により、森林・林業再生プラン等の実行に向け森林共同施業団地の設定、路網の整備など、民国一体となった施業の実践に向けて各種取組を行っていく。

③ 民有林・国有林一体となった取組

森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との調整を図り合理的な路網整備に努めるとともに、民有林と隣接する国有林においては、民・国が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業

団地の設定を推進する。

また、カラマツ、アカマツ等地域材の利用促進や銘木化、森林吸収源対策のための間伐の推進や木材の安定供給に加え、土木工事等への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの利用等に努める。

④ 林業事業体の育成

国有林材の安定供給システムによる販売の推進、計画的な事業発注のほか、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努める。

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資する。

また、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努め、森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図る。

⑤ 下流域との連携

遊々の森、小中学生等に対する作業体験や森林教室等の各種活動の支援、十二神自然観察教育林等を活用した森林浴や自然観察会による森林とのふれあいの場の提供、事業見学会等を通じて、下流域住民、利水者等に対して森林の働き、森林・林業の役割等の情報を分かりやすく提供し、森林・林業に対する理解の醸成に努めるとともに、分収林等の制度を活用し、下流域関係者自ら行う水源林整備等のフィールド及び技術を提供する。

具体的には、下流域住民を対象とした国有林の事業見学会の実施など下流域住民等に対して森林の持つ公益的機能や森林・林業の重要性について理解を深めていただく取組を実施しており、引き続き積極的なフィールド提供や技術指導等に努める。

また、宮古市は、森林そのものを展示施設として位置づけた「木の博物館」の分館を市内16カ所に配置しており、「遊々の森」として設定されている7号分館「景観の森」を含め8箇所について森林管理署との協定を締結し、フィールドを提供している。今後とも新たな分館の配置についても国有林のフィールドを提供していく。

4 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業の発注に努める。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努める。

具体的には、分収造林及び分収育林の契約期間満了に伴う主伐により、更新量の大幅な増加が見込まれることから、年度毎の主伐面積を平準化する等、計画的に実施する。また、伐採予定箇所の分収造林の大半がアカマツであること、砂礫、急傾斜地も多いこと、広葉樹が侵入し成長が劣っている林分も多いことなどから、更新にあたっては、新植以外に、天然下種更新やぼう芽更新等、天然力を活用した更新方法を検討する。

天然更新型複層林誘導施業について、将来導入すべき林相をきめ細かく想定し、有用広葉樹の保残、間伐木の選定などに留意し施業を実施する。

保育の実施にあたっては、森林吸収源対策を推進しつつ、造林木の成長状況等、現地に

適応した効果的な施業を実施する。

当計画期間の伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量 (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	2 0 5 , 9 8 0	4 5 7 , 2 7 0 (8,593)	6 6 3 , 2 5 0

注1) ()は、間伐面積 (単位：ha) である。

注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
計	6 3 6	1 8 7	8 2 3

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切り・除伐	計
計	2 , 0 3 5	3 6 7	2 , 4 0 2

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	3 7	7 4 , 3 5 0	0	0

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

5 その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施する。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、小径木間伐材を利用した土木資材を製作する業者等のニーズの把握に努め、間伐材の販売を積極的に進める。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、北上高地緑の回廊や保護林等原生的な天然林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について、引き続き、適切な保全・管理を行う。

また、里山等のそれ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化等、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進する。

Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区の沿岸部では春季にしばしばフェーン現象が生じ、林野火災の発生しやすい気象状況となることから、日常の森林巡視を着実に実施することにより、重点的に山火事の防止に努めるとともに、廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入山者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努める。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努める。

具体的には、地元住民によるボランティア巡視等により、保護巡視を図るとともに、各自治体等との連携を図り、山火事防止及び不法投棄の監視、未然防止に万全を期す。

(2) 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。なお、除草剤の埋設地については、年2回の定期点検を実施するほか、必要に応じ、巡視するなど、適切に管理していく。

また、巡視活動を通じ、境界の侵害を受けている箇所を発見した場合には、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

特に、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、特に重点的に保全巡視に努める。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。

特に、マツくい虫被害については、当計画区に接する大槌・気仙川森林計画区、北上川中流森林計画区において、被害が発生しており、当計画区への侵入が危惧されることから、被害木の早期発見に努め、主たる樹種であるアカマツへの被害防止の観点から、伐

倒駆除等により被害のまん延防止に努める。また、ナラ枯れ被害についても、まだ当計画区への侵入は確認されていないが警戒に努める。

あわせて、被害対策の実施に当たっては、地方公共団体及び地域のボランティア団体との連絡を密にし、民有林と国有林が一体となった効果的な対策を行うよう努めるとともに、日常の監視業務を強化することとし、被害が見られた場合は、適切にその防止対策を講ずる。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

当計画区は、早池峰山とその南に対峙する薬師岳を中心とする一帯を「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定しているほか、多くの保護林を擁する。保護林以外にも、貴重な自然環境としての天然林等が多数存在するため、適切に保護を図っていくとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入りを可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

具体的には、現在指定されている保護林の設定目的により、保全状況、利用状況を確認しながら環境整備、保護活動に努める。なお、侍浜松の遺伝資源の保護を図るため、有識者の意見を踏まえ、後継樹の育成のための施業を検討する。

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	1	4, 1 2 0
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	6	8 2
植物群落保護林	3	4 4
特定動物生息地保護林	1	2 2
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	—	—
総 数	1 1	4, 2 6 9

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 緑の回廊

「北上高地緑の回廊」は、北上高地の分水嶺沿いに、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」を核として、約2kmの幅で約150kmにわたって設定している。

この地域においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生動植物種の生息・生育環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施する。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
北上高地	7 1	1 4, 8 7 7
総 数	7 1	1 4, 8 7 7

注) 当計画区に係るもののみである。

4 その他必要な事項

(1) 水辺の整備

森林の水質保全機能の向上や野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等水辺への保護樹帯等の効果的な配置に努める。

(2) 希少な野生動植物の保護

イヌワシ、ハヤチネウスユキソウ等の希少な野生動植物については、生息・生育地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家等の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の見解を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

(3) 野生動物との共生及び被害対策

ニホンジカ、ニホンカモシカ、サル等との共生及び被害対策については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

(4) その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、東日本大震災からの復興建設資材の需要を見据えた木材の安定的・継続的な供給が重要である。利用可能な資源として充実しつつあるアカマツやカラマツの人工林を主体に計画的な供給に努める。

また、需要や販路の拡大を図る観点から、新規用途も視野に入れた協定に基づく安定的な販売の推進に努め、木材の需要拡大や生産・流通・加工の効率化及び担い手の育成整備

に資する。

具体的には、利用間伐の推進により、東日本大震災の復興資材のための素材を安定的に供給するとともに、官民連携による森林共同施業団地化等を推進しつつ、アカマツ材等の活用、販路拡大に努める。

2 その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設の新改築に当たっては、木造化・木質化を積極的に推進するなど、木材の利用促進に取り組む。

また、あわせて、地方公共団体等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、公共施設、公共事業等多様な分野への木材利用の促進及び地元住民への価値観の形成を図り需要拡大に寄与する。

水産業が当計画区の重要な産業であることから、東日本大震災からの復興にあたり必要となる筏用材について、地域からの要請を的確に把握し供給に努める。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

2 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ取り組む。

また、県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売却情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供と需要探索に努める。

3 その他必要な事項

特になし。

V 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定した「ふれあいの森」においては、ボランティア団体等が行う森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等との協力・連携を図り、円滑な活動の実施に努める。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や、森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

具体的には、体験林業としてのフィールドを拡大していく観点から、貸付跡地等の国有林のフィールドを植樹、下刈等保育の体験の場として積極的に提供していく。さらに、岩泉町小本地区において、特に景観に優れている箇所について「ふれあいの森」の設定に向けて取り組んでいく。

ふれあいの森候補地

所在市町村	位 置（林小班）	面 積（ha）
岩 泉 町	三陸北部 578い8	2

2 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。

特に、企業や団体などに対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森」）を積極的に推進する。また、企業、団体等に分収林制度や協定締結等を広く促すとともに、天然力を活用した更新等の実施を検討する。

3 その他必要な事項

（1）森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進することとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供や等の取組を推進する。

なお、国有林野を活用し体験活動等を実施する「遊々の森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供する。

具体的には、久慈市と協定を締結している「遊々の森」については、体験型学習旅行を受け入れる等幅広い森林環境教育を引き続き行う。

その際、森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等波及効果が期待される取組にも努める。

遊々の森

名 称（市町村）	位 置（林小班）	面 積（ha）
ぐれっと遊々の森 （久慈市）	三陸北部森林管理署久慈支署 豊口国有林、平庭山国有林 （121ろ3内、122い4、ろ6、は9内、り1、り5、 り7～り9、る1内、わ内、123い内、124い、ろ1 内、ろ2、ろ3、126い2、147と、ち、り、154い 4内、い5内、い7内、ろ2内、ろ3内、ろ4内、は 1内、155い1内、い2内、い3内、に1内、に2 内、ち内、る内、161、へ4、162ろ1、は1）	149.44
木の博物館分館7号 「景観の森」 （宮古市）	三陸北部森林管理署 南平津戸山国有林、興部沢国有林 （301い1、ろ2～ろ4、に1、に2、ほ1、ほ2、 へ、302へ3、370い内、ろ、は、イ1）	191.70
木の博物館分館11号 「蜜源の森」 （宮古市）	三陸北部森林管理署 北平津戸山国有林 （382い2、ろ2、に、ほ、る7）	20.53
木の博物館分館9号 「大樹の森」 （宮古市）	三陸北部森林管理署 早池峰山国有林（192に2）	15.81

（2）森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

（3）地域住民や関係機関と連携した取組

岩手県、市町村、林業関係団体等と連携し、低コスト作業路及び列状間伐を推進し、また、今後侵入が危惧されるマツ枯れ被害、ナラ枯れ被害について県を始めとする民有林関係機関と被害情報の共有化を図り、防除及び被害の拡大防止に努めていく。

（4）地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の林業振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署等の情報の提供に努めるとともに、地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進する。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行う。

(5) 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、森林管理署等の取組等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林野事業との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を試験研究機関等に対し、調査用フィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、林業関係機関・団体等と連携して低コスト作業システムや間伐に関する検討会等を実施し、流域内の林業技術の向上に努める。

具体的には、今後の森林・林業再生プラン、官民連携による森林共同施業団地化等の取組を通じて、林業技術等の情報提供、技術の向上を目指し取組を強化していく。

2 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

具体的には、伐採区域内にあるトチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。また、当計画区内の沿岸地帯は、マツタケ採取業が盛んで、地域の重要な収入源となっていることから、アカマツの伐採については事業実行との調整を図りつつ、地元要望に配慮した施業の実施に努める。

3 その他必要な事項

特になし。

別表1

市町村	林班名										
岩泉町	502、	503、	504、	505、	506、	507、	508、	509、	510、	512、	
	513、	514、	517、	518、	523、	525、	537、	538、	539、	540、	
	541、	553、	554、	555、	556、	557、	558、	560、	575、	578、	
	4、	10、	11、	12、	14、	20、	22、	24、	25、	26、	
	27、	31、	33、	34、	37、	38、	39、	41、	42、	43、	
	45、	46、	47、	48、	52、	54、	57、	58、	61、	62、	
64、	65、	66、	68、	69、	70						
久慈市	90、	91、	94、	95、	96、	97、	98、	99、	112、	115、	
	127、	130、	134、	135、	138、	140、	141、	142、	145、	146、	
	149、	154、	155、	160、	163、	164、	169				
宮古市	1、	2、	3、	5、	6、	16、	17、	18、	19、	20、	
	21、	22、	23、	74、	175、	178、	179、	180、	181、	182、	
	183、	184、	188、	189、	191、	192、	193、	195、	196、	198、	
	199、	200、	201、	202、	203、	204、	301、	302、	303、	304、	
	305、	306、	307、	308、	309、	312、	313、	316、	317、	318、	
	319、	320、	321、	322、	323、	325、	326、	327、	328、	329、	
	334、	335、	336、	337、	338、	339、	370、	371、	374、	377、	
	381、	384、	385、	580、	581、	582、	583				
	山田町	8、	9、	25、	26、	27、	28、	45、	47、	48、	51、
		52、	53、	54、	55、	56、	58、	59、	60、	62、	63、
64、		65、	66、	67、	69、	70					
田野畑村	571、	572									
野田村	73、	74、	79、	80、	83						
洋野町	196										

別表2 該当なし

別表3

市町村	林班名									
岩泉町	501、 525、 538、 550、 17、 53、	502、 528、 539、 575、 18、 56、	503、 529、 542、 578、 28、 57、	515、 530、 543、 579、 29、 58、	518、 531、 544、 587、 30、 59、	519、 532、 545、 591、 35、 60、	520、 533、 546、 592、 36、 62、	522、 534、 547、 3、 48、 70、	523、 536、 548、 4、 49、 71	524、 537、 549、 14、 50、
久慈市	94、 152、	95、 153、	96、 156、	97、 157、	114、 158、	115、 159、	116、 166、	117、 179、	123、 185	124、
宮古市	1、 188、 310、 328、 351、 376、 395、	3、 189、 311、 332、 352、 379、 396、	18、 190、 312、 335、 356、 380、 400、	20、 191、 314、 336、 357、 382、 401、	21、 205、 317、 337、 361、 383、 408、	183、 206、 323、 344、 362、 387、 409、	184、 207、 324、 345、 363、 388、 410、	185、 208、 325、 346、 365、 389、 411、	186、 209、 326、 347、 366、 391、 412、	187、 308、 327、 348、 373、 394、 420
山田町	24、	25、	27、	28、	29、	30、	31、	51、	52、	71
田野畑村	596									
野田村	81									
洋野町	193、	194								

別表4

市町村	林班名									
岩泉町	501、	502、	49、	50、	56、	62、	71			
久慈市	94、	95、	96、	97、	117、	123				
宮古市	183、	184、	185、	186、	187、	188、	189、	190、	191、	310、
	311、	312、	314、	317、	323、	324、	325、	326、	327、	328、
	332、	335、	336、	337、	420					
山田町	30									

別表5

市町村	林班名									
岩泉町	549、	550、	578							
久慈市	161、	162								
宮古市	18、	75、	184							
山田町	24、	25、	26、	27、	29、	30				
田野畑村	570、	571、	595							

別表6

市町村	林班名									
宮古市	184									

地域管理経営計画書附属資料

管 理 経 営 の 指 針

東 北 森 林 管 理 局

目 次

第 1	基本的な考え方	27
第 2	水土保持林	
	国土保全タイプ	27
	水源かん養タイプ	31
第 3	森林と人との共生林	
	自然維持タイプ	34
	森林空間利用タイプ	36
第 4	資源の循環利用林	39
別紙 1	施業群の区分及び施業方法等	41
別紙 2	施業群ごとの管理経営の指針	42
別紙 3	生産群の区分及び施業方法等	61
別紙 4	生産群ごとの管理経営の指針	62
別紙 5	育成林施業及び天然生林施業の基準	81
別紙 6	保護樹帯設定基準	87
別紙 7	海岸林施業の施業基準	88

第1 基本的な考え方

- 1 国有林の機能類型に応じた管理経営については、全国森林計画に即してたてられる国有林の地域別の森林計画における森林整備の標準的な方法等を基礎として、重点的に発揮させるべき機能発揮の観点から望ましい森林資源の状態を維持し、又はこれに誘導するため、個々の国有林野における林況や社会的要請を踏まえて、伐採を含めた森林整備の方法、施設の整備の内容を適切に選択するなどにより、きめ細かく実施するものとする。
- 2 管理経営の実施に当たっては、重点的に発揮させるべき機能以外の併存する他の機能に十分配慮することとし、多様な樹種、林齢からなる複層状態の森林整備を指向するとともに、育成単層林施業による場合においても、伐採箇所の小面積化・モザイク的配置、伐採林齢の長期化を促進する施業を行うなど、必要に応じ、併存する公益的機能の発揮に必要な措置を併せて講じるものとする。また、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林のふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点にも留意することとする。

第2 水土保全林

国土保全タイプ

I 土砂の流出、崩壊等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分

1 対象とする国有林野

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他土砂の流出・崩壊の防備等の機能を重点的に発揮させるべき森林であって、国土の保全を第一とすべき国有林野

2 整備の目標及び管理経営の基本的な考え方

根系が広くかつ深く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を目標として、保全対象及び当該林分の地況・林況等を踏まえ、これに誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

(整備の目標とする森林の例示)

- ① ブナ、ミズナラ等の広葉樹を主とする天然林については、健全な大径木を含む多様な樹種、径級によって構成され、樹冠層が適度にうっ閉した森林。

- ② 天然秋田スギ又はヒバを主とする天然林については、広葉樹及び健全な大径木を含む多様な樹種、径級によつて構成され、樹冠層が適度にうっ閉した森林。
- ③ 人工林及びアカマツ・クロマツが優占する天然林については、複数の樹冠層で構成されている森林又は健全な大径木を主体に、広葉樹が混交し、下層木、草本類が生育する森林。

3 施業方法

ア 天然力を活用することによって、的確な更新が図られると認められる林分については、天然生林施業によるものとする。

この場合、自然的条件、樹種の特性等からみて更新補助作業、保育又は間伐を行うことが必要な林分については、育成複層林施業（天然林）によるものとする。

イ 周辺の母樹の賦存状況等から天然更新が可能な人工林については、原則として育成複層林（天然林）への誘導を図るものとする。

ただし、樹種の特性等からみて人工造林によらなければ的確な森林の維持造成が期待できない林分については、人工造林による育成単層林施業（人工林・長伐期施業）によるものとし、また、地況・林況及び林道の整備状況等からみて複層林の造成が可能な場合は、育成複層林施業（人工林）とする。

4 伐採・搬出

伐採は、前述の整備の目標に誘導し、又はこれを維持するために必要な場合に行うこととし、個々の林分の立地条件等により以下のように取扱うものとする。

ただし、伐採することにより、土砂の流出若しくは崩壊のおそれのある林分、又は、なだれ若しくは落石による被害を生じるおそれのある林分については、伐採を行わない。

また、伐採木の搬出に当たっては、地表の損傷を極力抑制するよう特に留意するものとする。

ア 天然林

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意して行う。

- ① 伐採は、成長衰退木、被害木を主な対象として行う。また、一斉林においては、整備の目標に誘導するために必要なものを対象として行う。
- ② 伐採方法は、森林の現況に急激な変化を与えないよう択伐によることを基本とする。択伐を行う場合にあっては、溪流沿い等水辺においては、水土保持等公益的機能を確保するための林帯を設けるものとし、その幅はおおむね 50 m 以上を基準とする。
- ③ 針葉樹を主とする天然林にあっては、混交する広葉樹の保残、育成に努める。

イ 人工林

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意して行う。

- ① 育成複層林に誘導するための複層伐は、林齢がおおむね 50 年生に達した以

降に行い、育成複層林造成後の上層木の全面的な伐採は、上層木の成長が著しく衰退するまでの間に実施する。

- ② 育成単層林施業における主伐は、林分全体の成長が著しく衰退し始めた時期を目安として行うものとする。

5 更新

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、伐採跡地については早急に更新を図るとともに、必要に応じ荒廃地に対する植栽を行う。

6 保育・間伐

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意して行うものとする。

- ア 樹種の多様化による根系の充実を図るため、根系の発達が見込める立木の保残・育成に努める。
- イ 下層木の成長又は林床植生の発達を促すため、やや疎仕立ての密度管理を行う。

7 施設の整備

施設の整備は、次の点に留意して実施するものとする。

- ア 市街地、公共施設の保護等のため崩壊地、荒廃溪流等の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊防止等を目的とする治山施設の設置を行う。
- イ 施業管理の計画的かつ効率的な実施に必要な路網について、土砂の流出・崩壊等に特に留意しつつ整備を行う。
- ウ 溪流沿い等水辺に設ける林帯における施設の設置は必要最小限のものを除いて行わない。

8 保護・管理

巡視に当たっては、特に林木の成長の衰退状況、土砂の流出、崩壊の発生状況等の把握に努めること。

II 風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動にかかる環境の悪化の防止を目的とする林分

1 対象とする国有林野

防風保安林、潮害防備保安林、その他気象害による環境の悪化の防備を重点的に発揮させるべき森林であって、国土の保全を第一とすべき国有林野

2 整備の目標及び管理経営の基本的な考え方

樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とし、保全対象及び当該林分の森林の現況、

主風方向等を踏まえ、これに誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

(整備の目標とする森林の例示)

海岸地域において、クロマツ、カシワ等の潮害に対する抵抗力の強い樹種によって構成され、主風方向に対して一定の幅を持つ森林。

3 施業方法

施業方法は、育成単層林施業（人工林・天然林）によることを基本とする。

ただし、主風方向に対する森林の幅が小さい場合は、育成複層林施業（人工林・天然林）によるものとする。

また、天然力を活用することによつて的確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林施業（天然林）又は天然生林施業によることとする。

4 伐採・搬出

伐採は、前述の整備の目標に誘導し、又はこれを維持するため必要な場合に行うこととし、別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」及び別紙7「海岸林施業の施業基準」によるほか、次の点に留意するものとする。

ア 伐採の時期は、下枝が極端に枯れ上がる以前の時期に行うこととし、育成単層林施業については樹高の高い林分を維持・造成するため、林木の健全性を損わない範囲内において伐採時期を長期化する。

イ 皆伐を行う場合は、環境保全機能の低下をきたさないよう伐区の分散に努めるとともに、森林が分断されないよう主風方向に直角に帯状の伐区を設定するものとする。

ウ 同齢の一斉林については、後継樹の確保、植栽木の保護等のため、主風を遮断する方向に帯状の伐採を繰り返すことにより林分を維持・造成していくこととする。

5 更新・保育・間伐

更新・保育・間伐は、別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」及び別紙7「海岸林施業の施業基準」によるほか、次の点に留意して行うものとする。

ア 更新樹種は、諸害に強い樹種とする。

イ 伐採跡地については、早急に更新を図るとともに必要に応じて荒廃地に対する植栽を行う。

ウ 下枝が過度に枯れ上がらず、かつ、適度に通風の良い林分を維持・造成すよう密度管理を適切に行う。

6 施設の整備

必要に応じ、主風方向の前面に植生を保護するための防風工等を設置する。

7 保護・管理

巡視に当たっては、特に林木の成長の衰退状況、樹冠のうっぺい状況及び病害虫の発生状況等の把握に努めること。

水源かん養タイプ

1 対象とする国有林野

水源かん養保安林、干害防備保安林、その他洪水緩和機能、渇水緩和機能、又は水質保全機能を重点的に発揮させるべき森林であって水源かん養機能の発揮を第一とすべき国有林野

2 整備の目標及び管理経営の基本的な考え方

団粒構造がよく発達し、かつ、疎孔隙に富む土壌を有し、多様な樹種で構成される等根系や下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林等であって、必要に応じて洪水の調節、降水の浸透促進を目的とした治山施設等が整備されている森林を整備の目標とし、流域の特性及び当該林分の地況・林況等を踏まえ、これに誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、これらの条件を維持できる範囲で森林資源の有効利用にも配慮するものとする。

(整備の目標とする森林の例示)

- ① 人工林及びアカマツ・クロマツが優占する天然林については、健全な立木によって構成され、樹冠層が適度にうっ閉しており、地表が下層木、草本類若しくは落葉落枝等によって被われている森林、複数の樹冠層で構成されている森林、又は広葉樹が適度に混交している森林。
- ② 天然秋田スギ又はヒバを主とする天然林については、広葉樹及び健全な大径木を含む多様な樹種、径級によって構成され、樹冠層が適度にうっ閉した森林。
- ③ ブナ、ミズナラ等の広葉樹を主とする天然林については、健全な大径木を含む多様な樹種、径級によって構成され、樹冠層が適度にうっ閉した森林。

3 施業方法

施業方法は、次の考え方に従い、別紙1「施業群の区分及び施業方法等」の施業群ごとに別紙2「施業群ごとの管理経営の指針」によることを基本とする。

ア 天然力を活用することによって、的確な更新が図られると認められる林分については、天然生林施業によるものとする。

ただし、次の林分については、育成単層林施業（天然林）又は育成複層林施業（天然林）によるものとする。

- ① 皆伐天然下種更新によらなければ的確な森林の維持造成が期待できない林分については、育成単層林施業（天然林）によるものとする。

- ② 自然的条件、樹種の特性等からみて更新補助作業、保育又は間伐を行うことが必要な林分については、育成複層林施業（天然林）によるものとする。
- イ 人工造林によらなければ的確な森林の維持造成が期待できない林分、又は再造林によって速やかに森林の維持造成を図る必要のある林分は、育成単層林施業（人工林）によるものとする。
- ただし、景観の維持、その他公益的機能を維持する等のため、非皆伐状態を維持すべき林分であって地況・林況及び林道の整備状況等からみて複層林を造成することが可能と認められるものについては、育成複層林施業（人工林）とする。
- ウ 上記ア又はイのうちで育成単層林施業を行う林分（人工林・天然林）については、比較的傾斜が緩く、林木の生育が良好で下層植生が豊かである等小面積に皆伐を行っても表土の流出のおそれのない林分を除き、伐期の長期化を推進する施業を行うものとする。

4 伐採・搬出

伐採は、前述の目標に誘導し、若しくはこれを維持するのに必要な場合に行うこととする。また、整備の目標を維持できる場合については、その範囲内で森林資源の有効利用に配慮して行うこととする。

個々の林分の取扱いについては、別紙2「施業群ごとの管理経営の指針」及び別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか次の点に留意して行う。

ア 伐採方法は、択伐又は複層伐を積極的に採用するとともに皆伐又は漸伐を行う場合にあっては、伐採面積の縮小、モザイク的な配置に努める。

イ 皆伐、漸伐を行う場合にあっては、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、尾根斜面中腹、溪流沿い、林道沿線等を主体として保護樹帯を必要な箇所には設けるものとし、その幅員はおおむね50 m以上を基本とする。

択伐を行う場合にあっては、溪流沿い等水辺においては、水土保持等公益的機能を確保するための林帯を保護樹帯に準じて設ける。

溪流沿い等水辺に設ける保護樹帯及び林帯においては、土場、搬出路等の設置を極力回避するものとする。

ウ 現況が単一樹種の育成単層林であっても地況・林況等から他樹種の天然更新が可能な林分については、積極的に混交林への誘導を図るものとする。

エ 伐採木の搬出に当たっては、地表の損傷を極力抑制するよう特に留意するものとする。

オ 伐採することにより土砂の流出・崩壊のおそれのある箇所、なだれ、落石による被害を生じるおそれのある箇所については、伐採を行わないものとする。

5 更新

別紙2「施業群ごとの管理経営の指針」及び別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか次の点に留意して行う。

ア 伐採跡地については、早急に更新を図る。

イ 画一的な更新方法の採用を避け、前生樹の成長の良否、周辺の母樹の賦存状況、

稚幼樹の発生、ぼう芽の発生状況などを考慮し、きめ細かく更新方法を選択するものとする。

特に、人工造林による更新に当たっては、植栽本数の減少や筋状の植栽方法等将来針広混交林となることを前提とした手法についても検討を行い、可能な場合は実施に努めるものとする。

ウ 地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を必要とする場合については、表土の保全に留意して実施するものとする。

6 保育・間伐

別紙2「施業群ごとの管理経営の指針」及び別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか次の点に留意して行う。

ア 下刈は、植栽木の生育のみを目的とした画一的な方法でなく、高木性の侵入木は保残し、植栽木の生育に支障のない植生は保全する。

イ つる切は、植栽木等の成長の支障とならないよう適宜行う。

ウ 除伐は、植栽木以外であっても、公益的機能の発揮及び利用上有用なものは保残、育成し、また、下層植生の維持及び密度管理上必要があれば、多様性の維持に配慮しつつ植栽木及び植栽木以外の樹種の本数調整を行う。

エ 間伐は、林分が閉鎖して林木相互の競争が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ、表土の保全に支障が生じる場合は時期を早める。

オ 間伐の繰返し期間は、おおむね10年を目安とし、適正な林分構成の維持に努めることとするが、照度不足により下層植生に衰退が見られる場合は期間を短くする。

カ 間伐率は、下層植生の発達に支障がある場合は、気象害等の防止に留意しつつ、通常より強めとするが、保安林については指定施業要件によることとする。

なお、実施に当たっては、表土の保全に留意し、植栽木以外の樹種であっても積極的に保残して多様化を図る。

7 施設の整備

施設の整備については、次の点に留意して行うものとする。

ア 必要に応じ洪水の調整、降水の浸透を促進する施設等を整備するものとする。

イ 管理経営の計画的かつ効率的な実施に必要な路線については、土砂の流出、崩壊等水質に影響を及ぼさないように特に留意しつつ、整備を行う。

ウ 溪流沿い等水辺に設ける保護樹帯及び林帯における施設の設置は、必要最小限のものを除いて行わない。

8 保護・管理

巡視に当たっては、特に下層植生の発達状況、土砂の流出・崩壊の発生状況等の把握に努める。

第3 森林と人との共生林

自然維持タイプ

1 対象とする国有林野

自然環境保全地域、史跡名勝天然記念物、自然公園特別保護地区、同第1種特別地域、保護林等であって原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全を第一とすべき国有林野

2 整備の目標及び管理経営の基本的な考え方

良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息又は生育に適している森林等を整備の目標として、保護を図るべき森林生態系、動植物等の特性に応じ、保全すべき環境の維持・形成を図るために必要な管理経営（人為を排した取扱いを含む。）を行うものとする。

3 施業方法

施業方法は、原則として天然生林施業によるものとする。

4 森林の取扱い

天然林については、保護対象の維持のために必要な場合等を除き、原則として伐採は行わないものとする。

人工林については、超長期的に天然林に誘導することを指向するものとするが、積極的に人為を加えないものとし、林分の維持のために伐採を行う場合であっても必要最小限の範囲にとどめるものとする。

具体的には、保護林の種類別等ごとに次によることを基本とするが、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、山火事の消火、大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置として必要な行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為は以下に関わらず行うことができるものとする。

ア 森林生態系保護地域

原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、各々の保護地域の計画に従って適切に取り扱うものとする。

イ 森林生物遺伝資源保存林

原則として自然の推移に委ねるものとし、保存林の計画に従って適切に取り扱うものとする。ただし、保存林の機能の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策等は専門家等の指導を受けた上で実施できるものとする。

ウ 林木遺伝資源保存林

① 原則として伐採は行わない。

ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。

② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、

必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

- ③ 更新補助作業を行った林分で保存対象樹種の生育に必要な場合は、下刈り、つる切、除伐等の保育を行う。

エ 植物群落保護林

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合に限り、伐採を行うことができるものとする。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈出し、除伐等を行う。

オ 特定動物生息地保護林

保護を図るべき動物の生態的特性に応じた生息環境を維持するために必要な場合に限り、伐採を行うことができるものとする。この場合、保護の対象とする動物の繁殖時期を避けることとする。

カ 特定地理等保護林

保全対象の悪化をきたさないように十分に配慮しつつ、必要に応じ、保全に必要な施業管理を行う。

キ 郷土の森

郷土の森ごとに定める保護、管理及び利用に関する計画に基づき、「郷土の森保存協定」に従って市町村長の協力を得つつ実施する。

ク 保護林以外の自然維持林

原則として自然の推移に委ねるものとするが、次のいずれかに該当する場合に限り、伐採を行うことができるものとする。

なお、人工林の間伐を行う場合は、混在する天然木については伐採の対象とせず、その保残・育成に努めるものとする。

- ① 保護を図るべき動植物の生態的特性に応じた生息又は生育環境を造成するために行う伐採
- ② 遷移の途中相にある植物群落の維持のために行う伐採
- ③ 人工林の間伐
- ④ 歩道等の軽微な施設の予定地上又は当該施設の利用に支障のある木竹の伐採
- ⑤ 他に代替箇所の選定が困難な公共施設、林道等の敷地予定地上の伐採、道路等に対して支障又は危険がある木竹の伐採
- ⑥ 枯損木及び被害木の伐採

5 施設の整備

- ア 自然環境の保全に必要な管理のための路網は、保全すべき環境の維持に十分に配慮して整備する。

- イ 自然の推移に委ねて保存する原生的天然林の周囲において、必要に応じ、国土保全の機能を維持するための治山施設の整備を行う。
- ウ 保護林について、必要に応じて標識類の設置を行う。

6 保護・管理

- ア 巡視に当たっては、特に、貴重な動植物の生息・生育の状況及びその把握に努める。
- イ 保護林については、必要に応じ、民間のボランティア活動による協力を得つつ、モニタリング、山火事警防、普及啓発活動を行う。
- ウ 入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のために必要な措置を行うとともに、立入が可能な地域においては歩道の整備等に努める。

森林空間利用タイプ

1 対象とする国有林野

スポーツ、レクリエーション等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持を重点的に発揮させるべき国有林野

2 整備の目標及び管理経営の基本的な考え方

多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林、郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林等の多様な森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林等を目標として、それぞれの保健・文化・教育的利用の形態等に応じて管理経営を行うものとする。

3 施業方法

施業方法は、個々の利用形態、森林現況等に応じた多様な森林を維持・造成するため、林況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等を踏まえて次によるものとする。また、国民の自主的参加による森林整備や体験林業を行う場の提供にも努めるものとする。

ア 天然林における施業

原則として天然生林施業によるものとする。この場合、自然条件、自然観察の対象となる動植物の生態的特性等からみて、更新を確保、成林させるため更新補助作業、保育又は間伐が必要な林分については、育成複層林施業（天然林）によるものとする。

イ 人工林における施業

次のいずれかに該当する林分については育成単層林施業によるものとする。

ただし、特に地況・林況及び林道整備状況からみて複層林を造成することが可能な林分については、育成複層林施業（人工林）を実施する。

- ① 人工林の有する美的景観を確保する必要がある林分
 - ② 人工林育成による林業生産活動についてのモデルとする林分及び体験林業の場とする林分
 - ③ 樹種の特長等からみて人工植栽によらなければ森林の維持・造成が期待できない林分
- なお、上記以外の林分については、原則として育成複層林施業により天然林への誘導を図るものとする。

4 森林の取扱い

前述の整備の目標に誘導し、又はこれを維持するために必要な箇所について、別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、レクリエーションの森の種類ごとに、次の点に留意して実施する。

ア 自然観察教育林

- ① 野生動植物の観察や自然探勝を目的とする場合は、必要に応じて動植物の生息・生育環境の維持・形成を図ることを目的として、林床植物の生育に必要な照度確保のための保育、間伐、採餌木の植栽、利用の安全確保のための危険木の伐採を行う。
- ② 伐採（施設設置のために行うものを除く）は、天然林では成長衰退木、枯損木等を主な対象に、人工林では林分全体の成長が著しく衰退し始めた時期を目安として実施する。
伐採方法は、森林の現況に急激な変化を与えないよう、原則として択伐又は複層伐によるものとする。
- ③ 林業生産活動のモデルとする場合は、②に関わらず、別紙4「生産群ごとの管理経営の指針」に準ずるものとする。

イ 森林スポーツ林

- ① 森林内で快適なスポーツを楽しめるよう、特に施設の周辺の林分について明るく変化に富み開放的で親しみやすい森林の維持造成を目的として、必要に応じて間伐、危険木等の伐採、花木の育成等を行う。
- ② 伐採を行う場合は、アの②に準ずるものとする。

ウ 野外スポーツ地域

施設周辺の林分については、イの①に準ずるほか、地形、施設の種類・形態に応じ、防風や土砂の流出防備等の機能の確保が必要な場合は、水土保持林（国土保全タイプ）の管理経営の指針に準ずるものとする。

エ 風景林

自然条件及び周辺の地形、当該景観の文化的意義等を考慮しつつ、特徴的な自然景観の維持・形成に必要な施業を行う。

伐採は、次のいずれかに該当するものを除き、原則として行わないものとする。

- ① 暴れ木、倒木、枯損木等で風致の維持上支障となる立木の伐採
- ② 遷移の途上にある森林の維持に必要な侵入木の伐採
- ③ 景観の維持向上に必要な更新を図るために必要な伐採

- ④ 通景の確保に必要な伐採
- ⑤ 人工林及び一斉林に近い天然林の間伐

オ 風致探勝林

森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、溪谷等と一体となった美的環境の維持、施設周辺の林分の風致の維持を目的とし、必要に応じて保育、間伐及び危険木の処理等を行う。

伐採を行う場合は、エに準ずるものとする。

カ 自然休養林

自然観察教育ゾーン、森林スポーツゾーン、野外スポーツゾーン、風景ゾーン、風致ゾーン区分ごとにアからオに準じて取り扱うものとする。

キ レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプ

景観の維持等を目的とし、必要に応じて保育、間伐及び危険木の処理等を行う。
伐採を行う場合は、アの②に準ずるものとする。

5 施設の整備

ア レクリエーションの森については、利用の形態、需要の規模に応じ、山地災害の防止、水源のかん養及び自然環境の保全に十分配慮した上で、快適な利用が行われるよう、適切な配置、規模形態により整備を行う。

イ レクリエーションの森以外の森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）については、必要に応じて、遊歩道、あずまや等の軽微な施設について、最小限の整備を行う。

ウ 路網及び歩道については、風致の維持に配慮しつつ、レクリエーション施設間の連絡、スポーツ施設としての利用及び必要な施業管理が効率的に行えるよう路線を選定する。

6 保健機能森林に該当する森林の施業及び施設の整備

保健機能森林に該当する森林については、3、4及び5によるほか、森林施業及び施設の整備の細部の技術的基準は、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行に伴う国有林野の取扱いについて」（平成2年5月16日付け2林野経第34号林野庁長官通達）に基づき実施する。

7 保護・管理

ア 利用者に対する森林・林業に関する知識の普及啓発に努める。

イ 巡視に当たっては、特に、レクリエーションの森におけるレクリエーション利用の状況、施設の管理状況の把握、山火事警防に努める。

第4 資源の循環利用林

1 対象とする国有林野

水土保持林、又は森林と人との共生林に区分された以外の国有林野であって、木材等林産物の持続的な生産に供される森林、林業生産以外の産業活動に供される貸地、放牧共用林野等林業、農業、鉱業等の生産活動の場の提供に係る機能を公益的機能に留意しつつ発揮させるべき国有林野

2 整備の目標及び管理経営の基本的な考え方

地域の自然的条件、経済的条件を勘案して目的樹種、生産目標を定め、これに応じた適正な林分密度を保ち、形質の良好な樹種からなり、路網等の生産基盤が適切に整備されている森林を造成又は維持していくことを目標として公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材を効率的に生産するのに必要な管理経営を行うものとする。

また、木材生産以外の産業活動の用に供する場合には、それぞれの利用の形態に応じて、公益的機能の発揮に留意しつつ管理を行うものとする。

3 施業方法

施業方法は、次の考え方に従い、別紙3「生産群の区分及び施業方法等」の生産群ごとに別紙4「生産群ごとの管理経営の指針」によることを基本とする。

ア 天然力を活用することによつて的確な更新が図られ、多様な樹材種の供給が図られる林分については、択伐等による育成複層林施業（天然林）又は天然生林施業によるものとする。

なお、アカマツ等樹種の特性等から一斉に更新を図るべき林分については、育成単層林施業（天然林）によるものとする。

イ 人工造林による施業は、ア以外の林分であつて、自然的条件、林業技術体系からみて、育成単層林（人工林）の造成が確実であり、かつ森林生産力の確保が十分期待できる林分（伐期平均成長量がおおむね $5\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ 以上）であつて、投資の効率性が確保されると見込まれる場合について実施するものとし、路網の整備状況、林況等からみて複層林を造成することが可能な林分については、育成複層林施業（人工林）を実施する。

なお、拡大造林については原則として行わない。

4 伐採・搬出

伐採については、別紙4「生産群ごとの管理経営の指針」及び別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意して行う。

ア 育成単層林施業に係る主伐に当たっては、林分の平均径級が生産目標に応じた径級に達する林分を選定する。ただし、径級の分散の大きい林分については、生産目標とする径級未満の立木の比率やその市場性を考慮した間伐を行うなど効率的な施業を行う。

イ 皆伐又は漸伐を行う場合にあっては、新生林分の保護、公益的機能の確保のために必要な尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道の沿線等を主体として保護樹帯を積極的に設けるものとし、その幅員はおおむね50m以上を基準とするとともに、小動物が移動するための回廊としての機能を併せ持つ連続した保護樹帯の設置に努める。択伐を行う場合にあっては溪流沿い等水辺においては、水土保持等公益的機能を確保するための林帯を保護樹帯に準じて設ける。

ウ 伐採・搬出に当たっては伐区の配置、伐採木の選定、搬出の方法、搬出路の選定に関しては、水源かん養機能その他の公益的機能の発揮に十分配慮するものとし、特に溪流沿い等水辺に設ける保護樹帯及び林帯においては、土場、搬出路等施設の設置を極力回避する。

5 更新・保育・間伐

別紙4「生産群ごとの管理経営の指針」及び別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、天然生林における除伐、間伐については、品質の向上を図るため、必要に応じて適切に実施すること。

6 施設の整備

施設の整備については、次の点に留意して行うものとする。

ア 効率的な施業管理が適切に実施し得るよう、投資の効率性を考慮しつつ、林道及び作業路網の計画的な整備に努める。

イ 必要に応じて治山施設の整備を行う。

ウ 溪流沿い等水辺に設ける保護樹帯及び林帯における施設の設置は必要最小限のものを除いて行わない。

7 その他

木材生産以外の産業活動の用に供する場合には、それぞれの利用形態に応じた管理を行う。また、小規模な更新困難地などであって生産群を設定していない林分については、原則として伐採を行わない。

施業群の区分及び施業方法等

名 称	施業方法 の区分	伐採 方法	更新 方法	伐期齢 (回帰年)	備 考 (適用計画区 等)	対 象 林 分
スギ・カラマツ等	育 成 単層林	皆 伐	新植	6 0	全計画区	水源かん養機能の発揮を第一とすべきスギ・カラマツ・ヒノキ・その他針葉樹の人工林（アカマツ、クロマツ、ヒバを除く。）のうち、地形、林木の生育などの状況から伐区を分散させることにより皆伐新植を行うことが適当な林分
スギ枝打	育 成 単層林	皆 伐	新植	5 0	津軽、三八上北、大槌・気仙川、宮城南	水源かん養機能の発揮を第一とすべきこれまで枝打ちを実施してきたスギ人工林のうち、団地的なまとまりがあり、かつ地形、林木の生育などの状況から皆伐新植を行うことが適当な林分
スギ・カラマツ 長 伐 期	育 成 単層林	皆 伐	新植	スギ 1 0 0 カラマツ 8 0	全計画区	スギ・カラマツ人工林のうち、地形、林木の生育等の状況から伐期を長期化することが適当な林分
スギ超長伐期	育 成 単層林	皆 伐	新植	1 5 0	秋田県 最上川	スギ人工林のうち、前生樹が天然スギであった林分で、地形、林木の生育等の状況から伐期を150年程度とすることが適当な林分
植 栽 型 複 層 林	育 成 複層林	複層伐	新植	1 0 0	全計画区	スギ・ヒノキ（ヒバ・カラマツ）人工林のうち、地形、林木の生育等の状況から育成複層林施業を行うことが適当な林分（カラマツは上層木のみ）
ア カ マ ツ	育 成 単層林	皆 伐 (母樹保護)	天然 下種	5 0	全計画区	アカマツ・クロマツを主とする天然林及び人工林のうち、地形、林木の生育等の状況から伐区を分散させることにより皆伐天然下種更新を行うことが適当な林分
ア カ マ ツ 長 伐 期	育 成 単層林	皆 伐 (母樹保護)	天然 下種	1 0 0	全計画区	アカマツ・クロマツを主とする天然林及び人工林のうち、地形、林木の生育等の状況から皆伐天然下種更新を行うとともに、伐期を長期化することが適当な林分
ヒ バ 等 択伐林誘導	育 成 複層林	—	—	—	青森県、米代川	ヒバを主とする天然林及び人工林のうち、中小径木主体の林分でヒバ等択伐施業群へ誘導する林分
ヒバ等択伐	育 成 複層林	択 伐 (15%以内) (30%以内)	天然 下種	(15) (30)	青森県、米代川	ヒバを主とする天然林及び人工林のうち、択伐天然下種更新を行うことが適当な林分
天 然 スギ	育 成 複層林	択 伐 (30%以内)	天然 下種	(60)	秋田県 最上川	天然スギの混交率25%以上の林分で、天然下種更新を行うことが適当な林分
広 葉 樹 択伐林誘導	育 成 複層林	—	—	—	全計画区	漸伐天然下種更新が行われたブナ等の広葉樹育成複層林で、広葉樹択伐施業群に誘導する林分
広 葉 樹 択 伐	育 成 複層林	択 伐 (30%以内)	天然 下種	(40)	全計画区	ブナ等の広葉樹を主とする天然林のうち、択伐天然更新を行うことが適当な林分
ナラ等中小径木	天然林	皆 伐	ぼう 芽	30	全計画区(大槌・気仙川除く。)	ナラ等を主とする天然林のうち、薪炭材、しいたけ原木の生産を行うことが適当な林分
天然更新型 複層林誘導	育 成 複層林	漸 伐	天然 下種	70	全計画区	人工林のうち、間伐等の繰り返しの影響により、広葉樹(ヒバを含む。)を主とする天然林へ誘導する林分
分 収 林	育 成 単層林	皆 伐	新植	—	全計画区	分収造林、分収育林及び同見込地
そ の 他	天然林	原 則 択 伐 (30%以内)	天然 下種	—	全計画区	保護樹帯、試験地、次代検定林、精英樹保護林、展示林、竹林、択伐を行う人工林
(施業群設定外)	天然林	原 則 禁 伐	天然 下種	—	全計画区	更新困難地

注) 更新方法は一般的な取扱いであり、実行に当たっては現地の実態に応じて適切な方法を選択するものとする。

別紙2

施業群ごとの管理経営の指針

1 スギ・カラマツ等施業群

1 対象林分

スギ、ヒノキ、カラマツ又はその他針葉樹を主体とする人工林（アカマツ、クロマツ、ヒバを主とする人工林を除く。）のうち、当該林分の地況、林況等から人工造林によらなければ的確な森林の維持造成が期待できない林分又は再造林によって速やかに森林の維持造成を図る必要のある林分であって、かつ、比較的傾斜が緩く、地位が良好で下層植生が豊かであるなど小面積に皆伐を行っても表土の流出のおそれのないものを対象とする。

2 施業目標等

成長が旺盛で根系が発達し、下層植生や落葉落枝によって表土がよく被われ保護されている森林への誘導又は維持を図ることを目標とする。

具体的には、保育、間伐等によって適切な立木密度を確保するとともに、伐採に当たっては、伐採面を分散させるなど、表土の保全に配慮した方法によるものとする。

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
スギ・カラマツ・ヒノキ・ その他針葉樹	60年	全計画区

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

皆伐によることとし、1伐採箇所の面積はおおむね5ha以内とし、分散させモザイク状に配置するよう努める。

ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新・保育・間伐

更新は、スギ、カラマツ等の人工植栽によることとし、更新期間の短縮に努めること。特に、ヒノキについては、下層植生を維持するため、また、カラマツについては、旺盛な生育を確保するため、可能な限り疎仕立ての管理を行うこととする。

2 スギ枝打施業群

1 対象林分

スギ・カラマツ等施業群の対象林分に適合するスギ人工林のうち、これまで枝打ちを実施してきた、おおむね50ha程度の団地的なまとまりのある林分を対象とする。

2 施業目標等

成長が旺盛で根系が発達し、下層植生や落葉落枝によって表土がよく被われ保護されている森林への誘導又は維持を図ることを目標とする。

具体的には、保育、間伐等によって適切な立木密度を確保するとともに、伐採に当たっては、伐採面を分散させるなど、表土の保全に配慮した方法によるものとする。

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ	50年	津軽、三八上北、 大槌・気仙川、 宮城南部

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

皆伐によることとし、1伐採箇所の面積はおおむね5ha以内とし、分散させモザイク状に配置するよう努める。

ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新

スギの人工植栽によることとし、更新期間の短縮に努めること。

(3) 保育・間伐

必要な保育及び間伐を行うほか、次により枝打ちを行う。

ア 打上高は、樹冠からの雨滴浸食の防止にも留意して根張部分を加えて4m以内とし、2回に分けて実施する。

イ 枝打の実施時期は、最下枝下高の直径が7cm程度になったときとする。

ウ 枝打の対象木は、主伐期まで存置する通直なものとし、林縁木等は枝打の対象としない。

エ 作業は、成長期（樹液流動期）及び傷口の凍結のおそれのある厳寒期を避ける。

3 スギ・カラマツ長伐期施業群

1 対象林分

スギ又はカラマツの人工林であって、当該林分の地況、林況等から人工造林によらなければ的確な森林の維持造成が期待できない林分又は再造林によって、速やかに森林の維持造成を図る必要のある林分を対象とする。

なお、カラマツ人工林については、停滞水を生ずるような平坦地、凹地など心腐病の発生のおそれがある箇所を除くものとする。

2 施業目標等

スギ等の健全な大径木を主体に構成され、根系がよく発達し、下層植生や落葉落枝によって表土がよく被われ保護されている森林、又は天然更新した高木性のアカマツ、モミ、広葉樹等が一部に混交し、多層な樹冠が形成されている森林への誘導または維持を図ることを目的とする。

具体的には、保育、間伐等によって適切な立木密度の確保と他の高木性樹種の導入を図るとともに、伐採に当たっては、伐採面を分散させるなど、表土の保全に配慮した方法によるものとする。

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ	100年	全計画区
カラマツ	80年	

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

皆伐によることとし、1伐採箇所の面積はおおむね5ha以内とし、分散させモザイク状に配置するよう努める。

ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新・保育

スギ又はカラマツの人工植栽によることとし、更新期間の短縮を図るとともに、「造林方針書」等に基づき必要な保育作業を行うこととする。

(3) 間伐

「間伐の要領」によるほか、実施時期等については次を目安として高木性樹種の侵入、生育状況等にも留意して実施する。

① 間伐の繰り返し期間は、スギ、カラマツ等施業群の伐期齢（60年）まではおおむね10年、それ以降はおおむね15～20年を目安とする。

② 間伐終了の時期は、主伐予定時期のおおむね20年前とする。

4 スギ超長伐期施業群

1 対象林分

天然スギの生育地域等で特に、林地生産力が高く、立地条件に恵まれたスギの人工林であって、当該林分の地況、林況等から人工造林によらなければ的確な森林の維持造成が期待できない林分又は再造林によって速やかに森林の維持造成を図る必要のある林分を対象とする。

2 施業目標等

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ	1 5 0 年	秋田県、最上村山

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

皆伐によることとし、1伐採箇所の面積はおおむね5ha以内とする。ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新・保育

スギの人工植栽によることとし、更新期間の短縮を図るとともに、「造林方針書」に基づき必要な保育作業を行うこととする。

(3) 間伐

間伐実施の時期等については次を目安として林分の閉鎖状況等を見て実施する。

① 間伐の繰り返し期間は、スギ・カラマツ等施業群のスギ伐期齢（60年）まではおおむね10年、それ以降はおおむね15～20年を目安とする。

② 間伐終了の時期は、主伐予定時期のおおむね20年前とする。

5 植栽型複層林施業群

1 対象林分

スギ又はヒノキ人工林のうち、自然景観の維持、その他公益的機能の確保のため非皆伐状態を維持すべき林分であって、気象条件、林況、搬出条件からみて複層林施業が可能な林分とする。

2 施業目標等

伐採により裸地が生じないように、人工造林によって複数の樹冠層を有する森林への誘導又は維持を図ることを目標とする。

施業の実施に当たっては、下層木の陽光を確保するため間伐・複層伐を適切に実施する。

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ・ヒノキ	100年	全計画区

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 施業方法の区分

立地条件等に応じて次の2タイプの施業方法のいずれかを選択する。

ア Aタイプ（択伐タイプ）の複層林

自然景観の維持、その他公益的機能の確保のため非皆伐状態での森林の維持が要請されている箇所。

具体的には、簡易水道の取水口周辺、主要な国道、観光道路沿い、観光施設周辺等の人工林であって、搬出が比較的容易で気象害（風倒害、冠雪害）のおそれが少ない箇所を対象とする。

イ Bタイプ（帯状、格子状伐採タイプ）の複層林

Aタイプ以外の箇所であって、複層林施業を行うことが適当な林分を対象とする。

(2) 間伐

ア 複層林造成まで

① 若齢林分の間伐は、スギ・カラマツ等施業群に準じて実施する。

② 立木密度が高く樹冠がひ弱な林分については、初回の複層伐のおおむね10年前に20～30％程度の予備伐（間伐）を行う。（Aタイプ複層林のみ実施）

イ 複層林造成後

① 上層樹冠がうっ閉し、下層木や下層植生の生育に支障が生じる場合は、おおむね20％程度の受光伐を早めに実施する。

② 下層木の間伐は、生育状況に応じてスギ・カラマツ等施業群に準じて早めに実施する。

(3) 誘導時期

単層林から複層林への移行（下層木植栽のための伐採）は、上木の林齢がおおむね50年となった以降に実施する。

ただし、標準伐期齢を下回らないものとする。

(4) 複層伐

ア 伐採面積の限度

複層伐の1伐採箇所の面積（伐採区だけでなく、保残区を含んだ伐採対象となる区域全体の面積）は、おおむね5ha以内とし、保安林等の法令制限がある場合は、その指定施業要件等の範囲内とする。

イ 伐採率等

① Aタイプ

伐採率は、樹冠配置等も考慮し、30～50％程度とする。

選木は、ある程度群状に選木を行い、植込み面の確保に努める。

（この場合、残存木が孤立しないように配置する。）

② Bタイプ

帯状伐採を行う場合にあっては、伐採帯、保残帯の幅をおおむね樹高程度（10～30m）、格子状伐採を行うにあっては、1区画の短辺を10～30mとする。

伐採率は、伐採区は100％、保残区についてはおおむね20％とする。

（5）伐採に当たっての留意事項

ア 伐採、搬出に当たっては、保残木を極力損傷しないよう努めるものとする。

特に、トラクタ集材の場合の搬出路作設は必要最小限にとどめるとともに、搬出支障木の伐採によって伐区が連続することにならないよう配慮するものとする。

イ 景観の維持が特に求められる箇所については、林縁部の保残、道路に平行した伐区の設定に努めるものとする。

（6）更新・保育

更新・保育については、次の点に留意して行うものとする。

ア 更新樹種

複層林施業の更新樹種（下層木）は、原則としてスギとするが、気象条件、土壌条件からヒノキの植栽が可能な箇所はヒノキを、また、場合によってはヒバを用いても差支えない。

イ 植栽本数

① Aタイプ

植栽本数は、樹種別のha当たりの植栽基準本数に複層伐の伐採率を乗じたものとする。

なお、植栽に当たっては、上層木の樹冠下に植栽を行わない。

② Bタイプ

植栽本数は、樹種別のha当たりの植栽基準本数に伐採区的面積を乗じたものとする。

ウ 下刈・除伐

下刈・除伐は植生の状況を見て必要に応じ実施する。

6 アカマツ施業群

1 対象林分

アカマツ若しくはクロマツを主とする人工林又は天然林のうち、地形条件等から皆伐天然更新が可能な林分で、かつ、比較的傾斜が緩く、地位が良好で下層植生が豊かであるなど小面積に皆伐を行っても表土の流出のおそれのないものを対象とする。

2 施業目標等

成長が旺盛で根系が発達し、下層植生や落葉落枝によって表土がよく被われ保護されている森林への誘導又は維持を図ることを目標とする。

具体的には、保育、間伐等によって適切な立木密度を確保するとともに、伐採に当たっては、伐採面を分散させるなど、表土の保全に配慮した方法によるものとする。

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
アカマツ・クロマツ	50年	全計画区

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

アカマツは、天然更新が良好であり、種子が発芽しやすいように環境を整えれば人工造林と同程度の更新が期待できることから、原則として皆伐天然下種更新によるものとする。

天然下種更新には、帯状皆伐法（側方更新法）と母樹保残法（上方更新法）があるが、伐区の状況等から確実な更新が期待できる場合は帯状皆伐法を採用して差支えない。

ア 帯状皆伐法（側方更新法）

- ① 伐区の幅は、側方のアカマツ林の生育状況、主風条件、土壌条件等を勘案して決定する。
- ② 伐採面が、緩斜地形で主風方向に位置するなど良好な条件下にあっても伐区の最大幅は 100 mを限度とする。

イ 母樹保残法（上方更新法）

- ① 母樹は着果の良好な樹冠の発達したものを選び、原則として群状に保残する。
- ② 母樹是一群当たりおおむね 10 本を、h a 当たり 5 ～ 10 箇所を目安として更新面に配置する。
なお、北向き斜面、凹地などで更新しにくいところは多めに保残する。
- ③ 母樹は原則として間伐又は主伐期まで保残する。

ウ 留意事項

- ① 溪流への土砂の流出等を抑えるため、溪流沿い等水辺に伐採区域が配置されないよう、帯状皆伐法においては伐区の位置を、また、母樹保残法では保護樹帯の設置に配慮するものとする。
なお、1 伐採箇所の面積はおおむね 5 h a 以内とし、伐区を分散させモザイク状に配置するよう努める。ただし、法令などによる制限がある場合は、その範囲内とする。
- ② 確実な更新を期するため、伐採は、球果の開く 10 月から冬季にかけて実施するように努める。

(2) 更新

ア 補助作業

更新方法は原則として天然下種更新第1類とし、末木枝条及びかん木類の整理を行うとともに、A o 層の厚いところは表土が流出するおそれのない箇所に限って地表処理を行い、種子の着床を図り、地表処理が困難な箇所は、択伐等により他樹種の天然更新を図ることとし、これが困難な場合は保残する。

- ① 落葉低木などが密生し種子の着床条件の良くないところは、伐採前に地表処理を実施する。
- ② ササが密生（総桿高 30 m/m²以上）し、種子の着床条件が良くないところは、伐採の2～3年前に刈払い等を行うか、伐採後に大型機械（特殊レーキ）等による地表処理を行う。この場合かき起こしの深さは、発芽の障害となる落枝・落葉を除去する程度とし、必要以上にかき起こしをしない。
- ③ 稚樹の発生・定着が不整で、その他の高木性天然木の稚幼樹の発生も悪く成林に支障があると判断されるところは、稚幼樹の発生状況等を考慮して速やかに植込みを行う。
- ④ 地表処理に当たっては、帯状に無処理区を設ける等により表土の流亡を防止する。

イ 完了の目安

樹高がおおむね 30cm 以上の高木性天然木を含めた稚樹が、h a 当たり 5,000 本以上ほぼ均等に成立したとき。

(3) 保育

ア 下刈

- ① アカマツの稚幼樹は日陰に弱いので、稚幼樹の生育状況、植生に応じて適期に作業を行い、稚幼樹を他の植生の被圧下におかないようにする。
- ② 下刈終了時点の目安は、大部分の稚幼樹が植生高を脱し、生育に支障がないと認められる時点とする。

なお、植生の繁茂が著しく、これを抑制する必要がある場合は、1、2年目は2回刈を実施する。

イ 除伐

枝の拡張、幹の曲りを抑え優良木の育成を図るため、若齢期は原則として密仕立てとし、本数調整は自然の推移に委ねるものとする。

ただし、共倒れのおそれのある過密林分及び競合する広葉樹の除去のため必要がある場合は、除伐を実施する。

また、除伐終了後、初回間伐までの間に過密となり、本数調整の必要がある林分については除伐2類を実施する。

(4) 間伐

「間伐の要領」によるほか、樹冠が貧弱となっている林分については、樹冠の発達を促す伐採を行う。

(5) その他

ア クロマツを主とする林分については、アカマツに準じて取り扱うものとするが、更新がアカマツより難しいことを勘案し、母樹の保残に努めるものとする。

イ アカマツ又はクロマツを主体とする人工林についても原則として皆伐天然下種更新によるものとする。

ウ 保安林内の人工林において皆伐天然下種更新を予定する場合は、植栽義務の有無についてあらかじめ確認し、必要があれば指定施業要件の変更手続きを行う。

7 アカマツ長伐期施業群

1 対象林分

アカマツ若しくはクロマツを主とする人工林又は天然林のうち、地形条件等から皆伐天然更新が可能な林分を対象とする。

2 施業目標等

アカマツ若しくはクロマツの健全な大径木を主体に構成され、根系がよく発達し、下層植生や落葉落枝によって表土がよく被われ保護されている森林、又は高木性のモミ、広葉樹等が一部に混交し、多層の樹冠が形成されている森林への誘導又は維持を図ることを目標とする。

具体的には、保育、間伐等によって適切な立木密度を確保と他の高木性樹種の導入を図るとともに、伐採に当たっては、伐採面を分散させるなど、表土の保全に配慮した方法によるものとする。

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
アカマツ・クロマツ	100年	全計画区

3 伐採、更新、保育、間伐

「アカマツ施業群」に準じて行うものとするが、間伐の時期等については次を目安とし、林分の閉鎖状態をみて実施するものとする。

- ① 間伐の繰り返し期間は、通常の伐期齢（50年）まではおおむね10年、それ以降はおおむね15～20年を目安とする。
- ② 間伐終了の時期は、主伐予定時期のおおむね20年前とする。

8 ヒバ等択伐林誘導施業群

1 対象林分

ヒバを主とする天然林又は人工林のうち、中小径木が主体で択伐天然林施業に適さない林分を対象とする。

2 施業目標等

ヒバ大径木から中小径木、稚樹までがバランスよく混生する林分構造の森林へ誘導することを目標とする。

施業の実施に当たっては、ブナ、ミズナラ等の高木性天然木をヒバと同様に育成するものとし、択伐天然林施業が可能となった時点で、ヒバ等択伐施業群へ移行する。

3 施業方法

(1) 主伐

原則として行わない。

(2) 保育

必要に応じてササ等の刈り払い、除伐、つる切り等を行う。

(3) 間伐

中小径木が密生し過密な林分は、択伐林型へ誘導することを目標におき、「間伐の要領」に準じて本数調整を行う。また、暴れ木等が下層木の健全な生育に必要な光環境や生育空間を阻害している林分は、早期に択伐林型へ誘導するよう上層木の抜き切りを行う。

具体的には、「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定案）」（平成22年11月15日付け 計画課長文書）によることとする。

9 ヒバ等択伐施業群

1 対象林分

ヒバを主とする天然林又はヒバを主体とする人工林のうち、択伐天然更新が可能な林分を対象とする。

2 施業目標等

健全なヒバ大径木及び広葉樹を含む蓄積が高く適度にうっ閉した林分への誘導又は維持を図ることを目標とする。

具体的には、大径木から中小径木、稚樹までがバランスよく配置された成長旺盛な林分構造となるよう施業を行うものとする。

3 施業方法

(1) 主伐

回帰年15年(中径木が比較的多い林分は30年)の択伐を行うこととし、伐採率は、目標とする林分構造への誘導、又は維持を図るよう30%以内(中径木が比較的多い林分は15%以内)で調整する。この場合、樹冠のうっ閉度が早期に回復すると見込まれる林分、作業条件が良好な林分等においては、中小径木の成長を促進させるため、伐採率を低減して伐採繰返し期間を回帰年未満に短縮するよう努める。

ア 選木の基本

伐採に当たっては、成長旺盛なヒバ大中径木(胸高直径22cmから50cm程度のものを指標とする)の適切な保残・育成を考慮した上で、林床が暗く稚幼樹の発生が少ないところ、又は、下層植生に衰退がみられ表土の保残に支障が生じるおそれがあるところは、稚樹の発生と下層植生の発達を促すとともに、既に稚幼樹が成立しているところは稚幼樹の成長を促すための選木を行う。

更に、広葉樹が適度に混交する状態に誘導・維持していくことを目標に、天然更新した高木性広葉樹を保残・育成する。

イ 選木の順序

選木は次の順序で行うものとする。

- ① ヒバ大中径木の育成に支障となる上木
- ② 稚樹の発生に支障となる上木
- ③ 稚幼樹の育成に支障となる上木
- ④ 長期の生育が困難と考えられる形質不良なもの及び老齢で衰退傾向の固体

ただし、これらは一回の択伐でそのすべてを伐採するのではなく、成立本数・直径分布、上木及び稚幼樹の配置に応じて逐次整理を図ること。

ウ 林分型と伐採方法

伐採は、林分型に応じて以下によるものとする。

- ① 立木密度が高く稚樹の発生が少ない林分

稚幼樹のないところは、上木の密度に応じた単木択伐を実施。また、既に稚幼樹が見られるところは樹高の1/2以内の孔を開ける群状択伐を実施し、稚幼樹の発生・成長を促す。

② 更新面のある林分

群状択伐を実施し、更新面を少しづつ拡大する。

一回の伐採における伐開幅は樹高の $1/2 \sim 2/3$ 程度にとどめる。

③ 複層林型の林分

ヒバ及び広葉樹の大径木を主体に単木択伐を行い、中小径木及び稚幼樹の成長を促進する。

エ 留意事項

① 林縁、急斜地、風の強く当たるところは、風雪害などを受けやすいので弱度の伐採にとどめる。

② 群状択伐を行う場合は、更新面を少しづつ拡大することに努め、伐採によって残存木や稚幼樹に日焼けが発生しないよう配慮する。

③ 胸高直径 34 c m 未満のヒバ及び胸高直径 26 c m 以下の高木性広葉樹は下層植生に衰退が見えない限り原則として保残する。

④ 稚幼樹の損傷を少なくするため、可能な場合は極力積雪期に伐採するよう努める。

⑤ 末木枝条は稚幼樹の生育に支障とならないよう整理する。

(2) 更新

ア 天然更新を行うこととし、更新面における稚樹の発生・生育状況に応じて、次の更新補助作業を実施する。

① 枝条整理

末木枝条が稚幼樹の発生・生育の支障となっているところは、その片づけ整理を行う。

② 植込み

群状択伐跡地で、更新状況調査の結果、後継樹が h a 当たり 3,000 本以上に達することが困難と思われる林分については、以下により植込みを行う。

- ・ 植込み本数は、3,000 本／h a を目安とし、天然稚幼樹の生育本数に応じて調整する。
- ・ 苗木は山引苗木及び山地ざし養苗を使用する。

③ 更新補助作業を行う場合は、表土の保全に留意して実施するものとする。

イ 更新完了の目安は、樹高がおおむね 30 c m（伏条では 50cm）以上のヒバと高木性広葉樹を含めた稚樹が、h a 当たりおおむね 5,000 本以上成立したとき。または、有用天然木の稚幼樹（胸高直径 14cm 以下）の総樹高量が h a 当たり 6,000m を超えたとき。

(3) 保育

ヒバと競合する低木及びかん木類の生育状況を勘案して弾力的に除伐・つる切を実施する。

(4) 間伐

中小径木が密生し過密な林分は、択伐林型へ誘導することを目標におき、「間伐の要領」に準じて本数調整を行う。具体的には、「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定案）」（平成 22 年 11 月 15 日付け 計画課長文書）によることとする。

10 天然スギ施業群

1 対象林分

天然スギの混交率が25%以上の天然林で、天然更新が可能な林分を対象とする。

2 施業目標等

ブナ、ミズナラ等高木性天然広葉樹に天然スギが混生し、大径木から中小径木、稚幼樹までがバランスよく生育し、多層の樹冠からなる林分構造となるような施業を行うものとする。

3 施業方法

(1) 主伐

回帰年60年の択伐を行うこととし、伐採率は、目標とする林分構造への誘導又は維持を図るよう30%以内の範囲で調整する。この場合、樹冠のうっ閉が早期に回復すると見込まれる林分、作業条件が良好な林分等においては、中小径木の成長を促進させるため、伐採率を低減して、これに応じて伐採繰り返し期間を回帰年未満に短縮するよう努めるものとする。

伐採木の選定にあたっては、天然スギの持続的な育成等の観点から、上層木の配置状況、後継樹となり得る稚幼樹等の生育状況を勘案し、成長衰退木を中心に選木を行う。

また、伐採・搬出にあたっては、現存の稚幼樹を損傷しないよう配慮する。

(2) 更新

ア 天然下種更新を行うこととし、更新面における稚幼樹の発生、生育を促すため、下層植生の繁殖等の立地条件、積雪等の気象条件に応じて、枝条整理、刈りだし等の更新補助作業を実施する。

イ 更新完了の目安は、樹高がおおむね30cm以上の有用天然木(スギを含む)の稚樹が、ha当たりおおむね5,000本以上成立したとき。または、有用天然木(スギを含む)の稚幼樹(胸高直径14cm以下)の総樹高量がha当たり6,000mを超えたとき。

(3) 保育

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によることとするが、更新樹種と競合する低木及びかん木類の生育状況を勘案して弾力的に除伐・つる切を実施する。

1 1 広葉樹択伐林誘導施業群

1 対象林分

ブナ、その他高木性広葉樹を主とする広葉樹林で、ほぼ同齢の一斉林の造成を目的にこれまで漸伐を行った林分を対象とする。

2 施業目標等

ブナのほかミズナラ、ウダイカンバ、カツラ、センノキなどの高木性天然木が混生する多層の樹冠からなる森林に誘導する。

施業の実施に当たっては、これらの高木性天然木をブナと同様に育成するものとし、択伐天然林施業が可能となった時点で、広葉樹択伐施業群に移行する。

3 施業方法

(1) 主伐

原則として行わない。

(2) 更新

ア 更新補助作業

稚樹の発生が少ない場合、落葉低木類やササが繁茂していて種子の着床、稚幼樹の生育を妨げている場合は、必要に応じて更新補助作業を行う。

① 落葉低木類やササが繁茂している場合は、必要に応じて刈払い等を行う。

② 末木枝条が散乱し、種子の着床、稚幼樹の生育を阻害している場合は、末木枝条の片付け整理を行う。

イ 更新完了の目安

樹高おおむね 30 c m以上のブナ、その他有用天然木の稚幼樹が、h a 当たりおおむね 5,000 本以上ほぼ均等に成立したとき。または、有用天然木の稚幼樹（胸高直径 14cm 以下）の総樹高量が h a 当たり 6,000m を超えたとき。

(3) 保育

更新補助作業後、稚幼樹が落葉低木類やササと競合しているところについては、必要に応じて刈払い等を行う。

(4) その他

① ブナ以外の広葉樹を主とする林分についても、ブナに準じて取り扱うものとする。

② ブナ、ミズナラ等不定芽の発生しやすい樹種については、成林後は、枝の拡張、幹の曲がりを抑えるため、原則として密仕立てとし、本数調整は自然の推移に委ねることとするが、下層植生の衰退、成立木の枯損が激しい場合は、公益的機能の発揮に留意しつつ、必要に応じて本数調整を行う。

1 2 広葉樹択伐施業群

1 対象林分

ブナ等の広葉樹林のうち、択伐天然更新が可能な林分を対象とする。

なお、立地条件は、標高が高くなるにつれて成長、形質ともに不良となり、更新も難しくなることから、標高おおむね 1,000m（下北森林計画区では 600m、その他の青森県は 800m、岩手及び宮城県は 900m）以下、かつ、傾斜おおむね 30 度以下の林分を対象とする。

2 施業目標等

健全な大径木を含み樹種の多様性が高い、適度にうっ閉した森林への誘導又は維持を図ることを目標とする。

具体的には、大径木から中小径木、稚幼樹までがバランスがよく配置された成長旺盛な林分構造となるよう施業を行うものとする。

3 施業方法

ブナ林の更新は林床の状況によって大きく左右されることから、伐採に当たっては、林床型に応じて必要な母樹の保残に努めること。

(1) 主伐

回帰年 40 年の択伐を行うこととし、伐採率は、目標とする林分構造への誘導又は維持を図るよう 30 % 以内の範囲で調整する。この場合、樹冠のうっ閉が早期に回復すると見込まれる林分、作業条件が良好な林分等においては、中小径木の成長を促進させるため、伐採率を低減して、これに応じて伐採繰り返し期間を回帰年未満に短縮するよう努めるものとする。

ア 伐採面

ブナの稚幼樹の生育にはかなりの陽光を必要とすることから、伐採の方法は原則として群状択伐とするが、立地条件等により群状択伐が行えない林分については、単木択伐とする。

① 伐採によって生ずる無立木地の面積は、1 群につき 0.05 h a 未満とする。

ただし、法令等により制限がある場合は、その範囲内とする。

② 伐採面は、更新の安全を考慮し、稚幼樹の発生しているところ、稚樹の発生しやすいところを選定する。

イ 選木

① 単木択伐に当たっては、残存木の配置及び後継樹発生・生育等を考慮し、長期の生育が困難と考えられる形質不良木、老齢木後継樹の生育を阻害しているものを優先的に選木する。

② ブナ及び有用天然木の胸高直径 26 c m 以下は、原則として保残する。

(2) 更新

ア 更新補助作業

稚樹の発生が少ない場合、落葉低木類やササが繁茂していて種子の着床、稚幼樹の生育を妨げている場合は、必要に応じて更新補助作業を行う。

① 落葉低木類やササが繁茂している場合は、必要に応じて刈払い等を行うこととするが、チシマザサ、クマイザサが密生（総桿高 3.0 m / m² 以上）し、更新の妨げとなっている場合は伐採の 2 ～ 3 年前に行う。

② 末木枝条が散乱し、種子の着床、稚幼樹の生育を阻害している場合は、末木枝条の片付け整理を行う。

イ 更新完了の目安

樹高がおおむね 30 c m以上のブナ、その他有用天然木の稚幼樹が、h a 当たりおおむね 5,000 本以上ほぼ均等に成立したとき。または、有用天然木の稚幼樹（胸高直径 14cm 以下）の総樹高量が h a 当たり 6,000m を超えたとき。

(3) 保育

更新補助作業後、稚幼樹が落葉低木類やササと競合しているところについては、必要に応じて刈払い等を行う。

(4) その他

- ① ブナ以外の広葉樹を主とする林分についても、ブナに準じて取り扱うものとする。
- ② ブナ、ミズナラ等不定芽の発生しやすい樹種については、成林後は、枝の拡張、幹の曲がりを抑えるため、原則として密仕立てとし、本数調整は自然の推移に委ねることとするが、下層植生の衰退又は成立木の枯損が激しい場合は、公益的機能を高めることを目標におき、必要に応じて本数調整を行う。

1 3 ナラ等中小径木施業群

1 対象林分

ナラを主とする広葉樹天然林で、ぼう芽による天然更新が期待できる林分とする。

なお、本施業群には、薪炭共用林野を含む。

2 施業目標等

ぼう芽力が旺盛なナラ等広葉樹により構成され、根系が発達し、下層植生が多く落枝落葉によって表土が良く覆われている森林の維持又は誘導を図ることを目標とする。

樹 種	伐期齢	備 考(適用地域等)
ナラ等広葉樹	30年	全計画区(大槌・気仙川除く)

3 施業方法

(1) 主伐

- ① 皆伐とするが、薪炭共用林野以外の林分では、しいたけ原木等に適さない小径木は保残する。
- ② 伐採箇所が同一斜面へ集中することを避け、分散するように努めるとともに、1伐採箇所の面積は5ha以内とする。ただし、法令等の制限がある場合はその範囲内とする。
- ③ 伐採は樹液の流動期を避け、できる限り10～12月に行う。
- ④ 伐採高はできるだけ低くし、切り口を平滑にして傾斜させる。

(2) 更新・保育

- ① ぼう芽更新とする。
- ② 更新樹種はナラその他広葉樹とする。
- ③ 刈出し、芽かきは必要に応じて行う。

1 4 天然更新型複層林誘導施業群

1 対象林分

人工林であっても、高木性天然木の成長が良好な林分、植栽木の生育状況が良好でない林分など、天然更新によって森林の造成が可能な林分で、将来とも人工林として施業を続けることなく、複数の樹冠層を有する天然林（育成複層林）に移行することが適当な林分を対象とする。

2 施業方法

(1) 50年生時点まで

造林地内に高木性天然木がある場合は造林木と同様に育成するものとする。

(2) 50年生時点

ア 伐採率35%以内の間伐を行う。

イ 伐採対象木は、成長衰退木を優先するとともに、針広混交状態を維持できるよう留意する。

(3) 70年生時点

ア 伐採率50%以内の漸伐を行い、必要に応じて末木枝条の片付け等の更新補助作業を実施し、天然林（育成複層林）へ移行させる。

イ 伐採対象木は、(2)のイに準ずる。

ウ 更新完了の目安は「広葉樹択伐林誘導施業群」に準ずるものとするが、胸高直径16cm以上の残存木が次の基準を満たす場合も更新完了とする。

平均 胸高直径	本 数(ha 当たり)	平均 胸高直径	本 数(ha 当たり)
16cm	480本	24cm	320本
18cm	420本	26cm	280本
20cm	390本	28cm	270本
22cm	340本	30cm	240本

(4) 天然林移行後の施業方法

「広葉樹択伐林誘導施業群」に準じて行い、林分の平均胸高直径がおおむね34cm以上となった時点を目安に、「広葉樹択伐施業群」若しくは「ヒバ等択伐施業群」へ移行させる。

1 5 分収林施業群

水源林の造成等のため契約される分収造林及び分収育林を対象とし、施業方法については、個々の契約内容によるものとする。

なお、分収造林契約箇所については契約期間満了時に達しても、その林分内容等から主伐を実施することが適当でないと判断される場合は、相手方と協議のうえ契約期間の延長などを行う。

16 その他施業群

本施業群は、保護樹帯、択伐を行う人工林、試験地、次代検定林、竹林等他の施業群に区分されない林分を対象とする。

個々の林分の取扱いは、以下によるものとする。

1 保護樹帯

(1) 施業方法

ア 人工林保護樹帯

択伐の繰返しにより、広葉樹を主体とする天然林へ誘導する。

ただし、人工林保護樹帯のうち、主要な尾根筋等以外に設定されている伐区調整のための保護樹帯については、保護樹帯としての目的が終了し、皆伐が妥当と判断される場合は皆伐して差支えない。

イ 天然林保護樹帯

将来にわたり、広葉樹天然林を維持造成する。

(2) 伐採

ア 伐採方法は、原則として単木択伐とし、地形、風向、林分構成等を考慮して伐採率30%以内、かつ、保護樹帯の機能を損わない範囲で行う。

イ 選木は、成長衰退木を優先する。

ウ 伐採の時期は、隣接林分の主伐又は間伐に合わせて実施する。

(3) 更新

天然下種更新第2類とするが、更新補助作業が必要な場合は天然下種更新第1類とする。

2 択伐を行う人工林

(1) 伐採方法

択伐の繰返しにより、広葉樹を主とする天然林へ誘導する。

(2) 選木方法、更新

1に準ずるものとする。

3 次代検定林、精英樹保護林、特別母樹林、遺伝子保存林、展示林、試験地

それぞれの目的に応じた取扱いを行う。

4 竹林

伐採方法は択伐とする。

伐採率は本数率で30%以内とし、古竹を優先的に選木するものとする。

生産群の区分及び施業方法等

名 称	施業方法 の区分	伐 採 方 法	更新 方法	生 産 目 標	伐期齢 (回帰年)	目 標 径 級 (cm)	備 考 (適用計画区等)	対 象 林 分
スギ・ カラマツ等	育 成 単層林	皆 伐	新植	中径材	スギ・ヒノキ・ その他 N 6 0	2 4	青森、岩手、宮城 県	スギ・カラマツ・ヒノキ・その他針 葉樹の人工林（アカマツ・クロマツ・ ヒバを除く。）のうち、将来とも皆伐 新植を行うことが適当な林分
						2 8	秋田、山形県	
					カラマツ 6 0	2 4	全計画区	
スギ無節材	育 成 単層林	皆 伐	新植	中 径 無節材	5 0	2 4	津軽、三八上北、 大槌・気仙川、 宮城南部分	スギ人工林のうち、形質・成長が良 好で団地的なまとまりがあり、優良材 の生産が可能な林分
スギ・カラ マツ大径材	育 成 単層林	皆 伐	新植	大径材	スギ 1 0 0	3 4	青森、岩手、宮城 県	スギ・カラマツ人工林のうち、形質 ・成長が良好で団地的なまとまりが あり、優良材の生産が可能な林分
						4 0	秋田、山形県	
					カラマツ 8 0	3 0	全計画区	
ス ギ 長 大 径 材	育 成 単層林	皆 伐	新植	長大径材	スギ 1 5 0	4 8	秋田県、最上村山	スギ人工林のうち、天然スギの生育 地域で特に、形質・成長が良好で天然 秋田スギに匹敵する優良材の生産が可 能な林分
植栽型複層林	育 成 複層林	複層伐	新植	大径材	1 0 0	3 4	青森、岩手、宮城 県	スギ・ヒノキ（ヒバ・カラマツ含 む。）人工林のうち、育成複層林施業 を行うことが適当な林分（カラマツは 上層木のみ）
						3 6	秋田、山形県	
ア カ マ ツ	育 成 単層林	皆 伐 (母樹保護)	天然 下種	中径材	5 0	2 4	全計画区	アカマツ・クロマツを主とする天然 林及び人工林のうち、皆伐天然下種更 新を行うことが適当な林分
アカマツ大径材	育 成 単層林	皆 伐 (母樹保護)	天然 下種	大径材	1 0 0	3 4	全計画区	アカマツ・クロマツを主とする天然 林及び人工林のうち、皆伐天然下種更 新を行うことが適当であつて、優良材 の生産が可能な林分
ヒ バ 等 択伐林誘導	育 成 複層林	—	—	定めない	—	—	青森県、米代川	ヒバを主とする天然林及び人工林の うち、中小径木主体の林分で将来的に はヒバ等択伐生産群へ誘導する林分
ヒバ等択伐	育 成 複層林	択 伐 (15%以内) (30%以内)	天然 下種	大径材	(1 5) (3 0)	3 4 以 上	青森県、米代川	ヒバを主とする天然林及び人工林の うち、択伐天然下種更新を行うことが 適当な林分
天 然 ス ギ	育 成 複層林	択 伐 (30%以内)	天然 下種	大径材	(6 0)	4 0 以上	秋田県、最上村 山	天然スギの混交率25%以上で天然 下種更新を行うことが適当な林分
広葉樹択伐 林 誘 導	育 成 複層林	—	—	定めない	—	—	全計画区	漸伐天然下種更新が行われたブナ等 の広葉樹天然林。将来的には広葉樹 択伐生産群に誘導する林分
広葉樹択伐	育 成 複層林	択 伐 (30%以内)	天然 下種	大径材	(4 0)	3 4 以上	全計画区	ブナ等の広葉樹を主とする天然林の うち、択伐天然下種更新を行うことが 適当な林分
ナラ等中大径材	天然林	皆 伐	ぼう 芽	薪炭材・ しいたけ原 木材	3 0	1 2	全計画区(大槌・ 気仙川除く。)	ナラ等を主とする天然林のうち、薪 炭材、しいたけ原木の生産を行うこと が適当な林分
天然更新型 複層林誘導	育 成 複層林	漸 伐	天然 下種	定めない	7 0	—	全計画区	人工林のうち、間伐等により広葉樹 (ヒバを含む。)を主とする天然林に誘 導することが適当な林分
分 収 林	育 成 単層林	皆 伐	新植	契約による	—	—	全計画区	分収造林、分収育林及び同見込み地
そ の 他	天然林	原 則 択 伐 (30%以内)	天然 下種	定めない	—	—	全計画区	保護樹帯、試験地、次代検定林、精 英樹保護林、展示林、竹林及び人工林 のうち択伐を行うことが適当な林分
(生産群 設定外)	天然林	原 則 禁 伐	天然 下種	定めない	—	—	全計画区	更新困難地

注) 更新方法は一般的な取扱いであり、実行に当たっては現地の実態に応じて適切な方法を選択するものとする。

別紙 4

生産群ごとの管理経営の指針

1 スギ・カラマツ等生産群

1 対象林分

スギ、ヒノキ、カラマツ又はその他針葉樹を主体とする人工林（アカマツ、クロマツ、ヒバを主とする人工林を除く。）のうち、当該林分の地況、林況等から再造林による森林の維持造成が確実、かつ森林生産力の確保が十分期待できる林分（伐期平均成長量がおおむね $5 \text{ m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ 以上）であって、投資の効率性が確保されると見込まれるものを対象とする。

2 生産目標等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
スギ・ヒノキ・その他針葉樹	中 径 材	24 cm	60 年	青森、岩手、宮城県
		28 cm		秋田、山形県
カラマツ	中 径 材	24 cm	60 年	全計画区

3 施業方法

別紙 5 「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 伐採

皆伐によることとし、1 伐採箇所の面積はおおむね 5 ha 以内とする。ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新・保育・間伐

更新は、スギ、カラマツ等の人工植栽によることとし、更新期間は2年以内とする。保育等については「造林方針書」、「間伐の要領」等に基づき行うこととする。

2 スギ無節材生産群

1 対象林分

スギ・カラマツ等生産群の対象林分に適合するスギ人工林のうち、成長、形質が良好で高い市場評価が得られると判断され、おおむね50ha程度の団地的なまとまりのある林分とする。

2 生産目標等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ	中径無節材	24cm	50年	津軽、三八上北、 大槌・気仙川、 宮城南部

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

皆伐によることとし、1伐採箇所の面積はおおむね5ha以内とする。ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新

スギの人工植栽によることとする。

(3) 保育

無節柱材(3m材1玉)の生産を目標とし、次により枝打ちを行う。

① 打上高は根張部分を加えて4m以内とし、2回に分けて実施する。

② 枝打の実施時期は、最下枝下高の直径が7cm程度になったときとする。

③ 枝打の対象木は、主伐期まで存置する形質優良木とし、林縁木、目荒木、暴れ木、根曲木等は枝打の対象としない。

④ 作業は、成長期(樹液流動期)及び傷口の凍結のおそれのある厳寒期を避ける。

(4) 間伐

① 列状間伐は、原則として行わない。

② 間伐に当たっては、枝打の対象外となったものを優先的に選木する。

3 スギ・カラマツ大径材生産群

1 対象林分

林地生産力が高く、立地条件に恵まれたスギ又はカラマツの人工林であって、将来とも人工林としての施業を指向する林分のうち、それぞれの樹種ごとにおおむね50ha以上の団地的なまとまりのある箇所とする。

なお、カラマツ人工林については、停滞水を生ずるような平坦地、凹地など心腐病の発生のおそれがある箇所を除くものとする。

2 生産目標等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ	大 径 材	34cm	100年	青森、岩手、宮城県
		40cm		秋田、山形県
カラマツ	大 径 材	30cm	80年	全計画区

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

皆伐によることとし、1伐採箇所の面積はおおむね5ha以内とする。ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新・保育

スギ又はカラマツの人工造林によることとし、更新期間は2年以内とする。保育等については造林方針書等に基づき行うこととする。

(3) 間伐

「間伐の要領」によるほか、時期等については次を目安として林分の閉鎖状況を見て実施する。

- ① 間伐の繰り返し期間は、スギ・カラマツ等生産群の伐期齢（60年）まではおおむね10年、それ以降はおおむね15～20年を目安とする。
- ② 間伐終了の時期は、主伐予定時期のおおむね20年前とする。

4 スギ長大径材生産群

1 対象林分

天然スギの生育地域等で特に、林地生産力が高く、立地条件に恵まれたスギの人工林であって、天然秋田スギに匹敵する優良長大径材の生産が可能な林分を対象とする。

2 生産目標等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ	大 径 材	4 8 c m	1 5 0 年	秋田県、最上村山

3 施業方法

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意すること。

(1) 主伐

皆伐によることとし、1伐採箇所の面積はおおむね5ha以内とする。ただし、法令等により制限のある場合はその範囲内とする。

(2) 更新・保育

スギの人工植栽によることとし、「造林方針書」に基づき必要な保育作業を行うこととする。

(3) 間伐

間伐実施の時期等については、次を目安として林分の閉鎖状況等を見て実施する。

- ① 間伐の繰り返し期間は、スギ・カラマツ等生産群のスギ伐期齢（60年）まではおおむね10年、それ以降はおおむね15～20年を目安とする。
- ② 間伐終了の時期は、主伐予定時期のおおむね20年前とする。

5 植栽型複層林生産群

1 対象林分

スギ又はヒノキ人工林のうち、気象条件、林況、搬出条件からみて人工造林による育成複層林によって景観の維持・形成と優良大径材の生産が併せて可能な林分を対象とする。

2 生産目標・伐期齢等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
ス ギ・ヒノキ	大 径 材	3 4 c m	1 0 0 年	青森、岩手、宮城県
		3 6 c m		秋田、山形県

3 施業方法

(1) 施業方法の区分

立地条件等に応じて次の2タイプの施業方法のいずれかを選択する。

ア．Aタイプ（択伐タイプ）の複層林

景観の維持等を特に要請されている箇所。具体的には、主要な国道、観光道路沿い、観光施設周辺等の人工林であって、搬出が比較的容易で気象害（風倒害、冠雪害）のおおむね少ない箇所を対象とする。

イ．Bタイプ（帯状、格子状伐採タイプ）の複層林

Aタイプ以外の箇所であって、人工造林による育成複層林施業を行うことが適当な林分を対象とする。

(2) 間伐

ア．複層林造成まで

- ① 若齢林分の間伐は「スギ・カラマツ等生産群」に準じて実施する。
- ② 立木密度が高く樹冠がひ弱な林分については、初回の複層伐のおおむね10年前に20～30％程度の予備伐（間伐）を行う。（Aタイプ複層林のみ実施）

イ．複層林造成後

- ① 上層樹冠がうっ閉し、下層木の生育に支障が生じる場合は、おおむね20％程度の受光伐を実施する。
- ② 下層木の間伐は、生育状況に応じて「スギ・カラマツ等生産群」に準じて適期に実施する。

(3) 誘導時期

単層林から複層林への移行（下層木植栽のための伐採）は、上木の林齢がおおむね50年となった以降に実施する。

ただし、標準伐期齢を下回らないものとする。

(4) 複層伐

ア．伐採面積の限度

複層伐の1伐採箇所の面積(伐採区だけでなく保残区を含んだ伐採対象となる区域全体の面積)は、おおむね5ha以内とし、保安林等の法令制限がある場合は、その指定施業要件等の範囲内

とする。

イ 伐採率等

① Aタイプ（択伐タイプ）の複層林

伐採率は、樹冠配置等も考慮し、30～50％程度とする。

選木は、ある程度群状に選木を行い、植込み面の確保に努める。

（この場合、残存木が孤立しないように配置する。）

② Bタイプ（帯状、格子状伐採タイプ）の複層林

帯状伐採を行う場合にあっては、伐採帯、保残帯の幅をおおむね樹高程度（10～30 m）、格子状伐採を行う場合にあっては、1区画の短辺を10～30 mとする。

伐採率は、伐採区は100％、保残区についてはおおむね20％とする。

（5）伐採に当たっての留意事項

ア 伐採、搬出に当たっては、保残木を極力損傷しないよう努めるものとする。

特に、トラクタ集材の場合の搬出路作設は必要最小限にとどめるとともに、搬出支障木の伐採によって伐区が連続することにならないよう配慮するものとする。

イ 景観の維持が特に求められる箇所については、林縁部の保残、道路に平行した伐区の設定に努めるものとする。

（6）更新・保育

更新、保育については、別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意して行うものとする。

ア 更新樹種

複層林施業の更新樹種（下層木）は、原則としてスギとするが、気象条件、土壌条件からヒノキの植栽が可能な箇所はヒノキを、また、場合によってはヒバを用いても差支えない。

イ 植栽本数

① Aタイプ

植栽本数は、樹種別のh a当たりの植栽基準本数に複層伐の伐採率を乗じたものとする。

なお、植栽に当たっては、上層木の樹冠下に植栽を行わない。

② Bタイプ

植栽本数は、樹種別のh a当たりの植栽基準本数に伐採区の面積を乗じたものとする。

ウ 下刈・除伐

下刈・除伐は、植生の状況をみて必要に応じて実施する。

6 アカマツ生産群

1 対象林分

アカマツ若しくはクロマツを主とする人工林又は天然林のうち、地形条件等から皆伐天然更新が可能な林分を対象とする。

2 生産目標等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
アカマツ・クロマツ	中 径 材	2 4 c m	5 0 年	全計画区

3 施業方法

(1) 主伐

アカマツは、天然更新が良好であり、種子が発芽しやすいように環境を整えれば人工造林と同程度の更新が期待できることから、原則として皆伐天然下種更新によるものとする。

天然下種更新には、帯状皆伐法（側方更新法）と母樹保残法（上方更新法）があるが、伐区の状況等から確実な更新が期待できる場合は帯状皆伐法を採用して差支えない。

ア 帯状皆伐法（側方更新法）

- ① 伐区の幅は、側方のアカマツ林の生育状況、主風条件、土壌条件等を勘案して決定する。
- ② 伐採面が、緩斜地形で主風方向に位置するなど良好な条件下にあっても伐区の最大幅は 100 mを限度とする。

イ 母樹保残法（上方更新法）

- ① 母樹は着果の良好な樹冠の発達したものを選び、原則として群状に保残する。
- ② 母樹是一群当たりおおむね 10 本を、h a 当たり 5 ～ 10 箇所を目安として更新面に配置する。
なお、北向き斜面、凹地などで更新しにくいところは多めに保残する。
- ③ 母樹は原則として間伐又は主伐期まで保残し、大径材の生産をめざすものとする。

ウ 留意事項

- ① 1 伐採箇所の面積はおおむね 5 h a 以内とする。ただし、法令などによる制限がある場合はその範囲内とする。
- ② 確実な更新を期するため、伐採は、球果の開く 10 月から冬季にかけて実施するように努める。

(2) 更新

ア 補助作業

更新方法は原則として天然下種更新第 1 類とし、末木枝条及びかん木類の整理を行うとともに、A o 層の厚いところは地表処理を行い、種子の着床を図る。

- ① 落葉低木などが密生し種子の着床条件の良くないところは、伐採前に地表処理を実施する。
- ② ササが密生（総桿高 30 m/m²以上）し、種子の着床条件が良くないところは、伐採の 2 ～ 3 年前に刈払い等を行うか、伐採後に大型機械（特殊レーキ）等による地表処理を行う。この場合かき起こしの深さは、発芽の障害となる落枝・落葉を除去する程度とし、必要以上にかき起こし

をしない。

- ③ 稚樹の発生・定着が不整で、その他の有用天然木の稚幼樹の発生も悪く成林に支障があると判断されるところは、稚幼樹の発生状況等を考慮して速やかに植込みを行う。

イ 完了の目安

樹高がおおむね 30cm 以上の有用天然木を含めた稚樹が、h a 当たり 5,000 本以上ほぼ均等に成立したとき。

(3) 保育

別紙 5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、次の点に留意して行うものとする。

ア 下刈

- ① アカマツの稚幼樹は日陰に弱いので、稚幼樹の生育状況、植生に応じて適期に作業を行い、稚幼樹を他の植生の被圧下におかないようにする。
- ② 下刈終了時点の目安は、大部分の稚幼樹が植生高を脱し、生育に支障がないと認められる時点とする。

なお、植生の繁茂が著しく、これを抑制する必要がある場合は、1、2 年目は 2 回刈を実施する。

イ 除伐

枝の拡張、幹の曲りを抑え優良木の育成を図るため、若齢期は原則として密仕立てとし、本数調整は自然の推移にゆだねるものとする。

ただし、共倒れのおそれのある過密林分及び競合する広葉樹の除去のため必要がある場合は、除伐を実施する。

また、除伐終了後、初回間伐までの間に過密となり、本数調整の必要がある林分については除伐 2 類を実施する。

(4) 間伐

別紙 5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によるほか、特に、樹冠が貧弱となっている林分については、樹冠の発達を促す伐採を行う。

(5) その他

- ① クロマツを主とする林分については、アカマツに準じて取り扱うものとするが、更新がアカマツより難しいことを勘案し、母樹の保残に努めるものとする。
- ② アカマツ又はクロマツを主体とする人工林についても原則として皆伐天然下種更新を行うこととする。
- ③ 保安林内の人工林において皆伐天然下種更新を予定する場合は、植栽義務の有無についてあらかじめ確認し、必要があれば指定施業要件の変更手続きを行う。

7 アカマツ大径材生産群

1 対象林分

気象、土壌条件等の立地条件が、アカマツの生育に適した低山地帯のアカマツ人工林又はアカマツを主とする天然林のうち、成長、形質が良好で優良大径材の団地的な生産が可能な林分とする。

2 生産目標等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
アカマツ	大 径 材	3 4 c m	1 0 0 年	全計画区

3 施業方法

「アカマツ生産群」に準じて行うものとするが、間伐の時期等について次を目安とし、林分の閉鎖状態をみて実施するものとする。

- ① 間伐の繰り返し期間は、通常の伐期齢（50年）まではおおむね10年、それ以降はおおむね15～20年を目安とする。
- ② 間伐終了の時期は、主伐予定時期のおおむね20年前とする。

8 ヒバ等択伐林誘導生産群

1 対象林分

ヒバを主とする天然林又は人工林のうち、中小径木が主体で択伐天然林施業に適さない林分を対象とする。

2 生産目標等

生産目標は定めないものとするが、ヒバ大径木から中小径木、稚樹までがバランスよく混生する林分構造の森林へ誘導することを目標とする。

施業の実施に当たっては、ブナ・ミズナラ等の高木性天然木をヒバと同様に育成するものとし、択伐天然林施業が可能となった時点で、ヒバ等択伐生産群へ移行する。

3 施業方法

(1) 主伐

原則として行わない。

(2) 保育

必要に応じてササ等の刈り払い、除伐、つる切り等を行う。

(3) 間伐

中小径木が密生し過密な林分は、択伐林型へ誘導することを目標におき、「間伐の要領」に準じて本数調整を行う。また、暴れ木等が下層木の健全な生育に必要な光環境や生育空間を阻害している林分は、早期に択伐林型へ誘導するよう上層木の抜き切りを行う。

具体的には、「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定案）」（平成22年11月15日付け 計画課長文書）によることとする。

9 ヒバ等択伐生産群

1 対象林分

ヒバを主とする天然林又はヒバを主体とする人工林のうち、択伐天然更新が可能な林分を対象とする。

2 生産目標等

ヒバの大径木から中小径木、稚幼樹までがバランスよく配置され、生産力の高い林分構造への誘導又は維持を図る中で、良質な大径材を持続的に生産していくことを目標とする。

樹 種	生産目標	目標胸高直径	備 考(適用地域等)
ヒバ、その他有用広葉樹	大 径 材	3 4 c m	青森県、米代川

3 施業方法

(1) 主伐

回帰年15年(中小径木が比較的多い林分は30年)の択伐を行うこととし、伐採率は、目標とする林分構造への誘導又は維持を図るよう30%以内(中小径木が比較的多い林分は15%以内)の範囲で調整する。この場合、樹冠のうっ閉度が早期に回復すると見込まれる林分、作業条件が良好な林分等においては、中小径木の成長を促進させるため、伐採率を低減し、これに応じて伐採繰り返し期間を回帰年未満に短縮するよう努めるものとする。

ア 選木の基本

伐採に当たっては、成長旺盛なヒバ大中径木(胸高直径22cmから50cm程度のものを指標とする。)の適切な保残・育成を考慮した上で、林床が暗く稚幼樹が少ないところは稚樹の発生を促し、また、既に稚幼樹が成立しているところは稚幼樹の成長を促すための選木を行う。

イ 選木の順序

選木は次の順序で行うものとする。

- ① ヒバ大中径木の育成に支障となる上木
- ② 稚樹の発生に支障となる上木
- ③ 稚幼樹の育成に支障となる上木
- ④ 形質不良なもの及び老齢で衰退傾向の上木

ただし、これらは一回の択伐でそのすべてを伐採するのではなく、成立本数・直径分布、上木及び稚幼樹の配置に応じて逐次整理を図ること。

ウ 林分型と伐採方法

伐採は、林分型に応じて以下によるものとする。

- ① 立木密度が高く稚樹の発生が少ない林分

稚幼樹のないところは、上木の密度に応じた単木択伐を実施する。また、既に稚幼樹が見られるところは樹高の1/2以内の孔を開ける群状択伐を実施し、稚幼樹の発生・成長を促す。

② 更新面のある林分

群状択伐を実施し、更新面を少しずつ拡大する。

一回の伐採における伐開幅は樹高の 1/2 ～ 2/3 程度にとどめる。

③ 複層林型の林分

ヒバ及び広葉樹の大径木を主体に単木択伐を行い、中小径木及び稚幼樹の成長を促進する。

エ 留意事項

① 林縁、急斜地、風の強く当たるところは、風雪害などを受けやすいので弱度の伐採にとどめる。

② 群状択伐を行う場合は、更新面を少しずつ拡大することに努め、伐採によって残存木や稚幼樹に日焼けが発生しないよう配慮する。

③ 胸高直径 34 c m未満のヒバの優良木及び胸高直径 26 c m以下の有用広葉樹の優良木は原則として保残する。

④ 稚幼樹の損傷を少なくするため、可能な場合は極力積雪期に伐採するよう努める。

⑤ 末木枝条は稚幼樹の生育に支障とならないよう整理する。

(2) 更新

ア 天然更新を行うこととし、更新面における稚樹の発生・生育状況に応じて、次の更新補助作業を実施する。

① 枝条整理

末木枝条が稚幼樹の発生・生育の支障となっているところは、その片づけ整理を行う。

② 植込み

群状択伐跡地で、更新状況調査の結果、後継樹が h a 当たり 3,000 本以上に達することが困難と思われる林分については、以下により植込みを行う。

- ・ 植込み本数は、3,000 本／h a を目安とし、天然稚幼樹の成立本数に応じて調整する。
- ・ 苗木は山引苗木及び山地ざし養苗を使用する。

イ 更新完了の目安は、樹高がおおむね 30 c m（伏条では 50cm）以上のヒバと有用広葉樹を含めた稚樹が、h a 当たりおおむね 5,000 本以上成立したとき。または、有用天然木の稚幼樹（胸高直径 14cm 以下）の総樹高量が h a 当たり 6,000m を超えたとき。

(3) 保育

ヒバと競合する低木及びかん木類の生育状況を勘案して弾力的に除伐・つる切を実施する。

(4) 間伐

中小径木が密生し過密な林分は、択伐林型へ誘導することを目標におき、「間伐の要領」に準じて本数調整を行う。具体的には、「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定案）」（平成 22 年 11 月 15 日付け 計画課長文書）によることとする。

10 天然スギ生産群

1 対象林分

天然スギの混交率が25%以上の天然林で、天然更新が可能な林分を対象とする。

2 生産目標等

ブナ、ミズナラ等高木性天然広葉樹に天然スギが混在し、大径木から中小径木、稚幼樹までがバランスよく生育し、多層の樹冠からなる林分構造となるような施業を行うものとする。

樹 種	生産目標	目標胸高直径	備 考(適用地域等)
天然スギ	長大径材	40cm以上	秋田県、最上村山

3 施業方法

(1) 主伐

回帰年60年の択伐を行うこととし、伐採率は、目標とする林分構造への誘導又は維持を図るよう30%以内の範囲で調整する。この場合、樹冠のうっ閉が早期に回復すると見込まれる林分、作業条件が良好な林分等においては、中小径木の成長を促進させるため、伐採率を低減して、これに応じて伐採繰り返し期間を回帰年未満に短縮するよう努めるものとする。

伐採木の選定にあたっては、天然スギの持続的な育成・利用の観点から、上層木の配置状況、後継樹となり得る稚幼樹等の生育状況を勘案し、成長衰退木を中心に選木を行う。

また、伐採・搬出にあたっては、現存の稚幼樹を損傷しないよう配慮する。

(2) 更新

ア 天然下種更新を行うこととし、更新面における稚幼樹の発生、生育を促すため、下層植生の繁茂等の立地条件、積雪等の気象条件に応じて、枝条整理、刈りだし等の更新補助作業を実施する。

イ 更新完了の目安は、樹高がおおむね30cm以上の有用天然木(スギを含む)の稚樹が、ha当たりおおむね5,000本以上成立したとき。または、有用天然木(スギを含む)の稚幼樹(胸高直径14cm以下)の総樹高量がha当たり6,000mを超えたとき。

(3) 保育

別紙5「育成林施業及び天然生林施業の基準」によることとするが、更新樹種と競合する低木及びかん木類の生育状況を勘案して弾力的に除伐・つる切を実施する。

1 1 広葉樹択伐林誘導生産群

1 対象林分

ブナ、その他有用広葉樹を主とする広葉樹林で、ほぼ同齢の一斉林の造成を目的にこれまで漸伐を行った林分を対象とする。

2 生産目標等

生産目標は定めないこととするが、ブナのほかミズナラ、ウダイカンバ、カツラ、センノキなどの有用天然木が混生する多層の樹冠からなる森林に誘導し、択伐天然更新が可能と成った時点で広葉樹択伐生産群に移行する。

3 施業方法

(1) 主伐

原則として行わない。

(2) 更新

ア 更新補助作業

漸伐後の稚樹の発生が少ない場合、落葉低木類やササが繁茂していて種子の着床、稚幼樹の生育を妨げている場合は、必要に応じて更新補助作業を行う。

① 落葉低木類やササが繁茂している場合は、必要に応じて刈払い等を行う。

② 末木枝条が散乱し、種子の着床、稚幼樹の生育を阻害している場合は、末木枝条の片付け整理を行う。

イ 更新完了の目安

樹高おおむね 30 c m以上のブナ、その他有用天然木の稚幼樹が、h a 当たりおおむね 5,000 本以上ほぼ均等に成立したとき。または、有用天然木の稚幼樹（胸高直径 14cm 以下）の総樹高量が h a 当たり 6,000m を超えたとき。

(3) 保育

更新補助作業後、稚幼樹が落葉低木類やササと競合しているところについては、必要に応じて刈払いを行う。

(4) その他

① ブナ以外の広葉樹を主とする林分についても、ブナに準じて取り扱うものとする。

② 成林後は、枝の拡張、幹の曲がりを抑えるため、原則として密仕立てとし、本数調整は自然の推移にゆだねることとするが、成立木の枯損が激しく森林資源の有効活用が可能な場合は、択伐林型に誘導することを目標に置き、必要に応じて本数調整を行う。

1 2 広葉樹択伐生産群

1 対象林分

ブナ等の広葉樹林のうち、択伐天然更新が可能な林分を対象とする。

なお、立地条件は、標高が高くなるにつれて成長、形質ともに不良となり、更新も難しくなることから、標高おおむね1,000m(下北森林計画区では600m、その他の青森県は800m、岩手及び宮城県は900m)以下、かつ、傾斜おおむね30度以下の林分を対象とする。

2 生産目標等

大径木から中小径木、稚幼樹までがバランスよく配置され、生産力の高い林分構造への誘導又は維持を図る中で、良質な大径材を持続的に生産していくことを目標とする。

樹 種	生産目標	目標胸高直径	備 考(適用地域等)
ブナ、ミズナラ、その他有用広葉樹	大径材	3 4 c m以上	全計画区

3 施業方法

ブナ林の更新は林床の状況によって大きく左右されることから、伐採に際しては、林床型に応じて必要な母樹の保残に努めるものとする。

(1) 主伐

回帰年40年の択伐を行うこととし、伐採率は、目標とする林分構造への誘導又は維持を図るよう30%以内の範囲で調整する。この場合、樹冠のうっ閉が早期に回復すると見込まれる林分においては、中小径木の成長を促進させるため、伐採率を低減し、これに応じて伐採繰り返し期間を回帰年未満に短縮するよう努めるものとする。

ア 伐採面

ブナの稚幼樹の生育にはかなりの陽光を必要とすることから、伐採の方法は原則として群状択伐とするが、立地条件等により群状択伐が行えない林分については、単木択伐とする。

① 伐採によって生ずる無立木地の面積は、1群につき0.10ha以内とする。

ただし、法令等により制限がある場合は、その範囲内とする。

② 伐採面は、更新の安全を考慮し、稚幼樹の発生しているところ、稚樹の発生しやすいところを選定する。

イ 選木

① 単木択伐に当たっては、残存木の配置及び後継樹発生・生育等を考慮し、形質不良木、老齢木、後継樹の生育を阻害しているものを優先的に選木する。

② ブナ及び有用天然木の胸高直径26cm以下は、原則として保残する。

(2) 更新

ア 更新補助作業

稚樹の発生が少ない場合、落葉低木類やササが繁茂していて種子の着床、稚幼樹の生育を妨げている場合は、必要に応じて更新補助作業を行う。

① 落葉低木類やササが繁茂している場合は、必要に応じて刈払い等を行うこととするが、チシマザ

サ、クマイザサが密生（総桿高 30m/m²以上）し、更新の妨げとなっている場合は、伐採の2～3年前に行う。

- ② 末木枝条が散乱し、種子の着床、稚幼樹の生育を阻害している場合は、末木枝条の片付け整理を行う。

イ 更新完了の目安

樹高がおおむね 30 c m以上のブナ、その他有用天然木の稚幼樹が、h a 当たりおおむね 5,000 本以上ほぼ均等に成立したとき。または、有用天然木の稚幼樹（胸高直径 14cm 以下）の総樹高量が h a 当たり 6,000m を超えたとき。

（3）保育

更新補助作業後、稚幼樹が落葉低木類やササと競合しているところについては、必要に応じて刈払い等を行う。

（4）その他

- ① ブナ以外の広葉樹を主とする林分についても、ブナに準じて取り扱うものとする。
- ② ブナ、ミズナラ等不定芽の発生しやすい樹種については、成林後は、枝の拡張、幹の曲がりを抑えるため、原則として密仕立てとし、本数調整は自然の推移に委ねることとするが、成立木の枯損が激しく森林資源の有効利用が可能な場合は、択伐林型に誘導することを目標におき、必要に応じて本数調整を行う。

1 3 ナラ等中小径材生産群

1 対象林分

ナラを主とする（混交率 50 %以上）広葉樹天然林で、ぼう芽による天然更新が期待できる林分とする。

なお、本生産群には、薪炭共用林野を含む。

2 生産目標等

樹 種	生産目標	目標胸高直径	伐期齢	備 考(適用地域等)
ナラ等広葉樹	しいたけ原木、薪炭材	1 2 c m	3 0 年	全計画区(大槌・気仙川除く)

3 施業方法

(1) 主伐

- ① 皆伐を原則とするが、薪炭共用林野以外の林分では、しいたけ原木等に適さない小径木は努めて保残する。
- ② 1 伐採箇所の面積はおおむね 5 h a 以内とする。ただし、法令等の制限がある場合はその範囲内とする。
- ③ 伐採箇所は分散させる。
- ④ 伐採は樹液の流動期を避け、できる限り 10 ～ 12 月に行う。
- ⑤ 伐採高はできるだけ低くし、切り口を平滑にして傾斜させる。

(2) 更新・保育

- ① ぼう芽更新とする。
- ② 更新樹種はナラその他広葉樹とする。
- ③ 刈出し、芽かきは必要に応じて行う。

1 4 天然更新型複層林誘導生産群

1 対象林分

人工林であっても、その生育状況が良好でない林分や有用天然木の混入がみられるなど、天然更新によって森林の造成が可能な林分で、将来とも人工林として施業を続けることなく、天然林（育成複層林）に移行することが適当な林分を対象とする。

2 施業方法

(1) 50年生時点まで

造林地内に有用天然木がある場合は造林木と同様に育成するものとする。

(2) 50年生時点

ア 伐採率35%以内の間伐を行う。

イ 伐採対象木は、利用径級に達した造林木を主体とする。

(3) 70年生時点

ア 伐採率50%以内の漸伐を行い、必要に応じて末木枝条の片付け等の更新補助作業を実施し、天然林（育成複層林）へ移行させる。

イ 伐採対象木は、利用径級に達した造林木及び有用天然木とする。

ウ 更新完了の目安は「広葉樹択伐林誘導生産群」に準ずるものとするが、胸高直径16cm以上の残存木が次の基準を満たす場合も更新完了とする。

平均 胸高直径	本 数(ha 当たり)	平均 胸高直径	本 数(ha 当たり)
16cm	480本	24cm	320本
18cm	420本	26cm	280本
20cm	390本	28cm	270本
22cm	340本	30cm	240本

(4) 天然林移行後の施業方法

「広葉樹択伐林誘導生産群」に準じて行い、林分の平均胸高直径がおおむね34cm以上となった時点を目安に、「広葉樹択伐生産群」若しくは「ヒバ等択伐生産群」へ移行させる。

1 5 分収林生産群

分収造林及び分収育林箇所を対象とし、施業方法については、個々の契約内容によるものとする。

なお、分収造林契約箇所については契約期間満了時に達しても、その林分内容等から主伐を実施することが適当でないと判断される場合は、相手方と協議のうえ契約期間の延長などを行う。

16 その他生産群

本生産群は、保護樹帯、択伐を行う人工林、試験地、次代検定林、竹林等他の生産群に区分されない林分を対象とする。

1 保護樹帯

(1) 施業方法の区分

ア 人工林保護樹帯

択伐の繰返しにより、広葉樹を主体とする天然林へ誘導する。

ただし、人工林保護樹帯のうち、主要な尾根筋等以外に設定されている伐区調整のための保護樹帯については、保護樹帯としての目的が終了し、皆伐が妥当と判断される場合は皆伐して差支えない。

イ 天然林保護樹帯

将来にわたり、広葉樹天然林を維持造成する。

(2) 伐採

ア 伐採は、原則として単木択伐とし、地形、風向、林分構成等を考慮して伐採率30%以内、かつ、保護樹帯の機能を損わない範囲で行う。

イ 選木は、老齢大径木、利用価値の高い大径木の順に行う。

ウ 伐採の時期は、隣接林分の主伐又は間伐に合わせて実施する。

(3) 更新

天然下種更新第2類とするが更新補助作業が必要な場合は天然下種更新第1類とする。

2 択伐を行う人工林

択伐の繰返しにより、広葉樹を主とする天然林へ誘導する。

選木及び更新は、保護樹帯に準ずるものとする。

3 次代検定林、精英樹保護林、特別母樹林、遺伝子保存林、展示林、試験地

それぞれの目的に応じた取扱いを行う。

4 竹林

伐採方法は択伐とする。

伐採率は本数率で30%以内とし、古竹を優先的に選木するものとする。

別紙 5 育成林施業及び天然生林施業の基準

1 更新方法の選択等

(1) 更新方法

更新方法は、次表の森林の状態ごとの更新の条件に応じて選択する。

森林の状態 (林種の細分)	更新の条件		選択する更新方法等
(1) 天然林 (自然の未立木地を含む。)	ア 荒廃地の復旧等森林の諸機能の維持を図るため人工造林を行うことが必要かつ適切な森林		人工造林を行う。 (育成林施業)
	イ 森林生態系保護地域、更新困難地等森林の諸機能の維持を図るため自然の推移に委ねるべき森林		自然の推移に委ねる。 (天然生林施業)
	ウ 上記ア又はイのいずれにも該当しない森林のうち、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて天然更新を行うことによつて的確な更新が図られ、森林の諸機能の維持増進が図られる森林	(ア) 自然条件及び森林を構成している樹種、下層植生の状況からみて更新補助作業(地表処理、刈出し、植込み等)を実施することが必要かつ適切な森林	天然更新を行う。 (育成林施業)
		(イ) 上記(ア)に該当しない森林	天然更新を行う。 (天然生林施業)
(2) 人工林 (人工林の伐採跡地を含む。)	ア 気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて人工造林によつて造成・育成していくことが適切な森林又は樹種の特性、母樹の賦存状況等から人工造林によらなければ目標とする森林整備が困難な森林		人工造林を行う。 (育成林施業)
	イ 上記アに該当しない森林		天然更新を行う。 (育成林施業) (天然生林施業)

注：1 育成林は、「単層林」(樹冠層が単層の状態のもの)と「複層林」(樹冠層が複層の状態のもの)に区分される。

なお、天然生林は、樹冠層の状態が単層であるか複層であるかを問わない。

2 天然生林に保育又は間伐を実施したものは、育成林となる。

2 伐採

伐採方法、1伐採箇所の面積、伐区の形状、配置等の決定に当たっては、その林分を構成している樹種の特性、地形条件等を考慮するとともに、天然更新を行う際には、周辺の母樹や稚幼樹の生育状況等も考慮する。特に、ブナを主とする天然林は伐採前の林床の植

生状況によって更新が大きく左右されることから、林床型に応じて必要な母樹の保残、稚幼樹の保全に配慮するとともに、ササ型の密生している林分については刈払い等により確実な更新が可能な場合以外は伐採を行わない。

林床型については、伐採前の林床植生の状況により次のとおり区分する。

林床型	林床植生の状況
ブナⅠ型	安定した稚幼樹（樹高60cm以上）が、10,000本/ha以上ほぼ均等に生育している林分
ブナⅡ型	樹高30cm以上の稚幼樹が10,000本/ha以上生育している林分
落葉低木型	おおむね2m以下の落葉低木類が繁茂している林分
ササ型	ササが密生している林分（ブナ稚幼樹はほとんどみられない）

なお、水土保持機能の発揮のため、主要な尾根筋、溪流沿い、林道沿線等は積極的に保残するとともに伐区の分散に努める。

（１）皆伐等

ア 皆伐又は複層伐を行う場合の1伐採箇所の面積は、おおむね5ha以内とし、漸伐を行う場合もこれを目安とする。

なお、法令等の制限がある森林はその制限内とする。

イ 資源の循環利用林、水土保持林の水源かん養タイプ以外における人工林の育成複層林施業は、別紙2「施業群ごとの管理経営の指針」の「植栽型複層林施業群」の施業方法に準ずるものとする。

ウ 皆伐区域は、原則として、当該伐区に隣接する林分がおおむねうっ閉した後でなければ設定しないこと。

ただし、うっ閉前の林分との間に幅員50m以上の保残区を設定する場合はこの限りではない。

エ 皆伐区域内に有用天然木の中小径木やまだ生育の見込みがある造林木の小径木が、群状に生育している場合には、これを保残、育成すること。

有用天然木の範囲

針葉樹	ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ及びこれらと同等の価値を有する天然木
広葉樹	ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ類、キハダ、イタヤカエデ、トチノキ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ及びこれらと同等の価値を有する天然木

オ 天然林に対する漸伐は、原則として行わない。

(2) 択伐

ブナ、天然スギ、ヒバを主とする天然林など、樹種特性や自然的条件からみて択伐を行うことが適当な林分、その他国土保全、自然環境保全・形成等を要請されている森林については、複数の樹冠層からなる林分となるよう適切な伐採率、繰り返し期間によること。

3 更新

(1) 人工造林

ア 地拵え

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた適切な作業方法を採用する。

有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、その保残、育成に努める。

イ 植栽樹種

植栽樹種は、スギ、カラマツを主とし、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、及び有用広葉樹を対象とするが、植栽地の気候、地形、土壌等の自然条件のほかに、前生樹あるいは立地条件が類似する林分の生育状況等を勘案し、最も適合した樹種を選定する。

ただし、保安林で植栽樹種の指定のある場合は、その樹種とする。

ウ 植栽本数

下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況に応じて調整する。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層伐を行った場合の植栽本数は、樹種ごとのh a 当たり植栽本数に複層伐の伐採率を乗じた本数を目安とする。

樹種別の植栽本数表 (単位：本／h a)

スギ	2,500 ～ 3,000	ヒノキ	3,000 ～ 3,500	カラマツ	2,000 ～ 2,500
----	---------------	-----	---------------	------	---------------

エ 更新期間

更新面が裸地となる期間の短縮、森林資源の積極的な造成を図るため、伐採跡地は速やかに更新することとし、原則として2年以内には更新する。

(2) 天然更新

① 更新補助作業を実施する場合は、それぞれの林分の状況に応じた方法により行うこととする。

② 末木枝条又はかん木類が稚幼樹の発生・生育の支障となっている箇所はその片付け又は整理を行うとともに、Ao層が厚く更新が阻害されている箇所はかき起こし等の作業を行う。

③ ササ等の下層植生により稚幼樹の生育が阻害されている箇所は刈出しを行う。

4 保育

(1) 人工林

ア 標準的な保育回数は、「造林方針書」(平成16年4月1日付け 15東森第80号)の保育作業実行年次の標準表(目安)によることとする。

イ 保育方法

① 下刈

植栽木の生育のみを主目的とした画一的な方法ではなく、植栽木の樹高、周辺植生の状況により有効な方法を採用する。

植栽木以外の有用天然木は保残する。また、植栽木及び有用天然木の生育に支障のない植生は保全する。

植栽木の成長が旺盛になる6～7月にかけて行うように努める。

作業を終了する年の目安は、植栽木及び有用天然木が周辺の植生高を脱し、生育に支障がなくなった時期とする。

② つる切

植栽木及び有用天然木の成長を阻害する場合に実施し、かん木類の発生状況等を勘案して、極力、除伐と同時作業とする。

可能な限りつる類の伸長が旺盛になる夏季に行う。

③ 除伐

植栽木及び有用天然木の成長を阻害しているもの並びに植栽木であっても形質不良なもの及び将来生育の見込みのないものを対象として行う。

可能な限り、かん木類のぼう芽による再生力が弱い夏季(6～8月)に行う。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行う。

④ 除伐2類

初回間伐の時期には達していないが、林冠が閉鎖し過密競合状態にある林分について、植栽木間の競争を緩和して残存木の成長促進を図り、林分の健全性を維持するために行う。

⑤ 枝打 (秋田、山形県)

原則として、「スギ・カラマツ長伐期施業群」及び「スギ・カラマツ大径材生産群」を対象とし、材質及び経済的価値の向上が確実に図り得る林分について実施する。

(地位別枝打実施基準)

地位別判定基準		収 穫 予 想 表 の 地 位	実施 年 齢	林分構成		実施基準		
地 域	地 位			平均胸高 直 径 (cm)	平 均 樹 高 A (m)	枝打高 (m)	枝下高 B (m)	枝打率 B / A
秋 田	12 以上	上	15	8.5	5.7	2	2	35
			18	10.5	7.3	2	4	55
山 形	14 以上		23	13.8	10.0	3	7	70
			30	18.2	13.6	2	9	66
秋 田	8 ～ 11	中	18	8.5	5.9	2	2	34
			23	11.2	8.1	2	4	49
山 形	10 ～ 13		28	13.8	10.2	3	7	69
			35	17.3	13.0	2	9	69

注： スギ・カラマツ大径材生産群の収穫予想表に基づき作成したもので、平均胸高直径、平均樹高は主副林木合計値である。

(2) 天然林

保育を実施する場合は、それぞれの林分の状況に応じた方法により行うこととする。
なお、アカマツ、クロマツ天然林は、人工林に準じた保育を行う。

5 間伐

「間伐の要領」（平成18年1月23日付け 17東計第152号）によることとし、対象林分の生育状況等を考慮のうえ、効率的な実行に努める。

(1) 間伐時期等

初回間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間に競争が生じた時期以降に行い、間伐の繰り返し期間はおおむね10年を目安とし林分の閉鎖状態を見て行うものとし、主伐予定時期のおおむね10～15年前までに終了する。

なお、水土保持林の水源かん養タイプの林分に対する間伐は、下層木の成長又は林床植生の発達を促すため、やや疎仕立ての密度管理を行う。

(2) 間伐の方法等

その他具体的な実施方法については、「間伐の要領」による。

(3) 天然林間伐

天然林に間伐を実施する場合は、それぞれの林分の状況に応じた方法により行うものとする。なお、水土保持林（水源かん養タイプ）又は資源の循環利用林に区分されている場合は、「施業群ごとの管理経営の指針」又は「生産群ごとの管理経営の指針」によることとする。

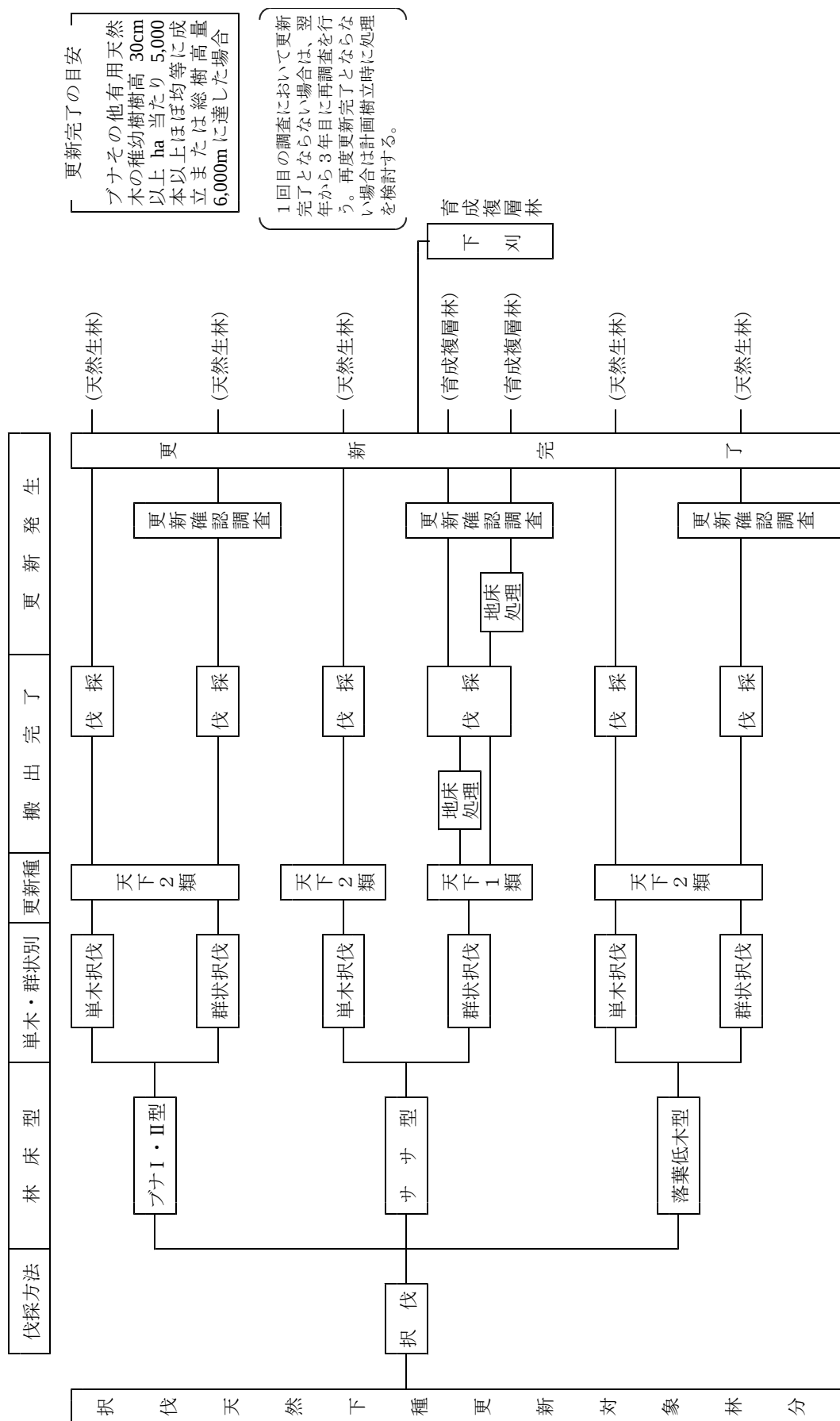
6 その他

(1) 分収林（分収造林・分収育林）の施業方法については、この基準に関わらず契約内容によるものとする。

(2) その他針葉樹（トドマツ、ドイツトウヒ等）の施業方法については、ヒノキに準ずるものとする。

ただし、皆伐後の植栽樹種については、原則として、スギ、ヒノキ、カラマツとする。

(参考) ブナを主とする天然林の択伐天然下種更新施業体系図



※更新種が天下2類であっても、枝状等が後継樹の更新を阻害している場合は、必要に応じて更新補助作業（枝状整理、刈り出等）を行う。この場合、更新種は天然下種第1類、林種は育成複層林となる。

別紙6

保護樹帯設定基準

水土保全林（水源かん養タイプ）及び資源の循環利用林において、皆伐又は漸伐を行う場合、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、保護樹帯を必要とする箇所に設けるものとする。

また、その効果を適切に発揮させるため、多様な樹種からなる林分を育成することとし、伐採は、健全な立木の育成と被害木、老齢木等の除去等を目的とし、原則として隣接の林分の主伐時又は間伐時に択伐により行う。

なお、幅員は、おおむね 50 m 以上を基準とするとともに、小動物が移動するための回廊としての機能を併せ持つ連続した保護樹帯の設置に努める。

目 的	設 定 方 法
皆伐又は漸伐による森林環境の急激な変化を緩和し、新生林分を気象害、火災及び病虫害からの保護並びに地力の維持を図る。	1 主要な尾根筋の両側、その他必要な箇所に新生林分を囲むように設ける。 2 寒風害のおそれがある場合は、融雪期の主風を遮るように設ける。 3 谷風等の局所風又は潮風による被害が予想される場合は、その風を遮るように設ける。 4 斜面長が長く、かつ傾斜が急で積雪の葡行による顕著な雪害発生のおそれがある場合は、中腹に横断する形状に設ける。 5 雪庇が生じる場合は、尾根筋沿いに風上、風下の両斜面に設け、風下斜面は雪庇の幅以上とする。
山地崩壊、土砂の流出及びなだれの防止並びに溪流及び道路保護を図る。	1 山腹の崩壊、土砂の流出及びなだれの防止のために設ける場合は、中腹に横断する形状等その目的に応じた位置に設ける。 2 溪流又は道路の保護のために設ける場合は、溪流又は道路沿いに設ける。 特に溪流沿いについては、水源かん養機能に配慮し、溪流への土砂の流出を抑えるため積極的に設ける。
優れた景観の保護、保健休養施設及び主要道路からの景観保護。	1 優れた景観を保護するため設ける場合は、その林地の状況及び目的に応じ適切に設ける。 2 保健休養に利用される施設の周囲等必要に応じて設ける。 3 公道及び一般の通行に利用され、行楽客等が多いと予想される林道付近には、道路沿いに設ける。

別紙 7

海岸林施業の施業基準

1 施業の目標

海岸林は、飛砂防備保安林又は潮害防備保安林に指定されており、更に一部は保健保安林・レクリエーションの森を兼ねているので、飛砂防備・潮害防備等国土保全機能の維持向上を第一としながら、保健休養機能も併せて充足させる施業をする。

2 地帯区分

汀線からの距離に応じ、次のとおり地帯区分し施業する。

区分	米代川	子吉川	庄 内
A地帯	前砂丘後方 50 mの植栽地からおおむね 80 ～ 100 m程度までの区間の地帯	主砂丘の植栽地から後方おおむね 50 ～ 100 m程度までの区間の地帯	前砂丘の植栽地から後方おおむね 80 ～ 100 m程度までの区間の地帯
B地帯	A地帯の後方に接続し、おおむね 150 m程度までの区間の地帯	A地帯の後方に接続し、おおむね 50 m程度までの区間の地帯	A地帯の後方に接続し、おおむね 50 m程度までの区間の地帯
C地帯	B地帯の後方に接続し、保育上必要とする区間の地帯	B地帯の後方に接続し、保育上必要とする区間の地帯	B地帯の後方に接続し、保育上必要とする区間の地帯

3 主伐

主伐は、林分の老齢化が進む等により健全性が顕著に低下し、自然に閉鎖が破れ更新を要する時に行うこととし、選木は被害木及び衰弱木とする。

4 間伐

間伐は、本数密度を調整することにより樹冠の発達した林木を育成し、健全な森林を造成して飛砂防備又は潮害防備等の機能を維持向上させるために行う。

5 更新

更新樹種は、クロマツ又はスギ、ミズナラ、カシワ等とする。

6 除伐2類

海岸林は、ha 当たりおおむね 10,000 本程度の密植造林を行っており、幼齢時から林木相互間の競争が始まり、林分の閉鎖によって下枝が枯れ上がり飛砂防備機能が衰えるので、これを防ぐため次を目安に本数調整伐を行う。

区分	米代川	子吉川	庄 内
A地帯	当面は見合わせるが、特に必要と認められる場合は現地の状況に応じて実行する。		
B地帯	初回は平均樹高がおおむね 3 m となった時期とし、2 回目以降は下枝の枯れ上がり状態等を勘案し、前回除伐から 5 ～ 10 年経過後に行い、ha 当たり成立本数が 3, 000 本となった時に終了する。		ha 当たり 10, 000 本植栽の場合、 1 回目 2, 000 本 2 回目 3, 000 本 を行うものとし、除伐終了時点で 5, 000 本保残するものとする。
C地帯	B 地帯に準じて行うものとする。ただし、伐採率は本数割合で 50 % 未満とする。		10, 000 本植栽の場合 1 回目 5, 000 本 2 回目 2, 000 本 3, 000 本保残する。 8, 000 本植栽の場合 1 回目 2, 000 本 2 回目 3, 000 本 3, 000 本保残する。 6, 000 本植栽の場合 1 回目 1, 500 本 2 回目 1, 500 本 3, 000 本保残する。 5, 000 本植栽の場合 1 回目 2, 000 本 3, 000 本保残する。

海岸林の除間伐基準表

平均樹高 m	残存基準本数 (本／ha)		平均樹高 m	残存基準本数 (本／ha)	
	B 地帯	C 地帯		B 地帯	C 地帯
2	8, 000		1 1	1, 050	900
3	7, 000	6, 200	1 2	900	750
4	5, 400	4, 600	1 3	800	700
5	4, 000	3, 300	1 4	700	600
6	2, 900	2, 400	1 5	650	550
7	2, 200	1, 900	1 6	550	500
8	1, 800	1, 500	1 8	450	400
9	1, 500	1, 200	2 0	400	350
1 0	1, 200	1, 000			

第四次国有林野施業実施計画書

(久慈・閉伊川森林計画区)

計 画 期 間	自	平成 2 4 年 4 月 1 日
	至	平成 2 9 年 3 月 3 1 日

東北森林管理局

目 次

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	91
2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所毎の伐採方法及び伐採量並びに更新箇所毎の更新方法及び更新量	91
(1) 伐採造林計画簿	91
(2) 水源かん養タイプにおける施業群別面積等	92
(3) 水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積	93
(4) 生産群別の面積等	94
(5) 標準伐採量	95
(6) 伐採総量	96
(7) 更新総量	98
(8) 保育総量	98
3 林道の整備に関する事項	99
4 治山に関する事項	101
5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	102
6 レクリエーションの森の名称及び区域	105
7 その他必要な事項	106
(1) 施業指標林等	106
(2) フィールドの提供	107
(3) その他	108

国有林野事業実施計画書のその他附属資料

(1) 国有林野の現況	109
① 担当区別の区域及び面積	109
② 保安林、自然公園等の面積	111
③ 林況（林種別齢級別面積、蓄積及び成長量）	112
(2) 機能類型別の国有林野の現況	120
(3) 林道等の現況	121
(4) 収穫予想表	121
(5) 地元施設等の現況	121

参 考 資 料

1 保護林の名称及び区域	131
2 緑の回廊の名称及び区域	132
3 レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法別の林小班	139

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所毎の伐採方法及び伐採量並びに更新箇所毎の更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所毎の伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源かん養タイプにおける施業群別面積等

(単位 : h a)

施 業 群		面 積	取扱いの内容	伐期齢 (回帰年)
施 業 群	スギ・カラマツ等	3,878.80	伐区の分散 スギ・カラマツ等の人工植栽	60
	スギ・カラマツ 長伐期	4,916.61	伐区の分散 スギ又はカラマツの人工植栽	スギ 100 カラマツ 80
	アカマツ	8,497.46	伐区の分散 アカマツ等の天然更新	50
	アカマツ 長伐期	6,984.54	伐区の分散 アカマツ等の天然更新	100
	広葉樹 択伐林誘導	7,653.25	ブナを主とする天然林 択伐林への誘導	-
	広葉樹 択伐	5,166.37	ブナを主とする天然林 択伐天然更新	(40)
	ナラ等 中小径木	3.19	ナラを主とする天然林 ぼう芽更新	30
	天然更新 型複層林誘導	6,956.51	育成複層林造成 天然更新	70
	分収林	19.92	個々の契約内容による	-
	その他	6,825.63	個々の林分ごとの目的に応じて取扱う	-
施業群設定外		124.07		
合 計		51,026.35		

(3) 水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位 : h a)

施 業 群	上限伐採面積
スギ・カラマツ等	324.89
スギ・カラマツ長伐期	302.8001250
アカマツ	849.75
アカマツ長伐期	349.23
天然更新型複層林	496.89
広葉樹択伐	645.80
その他	851.75

(4) 生産群別の面積等

(単位 : h a)

生産群		面積	生産目標等	伐期齢(回帰年)
生産群	スギ・カラマツ等	741.91	スギ・カラマツ 中径材 24 cm ヒノキ・その他針葉樹	60
	スギ・カラマツ大径材	1.66	スギ 大径材 34 cm カラマツ 大径材 30 cm	スギ 100 カラマツ 80
	アカマツ	361.37	アカマツ・クロマツ 中径材 24 cm	50
	アカマツ大径材	12.61	アカマツ 大径材 34 cm	100
	広葉樹伐採誘導	705.59	定めない	-
	広葉樹伐	507.10	ブナ・ミズナラ・その他有用広葉樹 大径材 34 cm以上	(40)
	ナラ等中小径材	1,686.37	ナラ等広葉樹 薪炭材・しいたけ原木 12 cm	30
	天然更新型複層林誘導	206.66	定めない	70
	分収林	2,950.02	個々の契約内容による	-
	その他	280.93	定めない	-
生産群設定外		11.41		
合計		7,465.63		

(5) 標準伐採量

(単位 : m³)

生産群	主伐	間伐	計
スギ・カラマツ等	－	16,020	16,020
アカマツ	－	2,500	2,500
ナラ等中小径材	14,440	－	14,440
天然更新型複層林誘導	－	4,680	4,680
分収林	175,550	3,040	178,590
合 計	189,990	26,240	216,230

(6) 伐採総量

(単位 : m³、ha)

区 分		林 地					林地 以外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
水 土 源 か ん 保 養 全 体 林	国 土 保 全 タ イ プ	-	66,440 (1,137.95)	66,440				
	スギ・カラマツ等	-	41,975	41,975				
	スギ・カラマツ長伐期	-	67,275	67,275				
	植栽型複層林	-	-	-				
	ア カ マ ツ	-	72,275	72,275				
	アカマツ長伐期	-	53,919	53,919				
	ヒバ等択伐	-	-	-				
	広葉樹択伐林誘導	-	-	-				
	広葉樹択伐	-	-	-				
	天然更新型複層林誘導	-	107,801	107,801				
	分 収 林	1,295	-	1,295				
	そ の 他	-	125	125				
	施業群設定外	-	-	-				
	小 計	1,295	343,370 (6,552.66)	344,665				
	計	1,295	409,810 (7,690.61)	411,105				
森林と 人との 共生林	自 然 維 持 タ イ プ	-	20,167 (357.90)	20,167				
	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	-	2,056 (32.62)	2,056				
	計	-	22,223 (390.52)	22,223	14,867	448,195	-	448,195
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ・カラマツ等	-	15,406	15,406				
	スギ・カラマツ大径材	-	-	-				
	植栽型複層林	-	-	-				
	ア カ マ ツ	-	2,403	2,403				
	アカマツ大径材	-	-	-				
	ヒバ等択伐	-	-	-				
	広葉樹択伐林誘導	-	-	-				
	広葉樹択伐	-	-	-				
	ナラ等中小径材	13,884	-	13,884				
	天然更新型複層林誘導	-	4,504	4,504				
	分 収 林	168,801	2,924	171,725				
	そ の 他	-	-	-				
	生産群設定外	-	-	-				
	計	182,685	25,237 (511.80)	207,922	7,133	215,055	-	215,055
合 計		183,980	457,270 (8,592.93)	641,250	22,000	663,250	-	663,250
年 平 均		36,796	91,454 (1,718.59)	128,250	4,400	132,650	-	132,650

注 : () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位:m3、ha)

市町村名	林 地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨 時 伐採量	計		
宮古市	67,196	200,468 (3,585.84)	267,664				
久慈市	12,903	63,025 (1,069.55)	75,928				
山田町	59,501	42,510 (970.11)	102,011				
岩泉町	17,443	138,013 (2,775.20)	155,456				
田野畑村	17,319	2,320 (50.41)	19,639				
普代村	487	1,151 (14.23)	1,638				
野田村	2,485	9,783 (127.59)	12,268				
洋野町	6,646	－ －	6,646				
計	183,980	457,270 (8,592.93)	641,250				

※市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

※()は、間伐面積である。

(7) 更新総量

(単位 : h a)

区 分		水 土 保 全 林			森林と人との共生林			資 源 の 循環利用林	合 計
		国土保全 タイプ	水源かん養 タイプ	計	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	計		
人 工 造 林	単層林 造 成	-	134.07	134.07	-	-	-	502.18	636.25
	複層林 造 成	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	134.07	134.07	-	-	-	502.18	636.25
天 然 更 新	天 然 第 1 類	-	-	-	-	-	-	19.60	19.60
	天 然 第 2 類	-	-	-	-	-	-	-	-
	ぼう芽	-	-	-	-	-	-	167.12	167.12
	計	-	-	-	-	-	-	186.72	186.72
合 計		-	134.07	134.07	-	-	-	688.90	822.97

(8) 保育総量

(単位 : h a)

区 分		水 土 保 全 林			森林と人との共生林			資 源 の 循環利用林	合 計
		国土保全 タイプ	水源かん養 タイプ	計	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	計		
下 刈	単層林 造 成	1.69	709.42	711.11	-	-	-	1,323.60	2,034.71
	複層林 造 成	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1.69	709.42	711.11	-	-	-	1,323.60	2,034.71
つる切 ・ 除 伐	単層林 造 成	8.57	265.90	274.47	-	-	-	92.36	366.83
	複層林 造 成	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	8.57	265.90	274.47	-	-	-	92.36	366.83

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開設	白 浜 峠	三陸北部署 2な～2た	1,720	
	開設	セ ノ ウ 沢	三陸北部署 78ろ1～76へ3	3,000	
	開設	猫 石 沢	三陸北部署 175は11～175ぬ	2,940	
	開設	桐 内 沢	三陸北部署 196い4～195り2	3,060	
	開設	ヒ バ 沢	三陸北部署 178そ1～178い1	1,520	
	開設	カ グ ラ 沢	三陸北部署 382い2～382ち1	1,280	
	開設	黒 沢	三陸北部署 414い1～403い2	1,780	
	開設	黒 岩 沢	三陸北部署 520ろ1～516ろ1	2,400	
	開設	遅 沢	三陸北部署 549る8～550い2	840	
	開設	グンブクロ沢	三陸北部署 583ろ～583ほ2	2,000	
	開設	赤 前	三陸北部署 5ち1～4ね	2,930	
	開設	タ ク リ 沢	三陸北部署 62ち～62ほ2	2,080	
	開設	石 浜	三陸北部署 23こ1～23う7	4,400	
	開設	白 湯 沢	久慈支署 125い4～125ろ4	3,000	
	開設	光沢（延長）	久慈支署 137ろ3～137い10	2,000	
	開設	卯 坂	久慈支署 卯坂～126ろ4	700	
	開設	北 ノ 又	久慈支署 146ぬ～146に5	3,500	
	開設	イ タ キ 沢	久慈支署 169と1～169ろ2	2,000	
	開設	イタキ沢支線	久慈支署 169へ4～169は3	1,000	
	開設	間 木 ノ 沢	久慈支署 169と1～171い5	1,500	
	開設	竹倉部（延長）	久慈支署 102は3～100い2	3,500	
	開設	タ カ シ 沢	久慈支署 95い3～94に1	700	
	開設	砂 浜 沢	久慈支署 95い3～95は1	800	
	開設	野頭（延長）	久慈支署 117へ1～118い2	1,100	
	開設	水 無 沢	久慈支署 147は～148い5	1,100	
	開設	宿 の 沢	久慈支署 154い4～155は2	3,000	
	開設	北 の 股 沢	久慈支署 157い2～157い5	1,000	
	開設	茅 刈 沢	久慈支署 161は1～161は8	900	
	開設	野 田 支 線	久慈支署 83は～83と	1,400	
	開設	日 形 井	久慈支署 74い2～78い	3,000	
	開設	又 沢	久慈支署 日形井～83ち1	1,200	
	開設	燃壁沢（延長）	久慈支署 21に2～19ほ2	2,000	
	開設	イ ブ シ ノ 沢	久慈支署 31ろ1～31い4	2,200	

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開設	西 大 沢	久 慈 支 署 69は1～48い4	2,000	
	開設	ホ リ ア ッ ペ	久 慈 支 署 24い1～23へ3	2,700	
	開設	ホリアッペ支線	久 慈 支 署 24い2～24り2	1,000	
	開設	カ チ ワ ノ 沢	久 慈 支 署 27い2～26ろ2	3,100	
	計			74,350	
計	開設			74,350	
	改良				

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量
三陸北部署 20, 31, 175, 328	保全施設	溪間工	(2 1)
久慈支署 63, 67, 68, 94, 141, 144, 149, 150, 166			(1 7)
			計 (3 8)
三陸北部署 175		山腹工	(1)
久慈支署 67, 94, 96			(3)
			計 (4)
三陸北部署 1, 4~8, 10, 12, 14~18, 20, 22~24, 26, 28 36~40, 42, 43, 44, 46~48, 53, 55~60, 62, 64 71, 74, 79, 80, 193, 204, 305, 306, 309, 320 322, 329, 330, 336, 341, 356, 361, 385, 392 397, 398, 402, 504, 509, 519, 550, 553, 556 566, 567, 571, 574, 580~584, 586, 587, 593	保安林の整備	その他	2, 0 2 1
久慈支署 83, 111			3 3
			計 2, 0 5 4
合 計	保全施設 保安林の整備		(4 2) 2, 0 5 4

注：保全施設は箇所数、保安林の整備はha

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

当計画区は貴重な自然環境としての天然林等が多数存在するため、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ適切に保護、保存を図っていくこととする。

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名 称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	早池峰山周辺	既設	4,120.08 保存地区 (2,520.21)	三陸北部署 185内～191内 310内～312内 314内、317内 324 326内～328内 420	早池峰山周辺は、超塩基性の蛇紋岩と蛇紋岩以外という基岩の相違による植物相の対照が顕著であり、ブナ及びヒバを主体とする天然林が存在している。 早池峰山は、遺存種のアカエゾマツが成育し、特産種や希産種を含む数多くの高山植物が成育しており、国定公園、国指定自然環境保全地域、特別天然記念物などに指定されている。
			保全利用地区 (1,599.87)	183内～191内 308内 310内～312内 314内、317内 323内 325内～328内 332内 335内～337内 344内～346内	
林木遺伝資源保存林	安家森ブナ	既設	17.74	久慈支署 50は	岩手県岩泉町の安家川上流に位置し、北上山地に生育するブナの遺伝資源の保存。
	権現アカマツ	既設	6.75	三陸北部署 550る1、る2	岩手県岩泉町の小本川支流三田貝川上流に位置し、アカマツを主とする天然壮齢林で成育良好。アカマツの遺伝資源の保存。
	早池峰山ウダイカンバ	既設	5.31	三陸北部署 336は4	岩手県宮古市の閉伊川支流御山川上流に位置し、ウダイカンバを主とする天然幼齢林で成育良好。ウダイカンバの遺伝資源の保存。
	十二神山ミズメ	既設	37.16	三陸北部署 18る4	岩手県宮古市の重茂川上流に位置し、多種の落葉広葉樹からなる天然壮齢林で大径木が賦存し成育良好であり、ミズメ、サワグルミ、ブナ、カツラ、トチノキ、ハリギリの遺伝資源の保存。周辺一帯は十二神自然観察教育林となっており、宮古市民の憩いの場となっている。
	津軽石川イヌブナ	既設	10.00	三陸北部署 52り	岩手県山田町の津軽石川支流豊間根川上流に位置し、イヌブナを主とする落葉広葉樹からなる成育良好な天然壮齢林であり、北限域のイヌブナの遺伝資源の保存。

種類	名 称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
林木 遺伝 資源 保存 林	権現シラカンバ	既設	5. 25	三陸北部署 549た	岩手県岩泉町の小本川支流三田貝川上流に位置し、シラカンバを主とする天然壮齢林で成育良好。シラカンバの遺伝資源の保存。
植物 群落 保護 林	侍浜松	既設	7. 21	久慈支署 185ほ1、ほ2	岩手県久慈市の北部侍浜地区に位置し、この一帯の丘陵地帯に広範に成育しているアカマツは南部アカマツの系統をくみ形質優良なため、特に「侍浜松」として有名。特別母樹林。
	半城子南部アカマツ	既設	2. 09	久慈支署 14と	岩手県岩泉町の安家川中流部に位置し、南部アカマツの系統をくみ形質優良。
	櫃取湿原	既設	34. 63	三陸北部署 546ろ1、ろ2 547ち	岩手県岩泉町の小本川支流大川源流部に位置し、この一帯は湿原をなし、ハクサンシャクナゲ、ミズバショウが群生し、湿原特有の景観をなしている。 県指定自然環境保全地域特別地区。
特定 動物 生息 地保 護林	イタダキ沢コキク ガシラコウモリ	既設	22. 33	久慈支署 59ろ	岩手県岩泉町の安家川上流部に位置し、鍾乳洞に生息する天然記念物「コキクガシラコウモリ」及びその繁殖地の保護。現況はブナを主とする落葉広葉樹とキタゴヨウの混交林。

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	新設 既設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
北上高地	既設	71 (55)	14,877.00 (11,976.92)	三陸北部署 177内～183内 205内～208内 329内～332内 338内～342内 344内～346内 373内、376内 379、380 382内、383内 385内、386 387内～389内 391内、394内 395、396内 400内、401内 408内～410内 411、412 522内～525内 527、528内 529、530、531内 532内～534内 536内～541内 542、544内 546内～550内 553内～557内 558、559、560内	北上高地沿いの国有林野の中に設定している保護林を連結することにより、森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全を図り、生物多様性の維持に資する。
		(16)	(2,900.08)	久慈支署 42内～45内 46～49、50内 71内、153内 155内～159内 161、162内	

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名 称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	施業 方法	選定理由
自然 観察 教育林	十二神	既設	83.15	三陸北部署 18る1～18る3	天然 生林	三陸海岸最大の半島である重茂（おもえ）半島の中央部に位置し、山岳美、森林美、溪流美、巨岩など随所に見られるブナを主体とする天然広葉樹林であり、数多くの動物が生息しているが、特に冬季には、オオワシ、オジロワシの休息地となっている。 また、樹種も豊富で、太平洋沿岸部に残された自然度の高い森林である。
			0.01	三陸北部署 18口	林地 以外	

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定年	面積 (ha)	位置 (林小班)
特別母樹林	侍浜松特別母樹林	S45	7.17	久慈支署 185ほ1, ほ2
遺伝子保存林	アカマツ遺伝子保存林	S50	2.22	久慈支署 75ほ
	アカマツ遺伝子保存林	S46	2.00	久慈支署 85ち
	スギ遺伝子保存林	S40	1.50	久慈支署 88ち1
	スギ遺伝子保存林	S44	0.68	久慈支署 88ち2
	スギ遺伝子保存林	S52	2.32	久慈支署 102わ
	アカマツ遺伝子保存林	S46	2.00	久慈支署 104り
	アカマツ遺伝子保存林	S50	2.22	久慈支署 147ほ
	アカマツ遺伝子保存林	S50	2.04	久慈支署 148へ
	アカマツ遺伝子保存林	S50	2.03	久慈支署 155ほ1
	スギ遺伝子保存林	S52	1.69	久慈支署 155ほ2
精英樹保護林	スギ久慈1号	S30	0.32	久慈支署 94ぬ
	ヒバ川井102号	S31	0.30	三陸北部署 336へ
	カラマツ川井2号	S30	0.25	三陸北部署 384へ
	カラマツ川井3号	S30	0.25	三陸北部署 403と
	アカマツ宮古4号	S35	0.10	三陸北部署 8わ
	スギ宮古3号	S31	0.22	三陸北部署 29れ2
次代検定林	スギ東青局69号	S58	1.59	久慈支署 179り
	スギ東青局52号	S55	1.58	久慈支署 185へ1～へ3
	カラマツ東青局84号	H 1	1.93	久慈支署 52ぬ2, ぬ3
	カラマツ東青局77号	S59	1.90	三陸北部署 533ね
	アカマツ東青局17号	S48	2.40	三陸北部署 579り
	スギ東青局105号	H10	0.73	三陸北部署 177わ3
	カラマツ東青局34号	S52	1.85	三陸北部署 194る2
施業指標林	二川目カラマツ人工林	H 2	4.37	三陸北部署 592と1
	川井ヒバ	S48	81.92	三陸北部署 184い2, い4 184い6～い8 184ろ6 336は1～は3 336に2, に3
	猪ノ又沢ブナ	H 1	5.08	三陸北部署 207に1
	大浦アカマツ	H 2	1.97	三陸北部署 27と4
	中居村ミズナラ天然更新	S56	2.60	三陸北部署 594ぬ1, ぬ2
試験地	栓ノ木沢ヒバ林成長量	H 4	1.43	三陸北部署 323る1

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備 考
三陸北部署 578い8	ふれあいの森	森林の育成・保護等、森林整備活動により森林・林業に関する理解の増進に資する活動の場を提供
久慈支署 121ろ3内 122い4、ろ6、は9内 り1、り5、り7～り9 ろ1内、わ内 123い内 124い、ろ1内、ろ2 ろ3 126い2 147と、ち、り 154い4内、い5内 い7内、ろ2内、ろ3内 ろ4内、は1内 155い1内、い2内 い3内 に1内、に2内、ち内 ろ内 161へ4 162ろ1、は1	遊々の森 「ぐれっと遊々の森」	平成15年2月に協定締結 久慈市山形町所在の小中学校が活動実施
三陸北部署 301い1、ろ2、ろ3 ろ4、に1、に2、ほ1 ほ2、へ 302へ3 370い内、ろ、は イ1	遊々の森 「木の博物館分館7号「景観の森」」	宮古市との協定 「景観の森」・「蜜源の森」 平成15年12月に協定締結 「大樹の森」 平成19年6月に協定締結
三陸北部署 382い2、ろ2、に ほ、ろ7	遊々の森 「木の博物館分館11号「蜜源の森」」	木や森林の生態、自然保護の大切さなどを身近に学習できる場としての森林とフィールドの活用を行っている。
三陸北部署 192に2	遊々の森 「木の博物館分館9号「大樹の森」」	

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置	面積 (ha)	施業方法
三陸北部署 24内, 29内, 30内, 184内, 570内, 571内, 578内, 595内	216.50	育成単層林
三陸北部署 184内, 578内	12.82	育成複層林
三陸北部署 24内, 29内, 30内, 75内, 184内, 549内, 550内, 570内, 571内, 595内	301.22	天然生林
三陸北部署 25内, 26内, 27内, 550内	31.98	林地以外
久慈支署 161内	76.78	育成単層林
久慈支署 161内, 162内	46.94	天然生林
久慈支署 162内	1.01	林地以外

注：ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

国有林野事業実施計画書その他附属資料

(1) 国有林野の現況

① 担当区別の区域及び面積

(単位: ha)

署名	担当区	市町村	要 存 置 林 野		不要存置 林野面積	官行造林地 面積
			面 積	関 係 林 班		
三陸北部	宮古	宮古市	4,173.54	1～6, 7い1～に1, 7に3, 7ほ1～ 二, 72～78		-
		山田町	2,887.58	65～67, 69～71		-
		小計	7,061.12			-
	豊間根	山田町	5,586.54	7に2, 7に4, 8～10, 50～64, 79 80		-
	山田	宮古市	3,025.66	15～23		-
		山田町	5,388.40	11～14, 24～31, 36～40, 42～48		-
		小計	8,414.06			-
	川井	宮古市	6,803.65	175, 177～196		67.71
	平津戸	宮古市	12,100.38	198～209, 301～337, 370～385 420		-
	松草	宮古市	5,936.26	338～352, 354, 356, 357 359～366, 386～389, 391～405 407～412, 414		-
	岩泉	岩泉町	7,665.21	501～515, 549～550, 553～560 563～565		112.06
	釜津田	岩泉町	9,054.47	516～548, 593, 594		42.19
	田野畑	宮古市	960.60	580～585		62.38
		田野畑村	1,630.04	566, 567, 569～574, 595, 596		-
		岩泉町	1,570.23	575, 578, 579, 586, 587, 591 592		14.01
		小計	4,160.87			76.39
	計		66,782.56		13.30	298.35
久 慈	野田	久慈市	4,860.05	87～91, 94～120, 127～130 132, 133, 179, 183, 185, 186		-
		洋野町	518.46	191, 193～196		-
		野田村	1,894.93	72～86		-
		小計	7,273.44			-
	山形	久慈市	6,554.00	121～126, 134～166, 169, 171 172, 200, 201		-
	安家	岩泉町	5,678.88	3～14, 17～22, 52～62		-
		普代村	280.29	1, 2		-
		小計	5,959.17			-
	大平	岩泉町	7,046.05	23～50, 63～71		-
	計		26,832.66		2.15	-
	合 計		93,615.22		15.45	298.35

(単位 : ha)

署名	担当区	市町村	要 存 置 林 野		不要存置 林野面積	官行造林地 面積
			面 積	関 係 林 班		
	市町村別 再 掲	宮古市	33,000.09			130.09
		久慈市	11,414.05			-
		岩泉町	31,014.84			168.26
		山田町	13,862.52			-
		野田村	1,894.93			-
		田野畑村	1,630.04			-
		洋野町	518.46			-
		普代村	280.29			-

注) 不要存置林野面積は合計欄のみ記載した。

② 保安林、自然公園等の面積

(単位：ha)

種 類		細 分	面 積
保 安 林		水 源 か ん 養	64,778.24
		土 砂 流 出 防 備	8,739.50
		土 砂 崩 壊 防 備	1,240.56
		水 害	
		潮 害 防 備	
		干 害 防 備	495.40
		な だ れ 防 止	128.71
		魚 つ き	(133.42) 861.18
		保 健	(1,759.65) 1759.65
		風 致	
保 安 施 設 地 区			
砂 防 指 定 地			167.97
自 然 公 園	国立公園	特 別 保 護 地 区	277.95
		第 1 種 特 別 地 域	317.92
		第 2 種 特 別 地 域	1,640.79
		第 3 種 特 別 地 域	372.02
		普 通 地 域	2.16
	国定公園	特 別 保 護 地 区	340.96
		第 1 種 特 別 地 域	533.68
		第 2 種 特 別 地 域	1,185.05
		第 3 種 特 別 地 域	245.61
		普 通 地 域	
	県立公園	第 1 種 特 別 地 域	
		第 2 種 特 別 地 域	145.98
		第 3 種 特 別 地 域	341.32
普 通 地 域			
自然環境保全地域	国 指 定	特 別 地 区	1,369.87
		野生動植物保護地区	
		普 通 地 区	
	県 指 定	特 別 地 区	218.04
		野生動植物保護地区	
		普 通 地 区	222.09
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物			1,237.72
県 条 例 史 跡 名 勝 天 然 記 念 物			36.57
鳥 獣 保 護 区	特 別 保 護 地 区	1,446.82	
	普 通 地 域	8,902.73	
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域			
地 す べ り 防 止 区 域			

注) () は兼種保安林で内書

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区： 019 久慈郡伊川 (面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³/年)

区 分		総 数			1 級			2 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
林地	人 工 林	N L 計	ha 6,105.866 835.422 38,122.32	m ³ 134,937.5 17,673.4 152,610.9	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	天 然 林	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	竹 林	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	無立木地	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
林地以外の土地	附帯地	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	貸地	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	雑地	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	計	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
合 計	計	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	計	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	計	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³
	計	N L 計	ha 1,001.84 6,216.450 899.090 39,124.16	m ³ 2,296.6 136,468.9 18,438.6 154,907.5	ha 227.90	m ³	m ³	ha 124.89	m ³	m ³

(注) 1 () は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区： 019 久慈閉伊川

(面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³/年)

区 分		3 齢 級			4 齢 級			5 齢 級		
		面 積 ha	材 積 m ³	成 長 量 m ³	面 積 ha	材 積 m ³	成 長 量 m ³	面 積 ha	材 積 m ³	成 長 量 m ³
林地	人 工 林	育 成 単層林	N	2,846	545.0					
			L	3,496	406.9					
			計	6,342	951.9	305.42		1,207.56	103,721	5,955.5
	天 然 林	育 成 複層林	N							
			L							
			計							
	林 地	計	N	2,846	545.0					
			L	3,496	406.9					
			計	6,342	951.9	305.42		1,207.56	103,721	5,955.5
	天 然 林	育 成 単層林	N	666	79.4					
			L	114						
			計	780	79.4					
	林 地	育 成 複層林	N	62	6.4					
			L	41						
			計	103	6.4	25.33		5.58	74	10.4
林地以外の土地	無立木地	天 然 林	N							
			L	3,025	337.0					
			計	3,025	337.0					
	計	育 成 単層林	N	728	85.8					
			L	3,180	337.0					
			計	3,908	422.8	208.09		491.56	32,926	2,129.9
	附帯地	貸 地	N							
			L							
			計							
	雑 地	計	N	3,574	630.8					
			L	6,676	743.9					
			計	10,250	1,374.7	513.51		1,699.12	159,289	9,308.2
	計	育 成 単層林	N							
			L							
			計							
	合 計	天 然 林	N	3,574	630.8					
			L	6,676	743.9					
			計	10,250	1,374.7	513.51		1,699.12	159,289	9,308.2

(注) 1 () は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区： 019 久慈閉伊川 (面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³/年)

区分			6			級			7			級			8			級		
			面積	ha	材積	m ³	材積	m ³	成長量	m ³	面積	ha	材積	m ³	成長量	m ³	面積	ha	材積	m ³
林地	人	育成 単層林	N		504,331	20,956.0							913,488	27,750.9					1,218,934	28,722.8
			L		55,529	2,300.4							98,558	2,920.8					162,425	3,485.7
			計	4,172.78	559,860	23,256.4		6,049.03					1,012,046	30,671.7	7,511.04				1,381,359	32,208.5
		育成 複層林	N		2	0.1							837	25.4					4,493	109.3
			L		1								479	13.1					2,673	61.1
	天	育成 単層林	計	0.12	3	0.1		10.01					1,316	38.5	42.46				7,166	170.4
			N		504,333	20,956.1							914,325	27,776.3					1,223,427	28,832.1
			L		55,530	2,300.4							99,037	2,933.9					165,098	3,546.8
		育成 複層林	計	4,172.90	559,863	23,256.5		6,059.04					1,013,362	30,710.2	7,553.50				1,388,525	32,378.9
			N		6,910	286.6							7,032	218.5					42,935	1,001.1
	然	育成 単層林	L		877	78.0							588	35.7					257	12.2
			計	61.70	7,787	364.6		54.96					7,620	254.2	229.96				43,192	1,013.3
			N										110	3.2					1,599	41.8
		育成 複層林	L		3,647	299.0							15,404	939.3					7,511	374.8
			計	33.95	3,647	299.0		89.51					15,514	942.5	58.13				9,110	416.6
	林	天然 生林	N		328	14.1							1,370	39.3					2,385	57.1
			L		14,100	790.7							21,142	816.3					26,870	897.6
			計	207.77	14,428	804.8		308.55					22,512	855.6	309.46				29,255	954.7
		計	N		7,238	300.7							8,512	261.0					46,919	1,100.0
			L		18,624	1,167.7							37,134	1,791.3					34,638	1,284.6
林地以外の土地	竹	計	計	303.42	25,862	1,468.4		453.02					45,646	2,052.3	597.55				81,557	2,384.6
			N																	
			L																	
		無立木地	計																	
			N																	
	計	計	N		511,571	21,256.8							922,837	28,037.3					1,270,346	29,932.1
			L		74,154	3,468.1							136,171	4,725.2					199,736	4,831.4
			計	4,476.32	585,725	24,724.9		6,512.06					1,059,008	32,762.5	8,151.05				1,470,082	34,763.5
		附帯地 貸地 雑地	N																	
			L																	
	計	計	N																	
			L																	
			計																	
		合 計	N		511,571	21,256.8							922,837	28,037.3					1,270,346	29,932.1
			L		74,154	3,468.1							136,171	4,725.2					199,736	4,831.4
		計	計	4,476.32	585,725	24,724.9		6,512.06					1,059,008	32,762.5	8,151.05				1,470,082	34,763.5

(注) 1 () は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区：019 久慈閉伊川

（面積：ha，材積：m³，成長量：m³/年）

区 分			9			級			10			級			11			級		
			面 積	材 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積
林地	人 工 林	育 成 単層林	N		1,365,807	24,920.1							1,052,542	14,941.3		613,396		7,152.8		
			L		170,724	2,867.5							167,010	2,331.0		99,046		1,154.7		
		計	N	7,487.52	1,536,531	27,787.6	6,058.60						1,219,552	17,272.3	3,205.01	712,442		8,307.5		
			L		23,844	454.7							26,941	380.2		23,557		282.2		
	天 然 林	育 成 複層林	N		11,499	190.2							16,040	223.8		12,992		151.4		
			L																	
		計	N	237.56	35,343	644.9	276.63						42,981	604.0	234.86	36,549		433.6		
			L		1,389,651	25,374.8							1,079,483	15,321.5		636,953		7,435.0		
	竹 林	育 成 単層林	N		182,223	3,057.7							183,050	2,554.8		112,038		1,306.1		
			L		1,571,874	28,432.5	6,335.23						1,262,533	17,876.3	3,439.87	748,991		8,741.1		
		計	N	7,725.08	6,346	127.5							1,212	19.5		8,721		124.0		
			L		6,346								362			1,479		45.7		
	無立木地	育 成 複層林	N	31.41	51	0.9	7.16						1,574	31.4	47.71	10,200		169.7		
			L		4,369	167.5							9,367	26.8		40		0.5		
		計	N	61.30	4,420	168.4	98.62						10,708	343.9	65.79	5,458		166.2		
			L		2,186	44.3							8,001	129.8		12,317		172.7		
林地以外の土地	附帯地	天 然 生 林	N		52,160	1,587.0							84,544	2,337.7		114,699		3,316.7		
			L		54,346	1,631.3	941.73						92,545	2,467.5	949.71	127,016		3,489.4		
		計	N	634.16	8,583	172.7							10,554	176.1		21,078		297.2		
			L		56,529	1,754.5							94,273	2,666.7		121,596		3,528.6		
	無立木地	計	N	726.87	65,112	1,927.2	1,047.51						104,827	2,842.8	1,063.21	142,674		3,825.8		
			L																	
		計	N																	
			L																	
	計	育 成 単層林	N		1,398,234	25,547.5							1,090,037	15,497.6		658,031		7,732.2		
			L		238,752	4,812.2							277,323	5,221.5		233,634		4,834.7		
		計	N	8,451.95	1,636,986	30,359.7	7,382.74						1,367,360	20,719.1	4,503.08	891,665		12,566.9		
			L																	
	附帯地	育 成 複層林	N																	
			L																	
		計	N																	
			L																	
	計	天 然 生 林	N		1,398,234	25,547.5							1,090,037	15,497.6		658,031		7,732.2		
			L		238,752	4,812.2							277,323	5,221.5		233,634		4,834.7		
		計	N	8,451.95	1,636,986	30,359.7	7,382.74						1,367,360	20,719.1	4,503.08	891,665		12,566.9		
			L																	
	合 計	育 成 単層林	N		1,398,234	25,547.5							1,090,037	15,497.6		658,031		7,732.2		
			L		238,752	4,812.2							277,323	5,221.5		233,634		4,834.7		
		計	N	8,451.95	1,636,986	30,359.7	7,382.74						1,367,360	20,719.1	4,503.08	891,665		12,566.9		
			L																	

（注）1（ ）は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区：019 久慈閉伊川

（面積：ha，材積：m³，成長量：m³/年）

区 分		1 2			級			1 3			級			1 4			級		
		面 積 ha	材 積 m ³	材 積 m ³	成 長 量 m ³	面 積 ha	材 積 m ³	材 積 m ³	成 長 量 m ³	面 積 ha	材 積 m ³	材 積 m ³	成 長 量 m ³	面 積 ha	材 積 m ³	材 積 m ³	成 長 量 m ³		
林地	人 工 林	育 成 単層林	N	220,398	2,162.4						41,523		366.2			13,535	116.5		
			L	28,426	292.1						7,762		67.6			2,122	15.4		
			計	248,824	2,454.5	205.16					49,285		433.8	68.92		15,657	131.9		
	天 然 林	育 成 複層林	N	4,762	63.9						1,026		11.3			4,566	41.6		
			L	2,727	29.0						415		3.5			2,465	17.7		
			計	7,489	92.9	7.14					1,441		14.8	32.02		7,031	59.3		
	天 然 林	計	N	225,160	2,226.3						42,549		377.5			18,101	158.1		
			L	31,153	321.1						8,177		71.1			4,587	33.1		
			計	256,313	2,547.4	212.30					50,726		448.6	100.94		22,688	191.2		
	天 然 林	育 成 単層林	N	3,789	46.0						9,455		110.4			2,475	24.7		
			L	401	10.7						1,489		37.5			662	12.8		
			計	4,190	56.7	43.37					10,944		147.9	11.40		3,137	37.5		
	天 然 林	育 成 複層林	N								349		2.6			262	1.5		
			L	1,706	45.7						8,143		190.2			10,858	215.3		
			計	1,706	45.7	90.27					8,492		192.8	109.42		11,120	216.8		
	天 然 林	計	N	56,916	694.1						70,605		831.4			11,223	114.0		
			L	244,590	6,576.3						319,460		7,688.1			192,069	3,874.7		
			計	301,506	7,270.4	2,151.89					390,065		8,519.5	1,438.83		203,292	3,988.7		
	竹 林	計	N	60,705	740.1						80,409		944.4			13,960	140.2		
			L	246,697	6,632.7						329,092		7,915.8			203,589	4,102.8		
			計	307,402	7,372.8	2,285.53					409,501		8,860.2	1,559.65		217,549	4,243.0		
林地以外の土地	無立木地	計	N																
			L																
			計																
	計	計	N	285,865	2,966.4						122,958		1,321.9			32,061	298.3		
			L	277,850	6,953.8						337,269		7,986.9			208,176	4,135.9		
			計	563,715	9,920.2	2,497.83					460,227		9,308.8	1,660.59		240,237	4,434.2		
	附帯地 貸地 雑地	計	N																
			L																
			計																
	計	計	N																
			L																
			計																
	合 計	計	N	285,865	2,966.4						122,958		1,321.9			32,061	298.3		
			L	277,850	6,953.8						337,269		7,986.9			208,176	4,135.9		
			計	563,715	9,920.2	2,497.83					460,227		9,308.8	1,660.59		240,237	4,434.2		

（注）1（ ）は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区：019 久慈閉伊川

（面積：ha，材積：m³，成長量：m³/年）

区分	1 5			級			1 6			級			1 7			級		
	面積	材積	材積	成長量	面積	材積	面積	材積	材積	成長量	面積	材積	面積	材積	材積	成長量	材積	成長量
	ha	m ³	m ³	m ³	ha	m ³	ha	m ³	m ³	m ³	ha	m ³	ha	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
林地	人	育成 単層林	N			11,049	92.4				16,164	135.3			1,243		8.2	
			L			3,585	22.1				4,090	20.3			918		4.7	
			計		72.65	14,634	114.5		77.48		20,254	155.6	7.48		2,161		12.9	
		育成 複層林	N			2,914	28.9				4,377	40.1			409		3.2	
			L			2,188	13.3				3,615	19.1			262		1.3	
			計		23.41	5,102	42.2		36.37		7,992	59.2	2.74		671		4.5	
	天	育成 単層林	N			13,963	121.3				20,541	175.4			1,652		11.4	
			L			5,773	35.4				7,705	39.4			1,180		6.0	
			計		96.06	19,736	156.7		113.85		28,246	214.8	10.22		2,832		17.4	
		育成 複層林	N			1,324	13.2				1,611	16.5			683		6.8	
			L			55	1.0											
			計		3.08	1,379	14.2				1,611	16.5			683		6.8	
林地	天	育成 複層林	N			185	1.5								67		0.5	
			L			9,330	168.4				3,998	65.2			2,347		32.5	
			計		84.44	9,515	169.9		32.79		3,998	65.2	19.56		2,414		33.0	
		天然 生林	N			13,685	131.9				28,983	261.4			29,120		240.7	
			L			163,178	2,940.9				219,619	3,588.0			226,373		3,168.4	
			計		1,164.30	176,863	3,072.8		1,477.10		248,602	3,849.4	1,430.65		255,493		3,409.1	
	林	計	N			15,194	146.6				30,594	277.9			29,870		248.0	
			L			172,563	3,110.3				223,617	3,653.2			228,720		3,200.9	
			計		1,251.82	187,757	3,256.9		1,509.89		254,211	3,931.1	1,450.21		258,590		3,448.9	
林地以外の土地	無立木地	竹	N															
			L															
			計															
		計	N			29,157	267.9				51,135	453.3			31,522		259.4	
			L			178,336	3,145.7				231,322	3,692.6			229,900		3,206.9	
			計		1,347.88	207,493	3,413.6		1,623.74		282,457	4,145.9	1,460.43		261,422		3,466.3	
	附帯地 貸地 雑地	計	N															
			L															
			計															
		計	N			29,157	267.9				51,135	453.3			31,522		259.4	
			L			178,336	3,145.7				231,322	3,692.6			229,900		3,206.9	
			計		1,347.88	207,493	3,413.6		1,623.74		282,457	4,145.9	1,460.43		261,422		3,466.3	
合 計	計	計	N			29,157	267.9				51,135	453.3			31,522		259.4	
			L			178,336	3,145.7				231,322	3,692.6			229,900		3,206.9	
			計		1,347.88	207,493	3,413.6		1,623.74		282,457	4,145.9	1,460.43		261,422		3,466.3	

（注）1（ ）は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区：019 久慈閉伊川

（面積：ha，材積：m³，成長量：m³/年）

区分		18			級			19			級			20			級		
		面積		材積	材積		成長量	面積		材積	材積		成長量	面積		材積	材積		成長量
		ha	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³ /年	ha	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³ /年	ha	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³ /年
林地	人	育成 単層林	N		9,435	66.3				1,214	46	7.1			4,604	254			
			L		2,120	10.7						0.2			261	1.4			
			計	29.58	11,555	77.0		3.66		1,260	46	7.3		11.29	4,865	26.8			
	工	育成 複層林	N		8,042	55.8				4,814		34.7							
			L		5,043	25.4				3,269		16.3							
			計	42.21	13,085	81.2		23.71		8,083		51.0							
	林	計	N		17,477	122.1				6,028		41.8			4,604	25.4			
			L		7,163	36.1				3,315		16.5			261	1.4			
			計	71.79	24,640	158.2		27.37		9,343		58.3		11.29	4,865	26.8			
	天	育成 単層林	N		1,196	10.0				12		0.2			29	0.3			
			L		1,196	10.0				12		0.2			29	0.3			
			計	5.06	2,392	20.0				24		0.4			58	0.6			
	然	育成 複層林	N		1,683	18.7				3,680		36.5			6,560	59.0			
			L		1,683	18.7		29.11		3,710		36.7		46.20	6,560	59.0			
			計	13.28	3,366	37.4				7,390		73.2		92.40	13,120	118.0			
	林	天然 生林	N		31,372	247.6				17,141		122.4			10,321	64.9			
			L		259,744	3,076.6				218,253		2,126.4			200,560	1,693.2			
			計	1,750.66	291,116	3,324.2		1,622.41		235,394		2,248.8		1,475.68	210,881	1,758.1			
無立木地	計	計	N		32,568	257.6				17,183		122.8			10,350	65.2			
			L		261,427	3,095.3				221,933		2,162.9			207,120	1,752.2			
			計	1,769.00	293,995	3,352.9		1,651.52		239,116		2,285.7		1,521.88	217,470	1,817.4			
	竹	計	N																
			L																
			計																
	無立木地	計	N																
			L																
			計																
	計	計	N		50,045	379.7				23,211		164.6			14,954	90.6			
			L		268,590	3,131.4				225,248		2,179.4			207,381	1,753.6			
			計	1,840.79	318,635	3,511.1		1,678.89		248,459		2,344.0		1,533.17	222,335	1,844.2			
林地以外の土地	附帯地	貸地	N																
			L																
			計																
	雑地	計	N																
			L																
			計																
	計	計	N		50,045	379.7				23,211		164.6			14,954	90.6			
			L		268,590	3,131.4				225,248		2,179.4			207,381	1,753.6			
			計	1,840.79	318,635	3,511.1		1,678.89		248,459		2,344.0		1,533.17	222,335	1,844.2			
合計	合計	合計	N		50,045	379.7				23,211		164.6			14,954	90.6			
			L		268,590	3,131.4				225,248		2,179.4			207,381	1,753.6			
			計	1,840.79	318,635	3,511.1		1,678.89		248,459		2,344.0		1,533.17	222,335	1,844.2			

（注）1（ ）は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

林況（林種別齢級別面積、材積及び成長量）

森林計画区： 019 久慈閉伊川

(面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³/年)

区 分		2 1 齢 級 以 上		成 長 量 m ³
		面 積 ha	材 積 m ³	
林地	人 工 林	育 成 単層林	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
	天 然 林	育 成 複層林	N	
			L	
			計	
	無 立 木 地	計	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
	附 帯 地 貸 地 雑 地	計	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
林地以外 の 土地	人 工 林	育 成 単層林	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
	天 然 林	育 成 複層林	N	
			L	
			計	
	無 立 木 地	計	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
	附 帯 地 貸 地 雑 地	計	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
合 計	人 工 林	育 成 単層林	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
	天 然 林	育 成 複層林	N	
			L	
			計	
	無 立 木 地	計	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1
	附 帯 地 貸 地 雑 地	計	N	0.6
			L	0.5
			計	1.1

(注) 1 () は、複層林の上木面積 2 材積には、点生木及び被害木を含む

機能類型別の国有林野の現況

森林計画区：019 久慈閉伊川

(単位：面積 ha、材積 m³)

機能類型 林 種		水 土 保 全 林				森 林 と 人 と の 共 生 林				資 源 の 循 環 利 用 林		合 計	
		国 土 保 全 型		水 源 かん 養 型		計		自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計	
		面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
人 工 林	育成単層林	3,641.16	698,087	29,155.71	5,294,889	32,796.87	5,992,976	943.11	187,910	256.25	60,759	1,199.36	248,669
	育成複層林	152.55	25,750	781.82	134,317	934.37	160,067	14.22	3,063	48.22	10,067	62.44	13,130
	小 計	3,793.71	723,837	29,937.53	5,429,206	33,731.24	6,153,043	957.33	190,973	304.47	70,826	1,261.80	261,799
天 然 林	育成単層林	89.82	11,127	781.60	115,851	871.22	126,978			5.39	944	5.39	944
	育成複層林	319.72	45,722	952.63	108,574	1,272.35	154,296			5.92	1,302	5.92	1,302
	天然生林	10,604.46	1,764,618	19,177.85	2,984,618	29,782.31	4,749,236	13,850.53	2,189,259	475.23	95,323	14,325.76	2,284,582
小 計		11,013.80	1,821,467	20,912.08	3,209,043	31,925.88	5,030,510	13,850.53	2,189,259	486.54	97,569	14,337.07	2,286,828
	無立木地	1.02		176.74		177.76						154.26	332.02
竹 林													
林 地 計		14,808.53	2,545,304	51,026.35	8,638,249	65,834.88	11,183,553	14,807.86	2,380,232	791.01	168,395	15,598.87	2,548,627
林地以外		706.49		1,181.16		1,887.65		1,153.91		50.44		1,204.35	
合 計		15,515.02	2,545,304	52,207.51	8,638,249	67,722.53	11,183,553	15,961.77	2,380,232	841.45	168,395	16,803.22	2,548,627
												9,089.35	1,038,347
												88,899.38	14,770,527
												< 0.12>	
												4,715.84	
												< 0.12>	
												93,615.22	14,770,527

注1 < >は機能類型区分外で内書。 2 ()は竹林の面積及び材積で外書。

(3) 林道等の現況

(単位 : km)

区 分	林 道			作 業 道
	自 動 車 道	軽 車 道	合 計	
延 長	574.41	3.06	577.47	19.40

(4) 収穫予想表

別表のとおり

(5) 地元施設等の現況

(単位 : ha)

区 分		面 積
分 収 造 林 契 約 に 基 づ く 分 収 林		2,830.80
分 収 育 林 契 約 に 基 づ く 分 収 林		139.14
共 用 林 野	普 通	15,847.58
	薪 炭	1,667.11
	放 牧	5,532.87
	計	23,047.56
貸 地	植 樹 用 地	12.70
	農 耕 用 地	5.80
	鉱 業 用 地	1.55
	道 路 用 地	391.67
	水 路 用 地	3.48
	電 気 事 業 用 地	85.12
	温 鉱 泉 用 地	-
	学 校 用 地	-
	採 草 放 牧 地	1,338.59
	建 物 用 地	3.04
	そ の 他 貸 地	60.42
	計	1,902.37

別 表

収 穫 予 想 表

樹種（スギ）

岩手県内 国有林

林 齢	主 林 木						副 林 木		主 副 林 木 合 計				
	平均 胸高直径 cm	平均 樹高 m	1 h a 当				1 h a 当		1 h a 当				成 長 率 %
			本 数 本	幹 材 積 m3	平均 成長 量 m3	連 年 成長 量 m3	幹 材 積 m3	幹 材 積 累計 m3	幹 材 積 m3	総 收穫 量 m3	平均 成長 量 m3	連 年 成長 量 m3	
8	3.7	2.6	2,960	(6)	0.8				(6)	(6)	0.8		
						5.2						5.2	27.4
13	6.3	4.8	2,370	32	2.5				32	32	2.5		
						5.6						6.6	13.6
18	8.9	6.5	2,000	60	3.3		5	5	65	65	3.6		
						5.6						7.2	9.2
23	11.6	8.2	1,680	88	3.8		8	13	96	101	4.4		
						7.8						9.6	8.6
28	14.3	9.8	1,400	127	4.5		9	22	136	149	5.3		
						7.4						9.6	6.4
33	16.6	11.3	1,220	164	5.0		11	33	175	197	6.0		
						7.4						9.8	5.2
38	18.7	12.6	1,090	201	5.3		12	45	213	246	6.5		
						7.6						10.0	4.4
43	20.5	13.7	990	239	5.6		12	57	251	296	6.9		
						6.4						8.6	3.3
48	22.2	14.8	910	271	5.6		11	68	282	339	7.1		
						6.2						8.2	2.8
53	23.6	15.8	860	302	5.7		10	78	312	380	7.2		
						5.2						7.0	2.2
58	24.8	16.7	820	328	5.7		9	87	337	415	7.2		
						4.4						5.8	1.7
63	25.8	17.4	777	349	5.6		8	95	357	444	7.0		
						3.6						5.0	1.4
68	26.8	18.2	727	367	5.4		7	102	374	469	6.9		
						2.8						4.2	1.1
73	27.8	18.9	679	381	5.2		7	109	388	490	6.7		
						2.8						4.0	1.0
78	28.8	19.6	635	395	5.1		6	115	401	510	6.5		
						2.2						3.4	0.8
83	29.8	20.3	592	406	4.9		6	121	412	527	6.3		
						2.2						3.4	0.8
88	30.6	20.9	562	417	4.7		6	126	423	544	6.2		
						2.0						2.8	0.7
93	31.4	21.3	538	427	4.6		5	131	432	558	6.0		
						1.6						2.6	0.6
98	32.2	22.0	505	435	4.4		5	136	440	571	5.8		
						1.4						2.2	0.5
103	32.8	22.5	485	442	4.3		4	140	446	582	5.7		

樹種（アカマツ）

岩手県内 国有林

林 齢	主 林 木						副 林 木		主 副 林 木 合 計				
	平均 胸高直 径 cm	平均 樹 高 m	1 h a 当				1 h a 当		1 h a 当				成 長 率 %
			本 数 本	幹 材 積 m3	平均 成長 量 m3	連 年 成長 量 m3	幹 材 積 m3	幹 材 積 累計 m3	幹 材 積 m3	総 收穫 量 m3	平均 成長 量 m3	連 年 成長 量 m3	
8	2.0	3.0	3,200	(13)	(1.6)				(13)	(13)	(1.6)		
						3.4						5.4	20.4
13	5.0	5.1	2,650	30	2.3		10	10	40	40	3.1		
						3.8						7.2	15.0
18	8.0	7.0	2,100	49	2.7		17	27	66	76	4.2		
						4.4						8.6	12.2
23	11.3	8.9	1,550	71	3.1		21	48	92	119	5.2		
						5.2						9.2	9.8
28	14.2	10.5	1,113	97	3.5		20	68	117	165	5.9		
						4.8						8.6	7.3
33	16.8	12.1	891	121	3.7		19	87	140	208	6.3		
						4.2						8.0	5.7
38	19.3	13.3	744	142	3.7		19	106	161	248	6.5		
						4.2						7.6	4.7
43	21.6	14.5	643	163	3.8		17	123	180	286	6.7		
						3.6						6.6	3.7
48	23.6	15.4	557	181	3.8		15	138	196	319	6.6		
						3.2						6.2	3.2
53	25.4	16.4	494	197	3.7		15	153	212	350	6.6		
						3.2						6.0	2.8
58	27.0	17.3	448	213	3.7		14	167	227	380	6.6		
						3.0						5.6	2.5
63	28.6	18.1	410	228	3.6		13	180	241	408	6.5		
						3.0						5.4	2.2
68	30.0	18.9	384	243	3.6		12	192	255	435	6.4		
						3.0						5.0	2.0
73	31.3	19.6	364	258	3.5		10	202	268	460	6.3		
						2.8						4.6	1.7
78	32.5	20.2	348	272	3.5		9	211	281	483	6.2		
						2.6						4.2	1.5
83	33.6	20.8	333	285	3.4		8	219	293	504	6.1		
						2.6						3.8	1.3
88	34.7	21.3	319	298	3.4		6	225	304	523	5.9		
						2.4						3.4	1.1
93	35.6	21.8	310	310	3.3		5	230	315	540	5.8		
						2.0						3.0	0.9
98	36.6	22.2	299	320	3.3		5	235	325	555	5.7		
						2.0						2.8	0.9
103	37.4	22.5	292	330	3.2		4	239	334	569	5.5		

**青森県・岩手県・宮城県 国有林
樹種（カラマツ）**

林 齡	主 林 木						副 林 木		主 副 林 木 合 計				
	平均 胸高直 径 cm	平均 樹 高 m	1 h a 当				1 h a 当		1 h a 当				成 長 率 %
			本 数 本	幹 材 積 m3	平均 成長 量 m3	連 年 成長 量 m3	幹 材 積 m3	幹 材 積 累 計 m3	幹 材 積 m3	總 收 穫 量 m3	平均 成長 量 m3	連 年 成長 量 m3	
8	4.3	3.7	2,040	(10)	1.3				(10)	(10)	1.3		
						5.2						5.2	22.6
13	6.5	5.6	1,750	36	2.8				36	36	2.8		
						6.2						7.4	13.6
18	9.0	7.5	1,450	67	3.7		6	6	73	73	4.1		
						6.4						8.0	9.2
23	11.4	9.4	1,230	99	4.3		8	14	107	113	4.9		
						6.0						7.8	6.6
28	13.8	11.2	1,070	129	4.6		9	23	138	152	5.4		
						5.2						7.2	4.9
33	16.3	13.2	940	155	4.7		10	33	165	188	5.7		
						4.2						6.4	3.7
38	18.4	14.9	820	176	4.6		11	44	187	220	5.8		
						3.8						6.0	3.1
43	20.4	16.4	730	195	4.5		11	55	206	250	5.8		
						3.0						5.2	2.5
48	22.0	17.7	650	210	4.4		11	66	221	276	5.8		
						2.6						4.2	1.9
53	23.2	18.7	600	223	4.2		8	74	231	297	5.6		
						2.2						3.6	1.6
58	24.2	19.5	560	234	4.0		7	81	241	315	5.4		
						2.2						3.4	1.4
63	25.3	20.2	511	244	3.9		7	88	251	332	5.3		
						1.6						3.0	1.2
68	26.2	20.8	478	252	3.7		7	95	259	347	5.1		
						1.6						2.8	1.1
73	27.1	21.4	453	260	3.6		6	101	266	361	4.9		
						1.2						2.4	0.9
78	27.9	21.9	432	266	3.4		6	107	272	373	4.8		
						1.0						2.2	0.8
83	28.6	22.4	409	271	3.3		6	113	277	384	4.6		

青森県・岩手県・宮城県 国有林
樹種（ヒバ）

林 齢	主 林 木						副 林 木		主 副 林 木 合 計				
	平均 胸高直径 cm	平均 樹 高 m	1 h a 当				1 h a 当		1 h a 当				成 長 率 %
			本 数 本	幹 材 積 m ³	平均 成長 量 m ³	連 年 成長 量 m ³	幹 材 積 m ³	幹 材 積 累計 m ³	幹 材 積 m ³	総 收穫 量 m ³	平均 成長 量 m ³	連 年 成長 量 m ³	
18	4.1	4.5	3,000	(9)	0.5				(9)	(9)	0.5		
						2.0						2.0	14.3
23	6.4	5.7	2,200	19	0.8				19	19	0.8		
						2.0						2.6	10.2
28	8.7	6.8	1,800	29	1.0		3	3	32	32	1.1		
						2.2						3.2	8.6
33	10.3	7.9	1,450	40	1.2		5	8	45	48	1.5		
						2.6						3.6	7.3
38	11.8	8.9	1,200	53	1.4		5	13	58	66	1.7		
						3.0						4.0	6.3
43	13.3	10.0	1,050	68	1.6		5	18	73	86	2.0		
						3.2						4.2	5.4
48	14.7	11.2	930	84	1.8		5	23	89	107	2.2		
						3.4						4.4	4.6
53	16.0	12.7	850	101	1.9		5	28	106	129	2.4		
						3.6						4.6	4.1
58	17.2	13.9	805	119	2.1		5	33	124	152	2.6		
						3.6						4.6	3.5
63	18.4	14.9	775	137	2.2		5	38	142	175	2.8		
						3.6						4.8	3.2
68	19.5	15.7	750	155	2.3		6	44	161	199	2.9		
						4.0						5.2	3.1
73	20.5	16.3	730	175	2.4		6	50	181	225	3.1		
						4.0						5.2	2.8
78	21.5	16.8	710	195	2.5		6	56	201	251	3.2		
						4.2						5.4	2.6
83	22.5	17.2	690	216	2.6		6	62	222	278	3.3		
						4.4						5.6	2.4
88	23.4	17.6	670	238	2.7		6	68	244	306	3.5		
						4.2						5.6	2.2
93	24.3	17.9	650	259	2.8		7	75	266	334	3.6		

**青森県・岩手県・宮城県 国有林
樹種（ヒノキ）**

林 齢	主 林 木						副 林 木		主 副 林 木 合 計				
	平均 胸高直 径 cm	平均 樹 高 m	1 h a 当				1 h a 当		1 h a 当				成 長 率 %
			本 数 本	幹 材 積 m ³	平均 成長 量 m ³	連 年 成長 量 m ³	幹 材 積 m ³	幹 材 積 累計 m ³	幹 材 積 m ³	総 收穫 量 m ³	平均 成長 量 m ³	連 年 成長 量 m ³	
8	1.6	2.1		(2)	0.3				(2)	(2)	0.3		
						2.4						2.4	30.0
13	4.3	3.6	3,000	(14)	1.1				(14)	(14)	1.1		
						3.4						3.8	16.2
18	6.8	5.0	2,400	31	1.7		2	2	33	33	1.8		
						4.4						5.4	12.1
23	9.0	6.4	1,960	53	2.3		5	7	58	60	2.6		
						4.8						6.4	9.3
28	11.1	7.7	1,658	77	2.8		8	15	85	92	3.3		
						4.6						6.6	7.1
33	13.0	9.0	1,410	100	3.0		10	25	110	125	3.8		
						4.4						6.6	5.7
38	14.8	10.2	1,240	122	3.2		11	36	133	158	4.2		
						4.2						6.4	4.6
43	16.6	11.3	1,072	143	3.3		11	47	154	190	4.4		
						4.0						6.2	3.9
48	18.3	12.4	950	163	3.4		11	58	174	221	4.6		
						3.8						6.0	3.4
53	19.7	13.4	850	182	3.4		11	69	193	251	4.7		
						3.6						5.6	2.9
58	21.1	14.4	768	200	3.4		10	79	210	279	4.8		
						3.0						5.0	2.4
63	22.5	15.3	690	215	3.4		10	89	225	304	4.8		
						3.0						5.0	2.2
68	23.8	16.2	638	230	3.4		10	99	240	329	4.8		

青森県・岩手県・宮城県 国有林
樹種（トドマツ）

林 齢	主 林 木			副 林 木		主 副 林 木 合 計				
	1 h a 当			1 h a 当		1 h a 当				成 長 率 %
	幹 材 積 m ³	平 均 成 長 量 m ³	連 年 成 長 量 m ³	幹 材 積 m ³	幹 材 積 累 計 m ³	幹 材 積 m ³	総 収 穫 量 m ³	平 均 成 長 量 m ³	連 年 成 長 量 m ³	
18	16	0.9				16	16	0.9		
			6.6						7.4	21.4
23	49	2.1		4	4	53	53	2.3		
			6.0						7.8	11.4
28	79	2.8		9	13	88	92	3.3		
			6.2						8.6	8.6
33	110	3.3		12	25	122	135	4.1		
			6.8						8.8	6.7
38	144	3.8		10	35	154	179	4.7		
			6.2						8.2	5.0
43	175	4.1		10	45	185	220	5.1		
			6.2						8.0	4.1
48	206	4.3		9	54	215	260	5.4		
			5.0						6.8	3.0
53	231	4.4		9	63	240	294	5.5		
			5.0						6.8	2.7
58	256	4.4		9	72	265	328	5.7		
			4.6						6.4	2.4
63	279	4.4		9	81	288	360	5.7		
			4.0						5.6	1.9
68	299	4.4		8	89	307	388	5.7		
			3.4						4.6	1.5
73	316	4.3		6	95	322	411	5.6		

青森県・岩手県・宮城県 国有林
樹種（天広葉樹 用材）

林 齢	l h a 当			成 長 率 %
	幹 材 積 m ³	平 均 成 長 量 m ³	連 年 成 長 量 m ³	
18	6	0.3		
23	13	0.6	1.4	14.7
28	21	0.8	1.6	9.4
33	30	0.9	1.8	7.1
38	39	1.0	1.8	5.2
43	48	1.1	1.8	4.1
48	58	1.2	2.0	3.8
53	68	1.3	2.0	3.2
58	79	1.4	2.2	3.0
63	90	1.4	2.2	2.6
68	101	1.5	2.2	2.3
73	111	1.5	2.0	1.9
78	121	1.6	2.0	1.7
83	131	1.6	2.0	1.6
88	140	1.6	1.8	1.3
			1.6	1.1

林 齢	l h a 当			成 長 率 %
	幹 材 積 m ³	平 均 成 長 量 m ³	連 年 成 長 量 m ³	
93	148	1.6		
98	156	1.6	1.6	1.1
103	163	1.6	1.4	0.9
108	169	1.6	1.2	0.7
113	175	1.5	1.2	0.7
118	180	1.5	1.0	0.6
123	185	1.5	1.0	0.5
128	189	1.5	0.8	0.4
133	192	1.4	0.6	0.3
138	195	1.4	0.6	0.3
143	197	1.4	0.4	0.2
148	198	1.3	0.2	0.1
153	199	1.3	0.2	0.1
158	200	1.3	0.2	0.1

青森県・岩手県・宮城県 国有林
樹種（薪炭林，広人工林，針人工林内広）

林 齢	l h a 当			成 長 率 %
	幹 材 積 m ³	平 均 成 長 量 m ³	連 年 成 長 量 m ³	
8	(10)	1.3		
13	23	1.8	2.6	15.8
18	36	2.0	2.6	8.8
23	50	2.2	2.8	6.5
28	63	2.3	2.6	4.6
33	75	2.3	2.4	3.5
38	86	2.3	2.2	2.7
43	95	2.2	1.8	2.0
48	103	2.1	1.6	1.6
53	110	2.1	1.4	1.3
58	116	2.0	1.2	1.1
63	122	1.9	1.2	1.0
68	127	1.9	1.0	0.8
73	131	1.8	0.8	0.6
78	135	1.7	0.8	0.6

参 考 資 料

参考 1 保護林の名称及び区域

種類	名称	位置	林 小 班					
森林生態系保護地域	早池峰山周辺森林生態系保護地域	(保存地区)	三陸北部署	185 ろ 186 い02 ろ は01 は02 へ 187 ろ01 ろ03 は に01 に02 ほ01 ほ02 ほ03 へ01 へ02 ち イ	188 ろ05 は に 189 に03 ほ 190 は04 に 191 へ02 と ち 310 い01 い02 い04 い05 ろ02 に04 111 い02 い03	311 ろ01 ろ02 は01 は02 は03 312 は に01 ほ へ 314 い03 ろ01 ろ02 は イ 317 い02 い03 は01 324 い01	324 い02 い03 ろ01 ろ02 は 326 は02 に ほ へ と イ 327 と02 ち01 り イ02 328 は02 は03 420 い01	420 い02 い03 ろ は に ほ01 ほ02 へ イ01 イ02 ロ01 ロ02 ロ03 ハ ニ
		(保全利用地区)		183 ち01 ち02 184 へ わ01 わ02 わ03 185 い01 い02 い03 い04 い05 い06 い07 い08 は 186 い01 い03 い04 い05 い06 に ほ イ ロ ハ ニ	187 い01 い02 ろ02 と ロ 188 ろ01 ろ02 ろ03 ろ04 ろ06 189 に01 に02 に04 190 は01 は02 は03 は05 は06 191 ほ へ01 308 い03 い05 い06 に01 に02 ほ01	308 ほ02 ほ03 ほ04 へ01 へ03 310 い03 い06 ろ01 は に01 に02 に03 に05 ほ01 ほ02 311 い01 い04 312 い06 ろ01 ろ02 ろ03 に02 314 い01 い02 ろ03 に	317 い01 ろ01 ろ02 は02 は03 323 ろ01 ろ02 は に ほ へ01 へ02 へ03 と ち り る02 ロ 325 は01 は02 イ02 ロ ハ 326 ろ は01 ロ01	327 は01 は02 は03 と01 ち02 イ01 ロ01 328 ろ03 は01 332 ち01 ち02 ち03 ち04 335 と01 と02 と03 336 ほ ち02 337 ろ 344 は01 は02 345 ろ は 346 ろ は に

参考2 緑の回廊の名称及び区域

名称	位置	林 小 班				
北上高地	三陸北部署	177 い02	177 め02	178 わ03	179 に01	180 と03
		い03	め03	わ04	に02	と04
		い04	る11	わ05	に03	と05
		い06	か02	か01	に04	ぬ02
		ろ02	よ	か02	に05	ぬ03
		ろ03	た	よ01	に06	181 わ01
		ろ04	そ01	よ02	に07	わ02
		ろ05	そ05	よ03	に08	わ03
		は02	つ01	よ04	に09	182 い07
		に02	つ02	よ05	に10	い08
		ほ01	つ03	よ06	に11	い09
		ほ03	つ04	よ07	に12	に01
		ほ04	つ05	よ08	ほ	へ
		ほ05	つ06	た	へ	183 よ01
		ほ06	つ07	れ01	と01	205 ち03
		へ01	ね	れ02	と02	206 に01
		へ02	178 い02	れ03	と03	207 い11
		へ03	は	れ04	と04	い12
		へ04	に	れ05	ち01	ろ01
		へ05	ほ01	れ06	ち02	ろ02
		へ06	ほ02	れ07	ち03	ろ03
		へ07	ほ03	れ08	ち04	ろ04
		へ08	ほ04	れ09	ち05	に01
		へ09	ほ05	れ10	ち06	に02
		へ10	ほ06	れ11	ち07	に03
		と01	へ01	れ12	ち08	に04
		と02	へ02	れ13	ち09	に05
		と03	へ03	れ14	ち10	に06
		と04	へ04	れ15	ち11	に07
		ち01	へ05	れ16	ち12	ほ01
		ち02	と01	れ17	ち13	ほ02
		ち03	と02	れ18	ち14	へ
		ち04	と03	そ01	ち15	と01
		ち05	ち01	そ02	り01	と02
		り01	ち02	つ01	り02	ち02
		り02	り	つ02	り03	ち03
		り03	ぬ01	つ03	り04	り01
		り04	ぬ02	つ04	り05	り02
		り05	ぬ03	つ05	り06	り03
		り06	ぬ04	イ	り07	り04
		り07	ぬ05	ロ	ぬ01	イ
		り08	ぬ06	179 い01	ぬ02	208 は01
		り10	ぬ07	い02	ぬ03	は02
		り11	ぬ08	い03	る01	に01
		り12	ぬ09	い04	る02	に02
		り13	る01	い05	わ01	に03
		り14	る02	ろ01	わ02	に04
		り15	る03	ろ02	か	に05
		り16	わ01	は01	180 と01	に06
		ぬ01	わ02	は02	と02	に07

名称	位置	林 小 班									
北上高地	三陸北部署	208	へ01	338	い07	342	い03	379	い02	383	へ01
			へ02		い08		い04		い03		へ02
			ぬ		ろ		い05		い04		と
			る02		は01		い06		い05		ち01
		329	は02		は02		ろ01		い06		ち02
			は10		は03		ろ02		ろ		イ
			は11		は04		ち01		は01	385	ろ
			は12		に01		ち02		は02		は
		330	ろ01		に02		ぬ		は03		に
			ろ02		に03	344	い		に		へ01
			ろ03		に04		ろ01		ほ		へ02
			ろ04		に05		ろ02		イ		へ03
			は01		ほ01		ろ03	380	い		と
			は02		ほ02		ろ04		ろ01	386	い01
			に		へ		ろ05		ろ02		い02
			へ01		と		ろ06		ろ03		い03
			へ02		ち		ろ07		ろ04		い04
			へ03		り		に01		は		ろ
		331	い	339	い		に02		に01		は01
			ろ		ろ01		に03		に02		は02
			は01		ろ02		に04		に03		に01
			は02		は		に05		ほ01		に02
			は03		に		に06		ほ02	387	ろ
			は04		ほ01	345	い01		イ		は01
			は05		ほ02		い02	382	へ		は02
			に01		ほ03		い03		と		は03
			に02		へ01		い04		ち01		は04
			に03		へ02		い05		ち02		は05
		332	い01	340	に		に01		ち03		に
			い02	341	ろ03		に02		ち04		ほ01
			い03		は01		に03		ち05		ほ02
			い04		は02	346	い01		ち06		ほ03
			い05		は03		い02		り		イ
			い06		は04		い03		ぬ		ロ
			ろ		は05		い04		る01	388	に
			は		は06		い05		る02		イ
			に01		に01		ほ01		る03	389	は
			に02		に02		ほ02		る04		イ01
			に03		に03		ほ03		イ		イ02
			に04		に04		ほ04	383	に02	391	は01
			に05		に05		へ		に03		ほ02
			ほ		ほ	373	い01		に04	394	い09
			へ		へ		い02		に05		い10
			と		と02		い03		に06		は
		338	い01		と03		は		に07		に
			い02		と04		イ		に08		ほ04
			い03		と05	376	は		に09	395	い01
			い04		と06		ほ		に10		い02
			い05	342	い01		イ		ほ01		い03
			い06		い02	379	い01		ほ02		い04

名称	位置	林 小 班				
北上高地	三陸北部署	395 い05	524 は	528 ほ04	537 ろ	540 ち
		ろ	に	ほ05	は	り
		は01	ほ	ほ06	に	ぬ01
		は02	へ	へ	ほ	ぬ02
		に01	ち	と	へ01	ぬ03
		に02	イ	ち	へ02	る01
		396 ろ01	ロ	り	と01	る02
		ろ02	525 ろ02	ぬ	と02	る03
		ろ03	ろ03	る01	と03	わ
		は01	は	る02	と04	よ
		は02	ほ	わ	と05	た
		に	へ	529 い01	ち	れ
		ほ	527 い01	い02	り	ハ
		へ01	い02	い03	ぬ	ニ
		へ02	い03	ろ01	る	ホ
		と	い04	ろ02	イ	541 い01
		400 は	ろ01	ろ03	ロ	い02
		401 ろ01	ろ02	ろ04	へ	い03
		ろ02	は01	は	538 い	ろ
		は	は02	に01	へ	は
		に	は03	に02	ロ01	に
		ほ	は04	530 い01	ロ02	ほ01
		408 り	に01	い02	539 い01	ほ02
		409 ほ	に02	い03	い04	へ
		へ	に03	い04	い05	と
		と	に04	ろ	い06	ち
		ぬ	ほ01	は	ろ01	り01
		る01	ほ02	に	ろ02	り02
		410 い03	ほ03	ほ	ろ03	イ
		い04	へ	へ	ろ04	ロ01
		ろ	と	イ	は01	ロ02
		は02	ち	531 い02	は02	542 い
		は03	り	ろ	は03	ろ
		411 い01	528 い	532 い	に	は
		い02	ろ01	533 ち	ほ02	544 は
		ろ	ろ02	わ	へ	に
		は	ろ03	534 ろ	ロ	ほ
		に	は01	は	540 ろ01	546 は
		ほ	は02	イ	ろ02	に
		イ	は03	ロ	ろ03	と
		ロ	は04	536 ろ01	ろ04	ち
		412 い01	は05	ろ02	ろ05	り
		い02	は06	ろ03	ろ06	547 い
		ろ	は07	に01	は	ろ
		522 ほ	に01	に06	に	は
		へ	に02	に07	ほ01	に
		イ	に03	に08	ほ02	り
		523 い01	ほ01	ほ	へ01	548 い
		る02	ほ02	イ	へ02	ろ
		わ	ほ03	537 い	と	は

名称	位置	林 小 班				
北上高地	三陸北部署	549 い01	550 ほ	554 に01	555 め02	558 い02
		い02	へ01	に02	る01	い03
		い03	へ02	に03	る02	い04
		い04	へ03	に04	556 い01	い05
		い05	と	に05	い02	い06
		い06	ち01	に06	い03	い07
		い07	ち02	に07	ろ	ろ01
		ろ	ち03	に08	は01	ろ02
		は01	ち04	に09	は02	ろ03
		は02	り01	ほ	は03	ろ04
		は03	り02	へ01	に	ろ05
		に	ぬ	へ02	ほ01	ろ06
		ほ	イ	へ03	ほ02	ろ07
		へ	ロ	と	へ	ろ08
		と01	553 い02	ち	と	ろ09
		と02	は01	り	ち	ろ10
		ち01	は02	ぬ	イ01	ろ11
		ち02	は03	る01	イ02	ろ12
		り01	は04	る02	イ03	ろ13
		り02	は05	わ	557 い01	ろ14
		り03	は06	か	い02	ろ15
		り04	は07	よ01	い03	ろ16
		ぬ	は08	よ02	い04	ろ17
		る01	は09	よ03	い05	ろ18
		る02	は10	イ	い06	ろ19
		る03	は11	ロ	い07	ろ20
		る04	は12	ハ	い08	は01
		る05	は13	ニ	い09	は02
		る06	か04	へ	ろ	は03
		る07	か05	555 い	は	は04
		る08	か06	ろ	に	は05
		る09	よ02	は01	ほ01	は06
		る10	よ03	は02	ほ02	は07
		る11	た	は03	へ	に01
		る12	れ	に01	と01	に02
		わ	そ	に02	と02	に03
		か	つ	に03	ち	に04
		よ	イ	に04	り	に05
		550 い01	554 い01	に05	ぬ	ほ
		い02	い02	ほ	る01	へ
		ろ01	い03	へ01	る02	と
		ろ02	い04	へ02	わ	ち
		ろ03	い05	へ03	か	り
		ろ04	ろ01	と01	よ	ぬ
		は01	ろ02	と02	た	る01
		は02	ろ03	と03	れ	る02
		は03	は01	と04	イ01	わ01
		に01	は02	ち	イ02	わ02
		に02	は03	り	イ03	か
		に03	は04	ぬ01	558 い01	よ

名称	位置	林 小 班				
北上高地	三陸北部署	558 た	559 ほ02	559 る01	560 に01	560 ぬ
		れ	ほ03	る02	に02	る01
		そ	ほ04	る03	ほ01	る02
		イ	ほ05	る04	ほ02	わ
		559 い	ほ06	る05	ほ03	か
		ろ	へ01	る06	ほ04	イ01
		は01	へ02	る07	ほ05	イ02
		は02	へ03	560 い01	ほ06	イ03
		は03	へ04	い02	へ01	
		に01	と01	い03	へ02	
		に02	と02	い04	と01	
		に03	ち01	い05	と02	
		に04	ち02	い06	と03	
		に05	ち03	ろ01	ち	
		に06	り	ろ02	り01	
		ほ01	ぬ	は	り02	

名称	位置	林 小 班				
北上高地	久慈支署	42 い01	44 と	46 め02	48 ろ06	49 に03
		い02	ち	め03	ろ07	に04
		い03	45 い01	る01	は01	に05
		い04	い02	る02	は02	ほ
		い05	ろ01	る03	は03	へ01
		い06	ろ02	る04	に01	へ02
		い07	ろ03	る05	に02	へ03
		ろ01	ろ04	わ01	ほ	へ04
		ろ02	ろ05	わ02	へ01	へ05
		と01	は	わ03	へ02	と01
		と02	に	わ04	へ03	と02
		と03	ほ	イ	へ04	と03
		る	へ	ロ	へ05	と04
		43 い01	と	47 い01	と01	ち01
		い02	46 い01	い02	と02	ち02
		い03	い02	い03	と03	ち03
		い04	い03	い04	と04	ち04
		い05	い04	い05	と05	ち05
		い06	い05	い06	ち01	50 い01
		い07	い06	い07	ち02	い02
		い08	い07	い08	イ	い03
		ろ01	い08	い09	ロ	い04
		ろ02	い09	い10	49 い01	い05
		ろ03	い10	ろ01	い02	い06
		ろ04	ろ	ろ02	い03	い07
		ろ05	は	ろ03	い04	い08
		ろ06	に01	ろ04	い05	い09
		は01	に02	は	い06	ろ
		は02	に03	に01	い07	に01
		は03	ほ	に02	い08	に02
		44 い01	へ01	に03	い09	に03
		い02	へ02	ほ	い10	に04
		い03	と01	へ	い11	ほ
		い04	と02	と	ろ01	へ
		い05	と03	ち	ろ02	と
		ろ01	と04	り	ろ03	イ
		ろ02	と05	48 い01	ろ04	71 ろ
		は01	と06	い02	ろ05	ち01
		は02	と07	い03	ろ06	ち02
		に01	と08	い04	ろ07	ぬ
		に02	と09	い05	ろ08	る06
		に03	と10	い06	ろ09	る07
		に04	と11	い07	は01	わ02
		ほ01	と12	い08	は02	イ
		ほ02	ち01	い09	は03	153 い03
		ほ03	ち02	ろ01	は04	い04
		ほ04	ち03	ろ02	は05	い05
		ほ05	ち04	ろ03	は06	い06
		ほ06	り	ろ04	に01	イ
		へ	ぬ01	ろ05	に02	155 ろ02

名称	位置	林 小 班				
北上高地	久慈支署	155 ろ03	157 い01	158 ろ03	159 に02	161 ほ02
		ろ04	い05	ろ04	に03	ほ03
		ろ05	は	ろ05	ほ	へ01
		ろ06	に01	ろ06	イ	へ02
		ろ07	に02	は01	161 い01	へ03
		ろ08	に03	に01	い02	へ04
		は01	に04	ほ	ろ01	へ05
		は02	に05	イ01	ろ02	162 い
		ほ02	に06	イ02	ろ03	ろ01
		と	ほ	159 い01	ろ04	ろ02
		り	158 い02	い02	は01	ろ03
		ぬ	い03	い03	は02	は01
		156 ろ04	い04	い04	は03	は02
		ろ06	い05	は01	は04	
		ろ07	い06	は02	は05	
		ろ08	い07	は03	は06	
		ろ09	い08	は04	は07	
		ろ10	い09	は05	は08	
		へ03	ろ01	は06	に	
		と	ろ02	に01	ほ01	

参考3 レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法別の林小班

位置	施業方法	林 小 班				
三 陸 北 部 署	育成 単層林	24 ち る02 る03 29 よ01 よ02 よ03 よ04 よ05 よ06 よ07	29 よ08 よ09 る03 わ01 わ02 わ03 わ04 30 う01 た01 た02	30 な ね の ら 184 は03 570 ち01 に01 に02 は へ01	570 へ02 り04 り05 571 い02 い03 い04 に05 に06 ほ ろ01	571 ろ02 ろ03 ろ04 578 い05 い06 い07 595 ち 595 ぬ
	育成 複層林	184 い03 ろ04	184 ろ05 578 は03			
	天然 生林	24 か た ぬ01 ぬ02 ぬ03 よ り01 り02 り03	24 ろ01 わ01 わ02 わ03 29 う02 ぬ01 ぬ02 ぬ03 30 う02	30 そ つ む れ 75 ほ 184 に は01 ほ01 ほ02	184 ろ02 549 よ 550 と 570 い と01 ぬ02 ほ01 ほ02 ろ	571 そ り03 595 り
	林地 以外	25 イ 26 イ	26 口 27 イ	27 口 550 イ		
久 慈 支 署	育成 単層林	161 い01 い02 は02	161 は03 は04 は05	161 は06 は07 は08	161 ほ02 ろ01 ろ02	161 ろ03 ろ04
	天然 生林	161 に へ01 へ02	161 へ03 へ05 ほ01	161 ほ03 162 い は02	162 ろ02 ろ03	
	林地 以外	162 イ 口				